

ドイツの滞在法—「外国人法」から EU「移民法」へ

戸田 典子

【目次】

- I 滞在法の制定
- II 滞在法の要点
 - 1 適用対象
 - 2 滞在資格の簡素化
 - 3 「第20条」—労働移民制度の挫折
 - 4 滞在
 - (1) 教育・訓練、研究
 - (2) 職業活動（就労、自営業）
 - (3) 国際法上、人道上又は政治的理由に基づく滞在
 - (4) 家族の呼寄せ
 - 5 外国人の統合
 - 6 国外退去措置の強化、テロリズム対策
 - 7 外国人の情報の管理—データの収集と利用
- III 「外国人法」から EU「移民法」へ

I 滞在法の制定

本稿で紹介する「連邦領域における外国人の滞在、職業活動及び統合に関する法律（滞在法）^(注1)」は、「移住の制御及び限定並びに連合市民及び外国人の滞在及び統合の規制のための法律（移住法）^(注2)」の第1章として制定された^(注3)。移住法はその他、EU自由移動法の制定、庇護手続法、外国人中央登録簿法、国籍法等の改正を含んでいる。

滞在法制定のきっかけとなったのは、2000年2月の、シュレーダー連邦首相による「グリーンカード制」の提案である。ドイツではバイオテクノロジー、IT等の多くの分野で技術者の需要が高まる一方であり、国内の人材は不足していた^(注4)。「グリーンカード制」は、IT技術者を5年以内の滞在期間でEU域外から受け入れる制度で、2000年8月施行の2つの命令により実施さ^(注5)

れた。1950年代半ばから外国人労働者を導入してきた西ドイツは、1973年に方針を転換し、募集を停止したが、短期滞在の労働者については、法規命令、国家間協定により多数導入し、職種も広げてきており、「1973年の外国人労働者募集停止は公式には維持されたものの、実態では空洞化され、意味のないものとなっていた」と評されるほどであった^(注6)。しかし、外国人法制上は就労を目的とする滞在はあくまで例外として位置づけられていた。首相の提案したグリーンカード制はこれを再度転換するものと受け止められ、「外国人問題」に極めて敏感なドイツの世論は沸騰した。

シリー連邦内相は、与野党の識者、専門家から成る諮問委員会「独立委員会“移住”」（Unabhängige Kommission "Zuwanderung"）を2000年9月に設置し、労働力導入をはじめ、難民、家族呼寄せを含む移住問題一般について諮問した。同委員会が2001年7月4日に提出した報告『移住を形造り、統合を促進する』^(注8)に基づき、連邦政府は移住法案を第14議会期（1998年10月26日～2002年10月17日）の連邦議会に提出した。この法案は2002年6月にいったん成立し、公布されたが（以下「2002年移住法」という。）、連邦参議院での採決の手続が2002年12月18日の連邦憲法裁判所判決により違憲とされ、無効となった。連邦参議院には州政府が任命した複数の議員（州政府の閣僚）が出席するが、一つの州の投票は賛否いずれかに一括して行う。移住法の採決では、ブランデンブルク州の内相が「反対」と発言したが、議長が同州首相に確認して、州として「賛成」とみなした。この手続が違憲とされた。連邦政府は第15議会期（2002年10月

17日～2005年10月18日) にほぼ同じ内容の法案を改めて提出した。この法案は、両院協議会で多数の修正の後、2004年7月に成立した(以下「2004年移住法」という。)。施行は、一部を除き、2005年1月1日であった。これにより従来の「外国人の入国及び滞在に関する法律(外国人法)^(注10)」は廃止された。

2004年移住法の第1章として制定された滞在法は、2007年8月までに7回改正されている。グリーンカード制の提案から第7回改正までの経緯は表1の通りである。このうち、重要なも

のとして、第1回、第6回、第7回の改正が挙げられる。

第1回改正は、「拾得文書データベース」新設のための改正である。第6回改正は、EU規則実施のための旅券法改正に伴うものである。いずれも外国人の情報の管理に関連する改正であり、II 7で触れる。

2002年以降、難民認定、家族呼寄せに関するEU指令の制定が相次いでおり、連邦政府はこれらの国内法化のため、2005年6月には滞在法等の改正案の連邦議会提出を予定していたとこ

表1 滞在法制定及び改正経過

年月日	事 項	資 料
2000. 2	シュレーダー連邦首相「グリーンカード制」を提案	
2000. 8. 1	グリーンカード政令施行	
2000. 9	独立委員会「移住」設置	
2001. 7. 4	独立委員会「移住」、報告書を発表	
2002. 1. 14	連邦政府、移住法案を連邦議会に提出	BT-Drs. 14/7987
2002. 6. 25	2002年6月20日の移住法(2002年移住法)公布	BGBI. I S.1946
2002. 9. 22	連邦議会選挙。第15議会期(2002年10月17日～2005年10月18日)。社会民主党、90年同盟・緑の党の連立政権。	
2002. 12. 18	連邦憲法裁判所判決 2002年移住法は無効となる	BGBI. I 2003 S.126a
2003. 2. 7	連邦政府、移住法案を連邦議会に提出	BT-Drs. 15/420
2004. 8. 5	2004年7月30日の移住法(2004年移住法)公布(施行日は、一部が2004年8月6日、9月1日、大部分は2005年1月1日)	BGBI. I S.1950
2005. 3. 17	(第1回改正) 2005年3月14日の滞在法その他の法律の改正のための法律公布	BGBI. I S.721
2005. 6. 30	(第2回改正) 2005年6月21日の連邦国境警備隊を連邦警察に改称するための法律公布	BGBI. I S.1818
2005. 9. 18	連邦議会選挙。第16議会期(2005年10月18日～)。キリスト教民主同盟/社会同盟、社会民主党の大連立政権。	
2006. 7	連邦内務省『移住法評価報告書』を発表	
2006. 12. 11	(第3回改正) 2006年12月5日の親手当導入のための法律公布	BGBI. I S.2748
2006. 12. 14	(第4回改正) 2006年12月7日のブルガリア共和国及びルーマニアの欧州連合への加盟による連邦の法規命令の適合のための法律公布	BGBI. I S.2814
2007. 5. 23	(第5回改正) 2007年5月16日の連邦被追放者法第6次改正法公布	BGBI. I S.748
2007. 7. 27	(第6回改正) 2007年7月20日の旅券法その他の法規を改正するための法律公布	BGBI. I S.1566
2007. 8. 27	(第7回改正) 2007年8月19日の欧州連合の滞在法規上及び庇護法規上の指令の施行のための法律公布	BGBI. I S.1970

ろ、7月に連邦議会が解散される見通しとなり、先送りとなった。9月の連邦議会選挙の結果、キリスト教民主同盟／社会同盟と社会民主党が大連立政権を樹立した。連立協定の1項目として、施行後1年半の時点での移住法の評価を行うことが取り決められ、2006年7月連邦内務省は『移住法評価報告書』^(注11)を提出した。報告書は、国外退去措置の執行が困難なためドイツに残留している難民の取り扱い、偽装結婚など家族呼寄せの濫用への対処等、改正すべき点を多数指摘した^(注13)。第7回の改正法案は、2002年11月^(注14)から2005年12月までに発せられた11本のEU指令の最終的な国内法化に加え、これらの点が盛り込まれ、大規模なものとなった。法案に対し、家族呼寄せの要件を厳しくした点に批判が集中し、第7回改正案の連邦議会の採決では、野党のほか、社会民主党の議員21名も反対し、5名が棄権した。改正内容については、要点を解説する中で適宜触れることにする。

II 滞在法の要点

1 適用対象

滞在法の適用対象（第1条第2項）はドイツ人以外の外国人であるが、すべての外国人ではない。滞在法が移住法の第1章として制定された際、第2章として「連合市民の一般的な自由移動に関する法律（EU自由移動法）」^(注15)が同時に制定された。これは従前の「EEC構成国国民の^(注16)入国及び滞在に関する法律」を継承するもので、ドイツ以外のEU構成国の国民（以下「EU市民」という。）とその家族及び欧州経済領域（EEA）^(注17)諸国（ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン）国民とその家族に適用される（EU自由移動法第1条、第12条）。滞在法はこのEU自由移動法の適用者を適用外と定めている（第1条第2項）。さらに、ECとスイスとの間の協定により、^(注18)スイス国民にも滞在法は適

用されない（滞在令^(注19)第28条）。

「外国人」とは「ドイツ人」以外の者であり（第2条第1項）、「ドイツ人」はドイツ連邦共和国基本法（以下「基本法」という。）第116条第1項で定義されている。この定義によれば、ドイツ国籍を有する者のほか、ドイツ民族に属し第2次世界大戦以前の1937年12月31日の時点でドイツ領土にいた者とその配偶者、子孫も「ドイツ人」である。これらの人々がドイツに帰還した場合、帰還者（Aussiedler、1993年以降の帰還者は「後発帰還者」（Spätaussiedler）と呼ばれる。）と呼ばれ、社会統合などの点でしばしば「外国人問題」の一環として論じられるが、「外国人」ではないため滞在法の対象ではない。帰還者の定義、^(注20)処遇等は、連邦被追放者法が定めている。

2 滞在資格の簡素化

外国人法は、ドイツにおける外国人の滞在資格（Aufenthaltsgenehmigung）を、①期間の定めのある滞在許可（befristete Aufenthaltserlaubnis）、②期間の定めのない滞在許可（unbefristete Aufenthaltserlaubnis）、③滞在権（Aufenthaltsberechtigung）、④滞在認可（Aufenthaltsbewilligung）⑤特別滞在権（Aufenthaltsbefugnis）^(注21)に区分していた。

滞在許可は、滞在目的にかかわらず付与された。①の期間の定めのある滞在許可を5年以上保有する等の要件を満たすと②の期間の定めのない滞在許可が付与された。さらに、期間の定めのない滞在許可を3年以上保有、又は期間の定めのある滞在許可を8年以上保有する等の要件を満たすと、③の滞在権が付与された。滞在権は永続的な滞在を認められる資格で、滞在権を取得した外国人は、公共の安全秩序に重大な侵害をしない限り国外退去命令を受けることはなかった。

④の滞在認可は、留学生や季節労働者、請負

契約労働者等の滞在のために最長 2 年付与され、更新可能であるが、滞在目的の変更はできず、滞在権にはつながらなかった。⑤の特別滞在権は、難民等を対象とし、国際法上、人道上の理由で付与された。特別滞在権を 8 年間保有し、生計の確保等の要件を満たす場合には、期間の定めのない滞在許可を付与された。期間の定めのない滞在許可は、上記の通り滞在権につながった。

このうち入国時に付与されるのは、①、④、⑤のいずれかであった。つまり、長期又は永続的な滞在を認める②、③が入国時に付与されることはなかった。どのような外国人であっても当初は期限付きで滞在を許し、滞在の状況を審査して徐々に滞在資格のステータスを上げ、最終ゴールとして永続的な滞在を認めるという方式である。外国人法の滞在資格の関係は図 1 のようになる。

2004 年末の各滞在資格の保有者数は次の通りである。

- ① 144万3891人
- ② 198万6968人
- ③ 73万3446人
- ④ 27万4029人
- ⑤ 25万4454人

(「猶予」(II 4 (3)(ii)参照) 20万2929人)

外国人全体数671万7115人(①から⑤までと「猶予」の合計(489万5717人)とは182万1398人の差がある。その多くは EU 市民である。他に、庇護手続法による手続の途中で、暫定的に滞在が許されている者等が含まれる。^(注22)

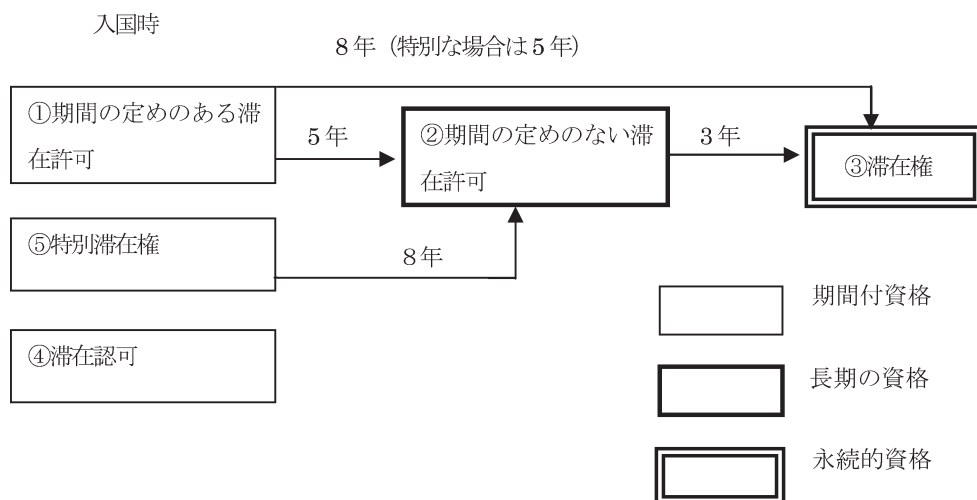
滞在法では滞在資格(Aufenthaltstitel)は簡素化され、ビザのほかは、滞在許可(Aufenthalts-erlaubnis 第7条)と定住許可(Niederlassungserlaubnis 第9条)の2種になり、第7回改正で、EC 継続滞在許可(Erlaubnis zum Daueraufenthalt-EG。第9a条)が加えられた。

滞在資格の一般的な付与要件としては、第5条に、生計の確保、身元が明らかなこと、国外退去命令の理由が存在しないこと等が規定されている。人道上の理由に基づく滞在等の場合には、要件を免除することも定められている。

滞在許可には期間が付され、延長が可能である。5年以上滞在許可を保有し、生計の確保、住宅の確保、ドイツ語の知識、ドイツの法的秩序・社会秩序・生活事情の知識等の要件を満たした外国人には定住許可を付与しなければならない(第9条第2項)。短期の滞在(季節労働者、請負労働者等)の場合の滞在許可は原則として延長できないが(第8条第2項)、その他の滞在許可は定住許可につながる。

外国人法と異なり、滞在法では、永続的な滞

図1 外国人法の滞在資格



在資格である定住許可を、入国時に付与する場合を定めた。高度な資格を持つ者（第19条）又はドイツの特別な政治的利益がある場合（第23条第2項）である。入国時点で永続的な滞在資格を与えることは「移民国家」の指標とされる。^(注23) ドイツには2006年末の時点で675万5000人（全人口約8231万人中の8.2%）の外国人が居住し、このうち3分の1以上が20年以上滞在している。平均滞在年数は17.3年である。ドイツ国籍取得者、帰還者を含む「移民の背景を有する市民」^(注24) は1530万人で、全人口の約19%にもなる。つまり、「ドイツは移民国家ではない」というスローガンが長く定着してきたにもかかわらず、ドイツは、数の上では事実上の「移民国家」となっている。^(注25) 滞在法の制定が難航したのは、この事実を受け入れ、法的に認めることの困難さを示している。

EC 継続滞在許可は、EU の長期滞在指令（2003/109/EC）^(注26) の国内法化のために、第7回の改正法により新設された。この指令は、EU 構成国において EU 域外の外国人に長期滞在の資格（ドイツでは「EC 継続滞在許可」）を認める要件及びこの資格を取得した外国人（長期滞在権者）が他の EU 構成国で享受できる法的地位を定めている。例えばこの指令は、一国で長期滞在の資格を取得すれば他の構成国で3か月以上の滞在資格が容易に取得でき、就労も可能であるとしている。ドイツの滞在法ではこれを第7回の改正法により新設した第38a条において国内法化した。また、滞在法は、他の EU 構成国

が付与した長期滞在の資格を有する外国人に、配偶者呼寄せの請求権を与える規定（第30条第1項第3号f）を置いた。他の構成国が付与した滞在資格の効果をドイツにも及ぼすものである。現時点では一国で長期滞在の資格を取得してもそれが他の構成国の長期滞在の資格となるわけではないが、将来は EU 共通の長期滞在資格が創設されるであろう。^(注27)

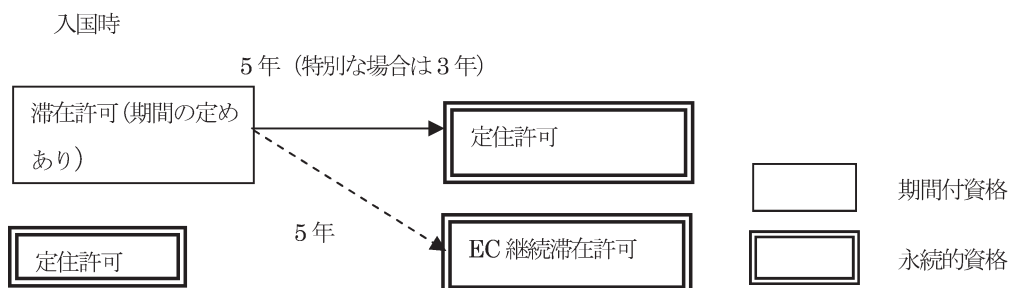
ドイツが新設した EC 継続滞在許可は、定住許可よりも取得の要件が厳しい。また、人道上、国際法上の理由で取得した滞在許可は、定住許可にはつながらず、EC 継続滞在許可にはつながらず、EC 継続滞在許可は定住許可と同じではない（第9a条第3項）。

滞在法の滞在資格の関係は図2のようになる。

3 「第20条」——労働移民制度の挫折

2002年移住法及び2004年移住法案では入国時に付与する定住許可の範囲をもっと広く定めていた。すなわち、滞在法には、専門的な機能を有する外国人を広く募集して選抜し、入国時に定住許可を付与することを定める第20条が設けられていた（既にドイツに滞在している外国人も定住許可を得るために選抜を受けることができる）。従来は就労目的での入国は、どの職種に就くかが予めきまっている場合に限られていたが、第20条は職種を定めずに入国を認める新しい労働移民システムを規定していた。選抜には、カナダで用いられているポイントシステムを想

図2 滞在法の滞在資格



定していた。これは、年齢、学歴・職歴、ドイツ語能力等を点数化して、応募者を選抜する方式である。第20条は滞在法の目玉であり、これが実現していれば、滞在法は「移民法」としての性格をさらに強めていたはずである。しかし、第20条は両院協議会の協議の結果、削除され、制定された法律では空白となった。その後、第7回改正により第20条には研究目的の滞在の規定が置かれている。

4 滞在

滞在資格別の構成をとっていた外国人法は、誰がどの資格を得られるのかわかりにくいと言われていた。滞在法はこれを変え、滞在目的別の構成をとっている。

滞在資格の付与の方式については、滞在法は、外国人法が1990年の改正により定めた3つの方式を継承している。すなわち、①法的請求権、②原則的請求権、③裁量行為である。^(注28) ①は、滞在資格の付与が法律上の請求権として認められ、請求があれば当然に付与しなければならない場合で、「付与しなければならない」「付与する」と規定される。②は、例外が認められない限り原則として付与する場合で、「付与するものとする」と規定される。③は、滞在資格の付与に法律上の請求権が存在せず、行政庁の裁量にゆだねる場合で、「付与することができる」と規定される。広渡清吾東京大学教授はこれについて、「外国人の滞在を認めるかどうかは、受入れ国の主権的決定事項であり、伝統的な法理論によれば裁量的行為である」にもかかわらず、「ドイツ滞在法は、これに対して外国人が権利として滞在許可や定住許可を請求できる場合を規定」^(注29) しており、ドイツ滞在法の特徴の1つであると指摘している。以下、滞在目的別に滞在法の内容をまとめる。

(1) 教育・訓練、研究

大学等での学習を目的とする滞在は、1年以上の期間で付与され、さらに1年延長できる(第16条第1項)。滞在法制定当初は最初から2年の期間で付与するとしたが、第7回改正で短縮された。改正法案の理由書は、治安対策上の理由であると述べている。大学教育を修了した後は求職のため1年まで滞在許可を延長することができる(第16条第4項、就労令(II 4(2)(i)参照)第27条第3号)。

第7回改正により、空白となっていた第20条に研究目的の滞在の規定が挿入された。これは、EUの指令2005/71/ECの原則を国内法化したものである。^(注31) 特に民間企業がEU域外の研究者を受け入れやすくすることを目指した指令であり、ドイツでの国内法化に経済界は期待を寄せてきた。^(注32) 第20条は、研究者と研究機関が受入契約を締結すること、受入契約終了後、外国人が直ちに出国しなかった場合等に発生する費用を研究機関が引き受ける義務なども定めている。

(2) 職業活動(就労、自営業)

(i) 原則

外国人法では、就労(職業活動のうち、被用者としての活動)に関する規定は、外国人労働者募集停止の原則を明文化する第10条のみであった。すなわち、就労目的で3か月を超えてドイツに滞在しようとする外国人は、連邦内務省が連邦参議院の同意を得て定めた法規命令による以外には滞在資格を取得することができない、としていた。自営業については外国人法には規定がなく、行政の裁量によって許可されていた。^(注34)

滞在法では、外国人の移住の前提として、ドイツの「経済的利益及び労働市場政策上の利益」を考慮すること(第1条第1項)を掲げている。この前提の下で就労できる外国人は次の2つに区分される。

① 就労目的の滞在資格を取得した新規入国の外国人

② 就労目的以外の滞在資格を取得して既にドイツ国内に居住する外国人で、その滞在資格が職業活動を許可しているもの（第4条第3項）。

①の場合の就労の詳細は、「新規に入国する外国人の就労の許可に関する命令（就労令）」^(注35)が、②の場合の就労の詳細は、「国内に居住する外国人の就労の手続及び許可に関する命令（就労手続令）」^(注36)が定めている。この他、個別の命令により、就労が定められる場合がある。法規命令等に委ねられた領域が大きい点は、外国人法と変わっていない。

(a) 就労目的の滞在資格を取得した新規入国の外国人

就労目的の滞在資格は、職場が実際に提供される場合に限り付与することができる（第18条第2項及び第5項）。この条件の下で、新規入国の外国人は次の場合に就労することができる。

- ・就労令又は国家間協定が連邦雇用エージェンシー^(注37)の同意がなくても就労可能と定めている職種に就く場合。
- ・就労令が連邦雇用エージェンシーの同意がなければ就労できないと定めている職種については、その同意がある場合。

連邦雇用エージェンシーは、外国人の就労が労働市場に不利益を及ぼさず、ドイツ人及びドイツ人と同等のEU市民等で求人を満たせないことを審査（「優先性審査」(Vorrangprüfung)）した後、同意を与える（第39条第2項）。ドイツ人労働者より不利な労働条件で就労させることは許されない（第39条第2項）。連邦雇用エージェンシーが同意を拒否したり、同意を取り消す場合の理由が第40条及び第41条に挙げられている。例えば、社会法典に違反して就労目的の滞在資格なしに就労した場合や、不正労働防

^(注38)止法に違反して就労した場合である。

こうした要件の下で、一般の外国人労働者には滞在許可が付与される。連邦雇用エージェンシーは、同意する際に就労期間を定め、企業、地域を限定することができ（第39条第4項）、こうした制限は滞在資格証に明記される（第18条第2項）。滞在法は自営業者についても条文を新設し、50万ユーロ（約7900万円）以上の投資及び5人以上の雇用を創出できると判定されれば滞在許可を付与することができる^(注39)と定めている（第21条。滞在法制定時は、「100万ユーロ以上」、「10人以上」の要件であったが、この基準値は厳しすぎるとして第7回改正によりそれぞれ半減された。）。

このように滞在法は職業活動を目的とする滞在の条文を拡充し、高度な資格を持つ者^(注40)と自営業者の入国・滞在を容易にしたが、第20条が削除されたために（II 3参照）、「既存の法的状況の原則は何も変わらなかった」と評される^(注41)。

新規入国の外国人が就労令に基づいて就労できる職種は表2のとおりである。専門的な人材向けの、連邦雇用エージェンシーの同意を要しない職種（表2の①）と、それ以外の、同意を要する職種とに区分される。同意を要する職種はさらに、資格を付与する職業教育を前提としない単純労働の職種（表2の②）と、前提とする職種（表2の③）に区分される。

(b) 就労目的以外の滞在資格を取得して既にドイツ国内に居住する外国人で、その滞在資格が職業活動を許可しているもの

原則として連邦雇用エージェンシーが優先性審査を行って就労に同意した場合にのみ、就労できるが、例外がある。

例外は、①自由に職業活動を行える場合、②優先性審査が免除される場合、に大別できる。

① 自由に職業活動を行える場合とは、滞在法により自由な職業活動が保障されている、以下

表2 新規入国外国人の就労：就労令により就労できる職種

(下線は、ドイツに既に滞在する外国人(要件あり)が、就労手続令により就労できる職種。II 4 (2)(i)(b)②参照)

① 連邦雇用エージェンシーの同意がなくとも就労目的の滞在資格が付与される職種(就労令第1条から第15条まで)	教育・訓練の一環の実習(滞在法第16条の教育・訓練目的の場合; ECが促進するプログラム; 公法人等による国際交換プログラム; ドイツ、EC又は国際機関の奨学金を得た専門家)
	高度な資格を持つ者(定住許可が付与される)
	指導的人材(包括代理権又は支配権を持つ管理職; 法定代理権を持つ法人組織のメンバー; 法律、定款又は契約により代表権を持つ、商會会社の社員又は他の人的集団のメンバー; ドイツ国外でも活動する企業の管理職で特に重要な地位にある者)
	学術研究(大学・研究機関における教育研究職; 大学、公法人である研究機関、ほぼ公的資金で運営される研究機関等の客員研究者; 客員研究者の研究チームで技術的助言者を務める技術者; 公立学校又は認定された私立学校の教員)
	商業活動(国内に営業所を持って商業活動を行う使用者に外国で雇用された者; 外国に営業所を持つ使用者のため、国内で商談や交渉を行い、契約を結び、輸出品を購入する者)。外国に通常の滞在場所を保持したままで12か月中3か月を超えてドイツに滞在してはならない。
	特別な職種(外国の通常の滞在場所を保持したままで、特に重要な学術的、芸術的な講義、公演等を、12か月中3か月を超えない期間、国内で行う者及びその助手; 12か月中3か月を超えない期間、映画祭等で雇用され又は外国から派遣される者; 1年間に15日以内の公演を行う者; ドイツのスポーツチームで活動するプロスポーツ選手、コーチ。16歳以上で、雇用するチームが法定年金保険の保険料を50%以上負担すること; 写真モデル等。連邦雇用エージェンシーへの届出が必要)
	・ジャーナリスト(ドイツ新聞情報庁が認定した外国の新聞社等の会社に雇用されるもの)
	・利得を求めない就労(法律により定められたボランティア活動又はECのプログラムに基づくボランティア活動; 慈善又は宗教的理由に基づき雇用された者)
	外国の大学又は学校の学生又は生徒が12か月中3か月までの期間、連邦雇用エージェンシーに斡旋された休暇中の就労を行うこと
	外国に営業所を持つ企業から12か月中3か月までの期間で国内に派遣された被用者(営業用の機械・設備・データ処理プログラムの設置、修理、撤去等の目的のため; 見本市のブースの設置、撤去、運営の目的のため)
	国際スポーツイベント(団体又は組織の代表、選手、スタッフ、公認されたスポンサーの代表、技術スタッフを含むメディアの代表)
	国際的な道路・鉄道輸送
	海路・空路の交通のスタッフ
	EU構成国又はEEA諸国に営業所を持つ企業の常用労働者が一時的に派遣される場合
	② 連邦雇用エージェンシーが就労に同意を与えることができる職種で、資格を付与する職業教育を前提としない職種(就労令第17条から第24条まで)
移動興行師・移動車両店舗業者*の助手(年間合計9か月まで。連邦雇用エージェンシーと出身国の労働行政機関との間で結ばれた手続と選考についての取決めにに基づき斡旋されること。)	
オペア** (25歳未満。ドイツ語を母語とする家庭で1年まで)	
家事手伝い(介護を必要とする家庭での、社会保険付きのフルタイム就労。3年まで。連邦雇用エージェンシーと出身国の労働行政機関との間で結ばれた手続と選考についての取決めにに基づき斡旋されること。出国後、就労期間と同じ期間が経過しなければ再度就労することはできない。)	
外国企業から派遣された者の家事使用人(入国の1年以上前から、当該家庭で、16歳未満の子又は介護を必要とする家族のために雇用されていた場合。2年まで。3年延長可能)	
芸術・娯楽(芸術家及びその助手。客演又は外国の映画・テレビ制作のために3か月以上派遣される場合)	
③ 連邦雇用エージェンシーが就労に同意を与えることができる職種で、資格を付与する職業教育を前提とする職種(就労令第25条から第31条まで) 3年以上の職業教育を前提とする職種で、①とは異なり、同意が必要なもの。	期間限定の語学教師及び専門料理の調理人(学校で母語を教える教師について5年まで。専門料理のレストランの専門料理の調理人について4年まで。滞在期間が終了して出国した後、3年を経過しなければ再度就労することはできない。)
	IT専門家、学術的な職種(大学卒業レベルの資格を持つ者で、ITに重点を置く分野を修了した者又はその者の就労が公共の利益にかなう者。滞在法第16条による大学修了者がその資格にふさわしい職に就く場合。)
	管理職、専門家(国内の企業が高度な職種について雇用する場合、国家間協定に基づき設立されたドイツと外国との共同設立企業で雇用する場合)
	ソーシャルワーカー(ドイツの事業者により外国人被用者及びその家族のために雇用された者で、十分なドイツ語の知識があるもの)
	看護・介護スタッフ(看護師又は介護士で、対応するドイツの資格と同等の教育を修了し、十分なドイツ語の知識のある者。出身国の労働行政機関との間で結ばれた手続、選考及び斡旋についての取決めにに基づき、連邦雇用エージェンシーにより斡旋されること。)
国際的な人材の交流、外国のプロジェクト(国際的に活動する企業が大学レベルを修了した専門家を人材交流のために雇用する場合。国際的に活動する企業又は国内企業に外国で雇用された専門家が、外国でのプロジェクトのため必要な場合。) 3年以内。滞在法第39条第2文、第1号、第2号の審査は不要。	
◆アンドラ、オーストラリア、イスラエル、日本、カナダ、モナコ、ニュージーランド、サンマリノ、アメリカの国民については、国家間協定や取決めがなくても、連邦雇用エージェンシーは就労に同意できる。	

出典：就労令、就労手続令に基づき作成。

* 自動車で移動しながら、カーニバル等の各地のイベントに出店する業者。提供するものとしては、メリーゴーランド等の遊具、飲食物、サーカス、芸能などがある。原語はSchausteller。

** ドイツ語の習得を目的とし、家庭に住み込んで子どもの世話を中心とした家事の手伝いをする者。食費、住居費は無料。

の外国人のケースである。就労についても自営業についても制限はない。

- ・ 定住許可を付与されている外国人（滞在法第9条）
- ・ 庇護権者として認定された外国人（同法第25条第1項）
- ・ ドイツ人の家族（同法第28条）
- ・ 外国人の家族、条件あり（同法第29条）
- ・ 独立した滞在の権利をもつ配偶者（同法第31条）
- ・ 再入国した外国人（同法第37条）
- ・ EUの他の構成国で長期の滞在の権利を保障された外国人、条件あり（同法第38a条）
- ・ 8年以上前から猶予の状態にあった外国人等で、所定の要件を満たして滞在許可を付与された者（同法第104a条）

② 優先性審査が免除されるのは次の場合である。

○ 連邦雇用エージェンシーの同意が不要な就労を行う場合

就労できる職種は、就労手続令が定めている職種(表2①の下線を付した職種)(就労手続令第2条)である。

○ 同一使用者の下で継続就労する場合

連邦雇用エージェンシーの同意を得て、1年以上の期間を付されて就労し、その有効期間の満了後も引き続き同じ使用者の下で就労する場合。優先性審査の一部は不要。(同令第6条)

○ 連邦雇用エージェンシーの同意が必要な就労であっても、優先性審査の一部又は全部が免除される場合

以下の外国人が対象である。

- ・ 人身取引の被害者で滞在法第25条第4a項に規定する滞在許可を付与されている外国人。(就労手続令第6a条)
- ・ 18歳未満で入国し、滞在資格を持つ外国人で、適切な学校教育、職業教育を受けた場合。職種、使用者、地域等の制限はない。(同令第

8条)

・ 2年間社会保険義務のある就労をしている外国人又は3年前から猶予の状態にあった後若しくは庇護手続法により滞在を暫定的に許されていた後、滞在許可を付与された外国人。職種、使用者、地域等の制限はない。(同令第9条)

・ 1年以上猶予の状態にある外国人又は庇護手続法により滞在を暫定的に許されている外国人。4年以上猶予の状態にある外国人又は庇護手続法により滞在を暫定的に許されている外国人の場合は、職種、使用者、地域等の制限はない(同令第10条。4年以上の者についての定めは、滞在法第7回改正の第104a条の新設(II 4(3)(ii)参照)に対応して追加された。)

【滞在資格と労働資格の一元化】

移住法制定以前は、就労するためには滞在資格と労働資格を取得しなければならず、それぞれ別に付与されていた。就労目的の滞在資格は、外国人法第10条第2項に基づく「自営でない職業活動に従事するための滞在資格に関する命令(労働滞在令)^(注42)」に基づいて付与された。所管は連邦内務省であり、各地の外国人官庁が実務を担当した。労働資格(「労働許可」と「労働権」に区分)は、社会法典第3編に基づき「新規に入国する外国人被用者への労働許可の付与に関する例外的規定のための命令(募集停止外令)^(注43)」と「外国人被用者のための労働資格に関する命令(労働資格令)^(注44)」により付与された。所管は連邦労働社会省であり、各地の労働局(現在は「雇用エージェンシー」)が実務を担当した。

外国人を雇用する企業にとっても外国人本人にとってもわかりにくかったこの体制は、「ワン・ストップ・ガバメント」のローガンの下に改められた。滞在法では、外国人が就労目的の滞在を希望する場合、外国人官庁(又は在外

公館) に申請し、外国人官庁が所管の雇用エージェンシーの同意を得た後、職業活動の可否、条件等を明記した滞在資格証が外国人官庁 (又は在外公館) から外国人に交付される。

(ii) EU 新規加盟国国民の就労

2004年5月1日にEUに加盟した10か国 (チェコ、エストニア、キプロス、ラトビア、リトアニア、ハンガリー、マルタ、ポーランド、スロベニア、スロバキア) のうち、マルタ、キプロスを除く8か国の国民、及び2007年1月1日に加盟したルーマニア、ブルガリアの国民は、他のEU構成国国民とは異なる扱いを受けている。EU自由移動法では、EU市民は自由に就労することができるが (同法第2条第2項)、これらの国民は、連邦雇用エージェンシーから「EU労働資格」 (Arbeitsgenehmigung-EU) (「EU労働許可」 (Arbeitserlaubnis-EU) と「EU労働権」 (Arbeitsberechtigung-EU) に区分) を付与されなければ就労することができない (同法第13条、社会法典第3編第284条)。EU労働許可は期間の定めのある資格であり、これを取得して12か月後に、EU労働権を申請できる。

EU新規加盟国国民もEU市民であるため、滞在資格を取得する必要はない。つまり入国、滞在は自由であるが、就労は自由ではないのである。ただしEU域外の第三国国民と同列ではなく、職業教育を前提とする就労については滞在法第39条第6項により第三国国民より優先されることになった。これはEU新規加盟国国民にとって就労の大幅な緩和であるとされている。^(注45)

上記の就労令は、就労目的の滞在資格を付与するための法規命令であり、EU新規加盟国国民には適用されない。EU新規加盟国国民には、外国人法時代の法規命令である「募集停止例^(注46)」及び「労働資格令」^(注47)が適用される。就労できる職種等は表2にまとめた、就労令が定め

るものとはほぼ同様である。2007年10月16日施行の命令^(注48)により、機械工学等の大学修了者については、優先性審査が免除された。

(iii) 国家間協定による就労—請負契約、研修

上記の他に、ドイツが外国と締結した、国家間協定に基づく就労がある。このうち、連邦雇用エージェンシーの同意も必要なものとして、請負契約 (就労令第39条) と研修 (就労令第40条) が挙げられる。

請負契約による労働とは、ドイツの企業が外国企業に業務を外注した際に締結される請負契約の枠内での労働で、主に建設業で行われている。^(注49) 滞在許可の期間は、2年までであるが、請負契約の遂行にそれ以上の期間が必要なことが事前に確定できる場合には3年まで延長できる。請負労働者が一度出国すると滞在資格は失効し、再度滞在資格を得るには、出国と再入国との間の期間が最初の滞在資格の有効期間より長くなければならない。ただし出国前の就労期間が9か月以下の場合には、再入国の禁止期間は3か月である。請負労働者は出身国の企業に雇用されているため、出身国の労働基準が適用されるが、賃金については、ダンピングを防止するためドイツの協約賃金が準用される。特に建設業については、「国境を超えるサービスに係る強制的労働条件に関する法律 (越境労働者派遣法)」^(注50)により、賃金、休暇についてドイツの基準を適用する。

研修は、職業や語学の研修のための国家間協定を締結した外国の国民を18か月以内で雇用するものである。^(注51)

(iv) 法規の適用状況と就労の状況

以上のように就労については、法規は依然として錯綜している。表3は、現在の法規の適用状況である。EU新規加盟国国民の就労について、滞在法、就労令、就労手続令が有利な規定

表3 外国人の就労に関する法規命令の適用状況

法律	滞在法 (2005年施行)	EU 自由 移動法	社会法典
法規命令	就労令, 就労手続 令		募集中止例外 令, 労働資格令
	職業活動の可否 を明記した滞在 資格証を交付		労働資格を付与 令の改正
EU 旧加盟国、マル タ、キプロス、EEA の国民	×	○	×
EU 新規加盟国の 国民 (マルタ、キ プロス除く)	△	○	○ EU 労働資格を 付与
第三国の国民	○	×	×

○：適用 ×：適用せず △：準用の場合あり

を置いている場合には、これを準用する（社会法典第3編第284条第6項）。なお、これらは経過措置であって、2004年加盟の諸国国民は、遅くとも2011年5月1日までに、ブルガリア、ルーマニアについては遅くとも2014年1月1日までに、旧加盟国国民と同等となる。

【就労の状況】

2004年に募集中止例外令によって労働資格を取得した者は38万392人であり、このうち季節労働者（28万9752人）、移動興行師・移動車両店舗業者の助手（8,146人）及び請負労働者（4万4729人）^(注52)の三者で90%以上を占めている。2005年の就労斡旋状況を見ると、中東欧からの季節労働者が32万383人、移動興行師・移動車両店舗業者の助手が9,406人、中東欧及び他の諸国からの請負労働者が2万1916人であった。前二者の合計の84.7%、請負労働者の45.9%がポーランド人^(注53)であった。この統計は全体数を示していないが、この三者以外の数は少ないと考えてよいであろう。

(3) 国際法上、人道上又は政治的理由に基づく滞在

(i) 庇護権者、条約難民等

滞在法は、国際法上、人道上又は政治的理由に基づいて滞在する外国人を次のように区分し、滞在許可の付与を定めている。

(a) EUの指令2001/55/EC^(注54)に基づき、一時的保護を保障される外国人（第24条）

この指令は、大量の難民が発生した、旧ユーゴスラビアの内戦を契機として採択された。発生理由が明らかで、個別審査の必要がない大量難民を一時的に保護するためのものである。指令に基づいて算定された一時的保護の期間、滞在許可を付与される^(注55)（以下、II 4の冒頭に記した、滞在資格付与の3つの方式の違いを示すため、傍点を付す）。

(b) 政治的被害者として庇護権を確定的に認定された外国人（第25条第1項）

基本法第16a 条に基づき、庇護手続法により庇護権者として認定された外国人である。審査は連邦移住難民庁が行う。庇護権者には3年の滞在許可を付与しなければならない。延長も可能である。

(c) ジュネーブ難民条約上の難民として、庇護手続法第3条第4項の規定により難民の地位を承認 (Zuerkennung der Flüchtlingseigenschaft) された外国人(条約難民。第25条第2項)

庇護手続法第3条によれば、滞在法第60条第1項に定める危険が存在する場合に、ジュネーブ難民条約上の難民として承認される。審査は連邦移住難民庁が行う。滞在法第60条第1項は、「1951年7月28日の難民の法的地位に関する条約(ジュネーブ難民条約)の適用により、人種、宗教、国籍若しくは特定の社会集団への帰属又はその政治的信念」により迫害される危険がある国への国外退去強制を禁止している。

第60条第1項は、「性別」による迫害の危険も「特定の社会集団への帰属」のための迫害と認め、迫害の主体として、国家以外の「非国家的主体」も掲げた。この、「性別」と「非国家的主体による迫害」は、外国人法では明記されておらず、裁判でも迫害の理由として重視されてこなかった。^(注56)この状況は、従来から国際基準に満たないとして強く批判されてきており、90年同盟/緑の党は滞在法への明記を主張してきた。これが盛り込まれたことは滞在法の成果として歓迎されている。EUの難民認定指令(2004/83/EC)^(注57)も非国家的主体による迫害を認め、性別による迫害も認定時に考慮する、としており、滞在法の規定はこの指令とも関連づけられることとなった。^(注58)

滞在法により、庇護権者と条約難民の扱いは同等となった。従来、条約難民には特別滞在権が付与され、8年間の滞在の後に期間の定めのない滞在許可を取得する道はあったが、容易で

はなかった。滞在法は、条約難民には、3年の滞在許可を付与しなければならない、とし、延長も可能とした。条約難民には、配偶者と子の呼寄せについても庇護権者と同等の権利が認められた(第30条、第32条)。一方、外国人法では直ちに期間の定めのない滞在許可が付与されていた庇護権者には、滞在法では3年間の滞在許可^(注59)が付与されることとなり、地位が低下した。ただし、庇護権者、条約難民について、3年後の審査で認定の取消し又は撤回の要件が存在しないことが確定すれば、定住許可を付与しなければならない、と定められた(第26条第3項)

(d) 第60条第2項等により国外退去強制を禁止される外国人(第25条第3項)

第60条第2項、第3項、第5項、第7項に定める国外退去強制の禁止の要件は次の通りである。これらは滞在法制定時には外国人法第53条からそのまま移されたが、第7回改正で要件が拡大され、禁止する範囲が広がった。第7回改正により追加された部分を下線で示す。

- ・拷問、非人間的若しくは屈辱的な取扱い又は処罰を受ける具体的危険が存在する国への国外退去強制(第60条第2項)、
- ・犯罪行為のために死刑の決定又は執行のおそれがある国への国外退去強制(第3項)
- ・欧州人権条約が適用される場合(第5項)
- ・身体、生命又は自由に対する重大な具体的危険が存在する国、武力紛争の範囲内で民間人の一員として重大な個人的危険にさらされる国への国外退去強制。(第7項)

これらの要件を満たす外国人には、1年以上の滞在許可を付与するものとする。第7項にはさらに、「外国人が帰属する住民又は住民集団が一般的にさらされている第1文又は第2文に規定する危険は、第60a条第1項第1文に規定する命令の際に考慮しなければならない。」とある。これは、「一般にさらされている危険」は、国外

退去強制の禁止の要件ではないという意味である。

(e) 人身取引の被害者（第25条第4a項）

人身取引^(注60)の被害者の証言が刑事手続上必要であり、本人が被疑者との関係を破棄しており、証言する用意のある場合には、一時的滞在のための滞在許可を6か月間付与することができる。延長は可能である。これはEUの被害者保護指令（2004/81/EC）を国内法化するもので、第7回改正により追加された。

(f) その他、国際法上、人道上又は政治的理由に基づいて滞在許可が付与される外国人

第22条に、国際法上又は緊急の人道上の理由に基づき受け入れる外国人、連邦内務省又はその指定する機関がドイツ連邦共和国の政治的利益の保護のために受け入れる外国人、が挙げられている。これは例外的な場合、例えば緊急事態の援助活動、外交上の利益のために受け入れる場合などが想定されている^(注62)。

第23条第1項は、州が特定の外国人集団に滞在許可を付与するよう命令できる場合である。戦乱等から逃れてきた外国人で、EUの指令が出されていない（出されている場合は上記の(a)に該当）場合に適用される。この場合、第68条に定める生計費負担義務を、教会や慈善団体等が表明することが必要である。

第25条第4項には、緊急の人道上等の理由で出国義務の履行を強制できないため、一時的滞在のための滞在許可を付与することができる外国人が挙げられている。これは、猶予の状態にある外国人が本国では受けられない手術を受けられる場合等、と説明されている^(注63)。

第25条第5項には、出国義務を強制できるにもかかわらず、法律上、事実上の理由で出国が不可能なため滞在許可を付与することができる外国人が挙げられている。これは、憲法上の理

由、特に基本法第6条が定める家族の保護のために必要な場合等である、と説明されている^(注64)。

(g) 「苛酷委員会」の要請に基づいて滞在許可が付与される外国人

特に急迫した人道上の理由がある場合について、第23a条「苛酷な状況における滞在の保障」が定められた。この規定は、外国人法にはない新たなもので、法案段階では第25条に含まれていたが、両院協議会の協議で独立した条に格上げされた。これは、出国義務の履行を強制することができるものの出国が苛酷な状況（Härtefall）を招いてしまう外国人について、州政府が法規命令に基づいて設置した苛酷委員会が苛酷要請をすれば、滞在法の要件にかかわらず、州の最高官庁が滞在許可の付与を命令できる、という内容である。

2005年1月1日の時点で、ベルリン等の4州には苛酷委員会が設置されていたが、これまでは法的根拠がなく、外国人法が定める厳格な枠の中の、裁量の余地の残された狭い範囲で委員会の苛酷要請が認められるケースがあったに過ぎない^(注65)。滞在法が苛酷委員会の要請に基づく州の権限を規定したことにより、今後は個別の事情を十分考慮できるようになると歓迎されている。ただし、この制度は法治国家として問題であるという見解もある^(注66)。苛酷要請の対象として予想されるのは、長くドイツに滞在し、ドイツ社会に統合されている外国人や、ドイツの学校に通い、母語を解さない子を持つ家族等である^(注67)。苛酷委員会は、通例、州内務省、教会、福祉団体、地方自治体、難民団体、州の外国人問題担当専門委員から構成される。

【難民等の状況】

2005年に連邦移住難民庁に提出された庇護申請は4万2908件であった^(注68)。同庁が下した決定は4万8102件であり、決定の内訳は次のとおりで

あった。⁶⁹

- ・ 庇護権者として認定（上記区分の(b)）411件
- ・ 条約難民として承認（同(c)） 2,053件
- ・ 国外退去強制の禁止（同(d)） 657件
- ・ 申請却下 2万7452件
- ・ その他の手続終了 1万7529件

(ii) 猶予、残留の権利

猶予 (Duldung) とは、滞在法第60a 条に定められている滞在の状態、滞在資格ではない。外国人法第54条、第55条、第56条を引き継いだ規定である。出国義務があり、本来なら国外退去強制を受けなければならないが、国際法上、人道上又は政治的理由から一時的に猶予されている状態である。(i)で挙げたどのケースにも該当しないため滞在資格を取得できないにもかかわらず、帰国できない難民のケースが多い。猶予は6か月ごとに命じられるため、6か月単位で延長を重ねる「猶予の連鎖」(Kettenduldung)状態に陥ることも多く、こうした不安定な状態は人権上問題であるという批判も強かった。

2004年移住法案の提出時には、猶予を廃止し、一定期間滞在した者には「残留の権利」(Bleiberecht)を認め滞在資格を付与するという方針であったが、調整がつかず、猶予の規定はそのまま存続することとなった。しかし「残留の権利」をめぐる議論は滞在法制定後も続き、2006年11月の州内務大臣会議で決着した内容が滞在法の第7回改正に盛り込まれることになった。^(注70)2006年末の時点で猶予の状態にある外国人は17万4980人で、ほとんどが庇護権者としての認定も条約難民としての承認も得られなかった人々である。このうち9万9087人が6年以上前から、さらにそのうち6万7947人は8年以上前からドイツに滞在していた。^(注71)

第7回改正により、第104a条、第104b条が新設された。第104a条は、2007年7月1日の時点で、未成年の子がある外国人については6年以

上前から、それ以外の外国人は8年以上前から猶予の状態にある場合等に、2009年12月31日までの滞在許可を第23条第1項に基づき付与するものとする、としている。十分な居住空間を有していること、簡単なドイツ語ができることなどの要件が加えられている。生計の確保の見通しが確かなものとなれば、滞在許可は延長される。猶予の状態にある外国人の就労は、専門的な職を除き連邦雇用エージェンシーの同意が必要であるが、第104a条により滞在許可を付与された外国人の職業活動は自由である。第104b条は、第104a条によっても滞在許可が付与されず出国してしまった親を持つ子について、滞在許可を付与する場合の規定である。この改正については、生計の確保を条件とするべきではない、という批判もあるが、^(注72)残留の権利が法的に認められ、事態が改善されたことについては評価する意見が多い。^(注73)2007年4月末時点では猶予の状態にある外国人は約16万4000人で、第104a条に基づいて滞在許可の申請を行った者は5万8000人であった。^(注74)

(4) 家族の呼寄せ

滞在法は、基本法第6条の婚姻及び家族の保護の規定に基づき、ドイツ人及び外国人の家族呼寄せ (Familiennachzug) を認めている (第27条第1項)。国際的な規範としては、世界人権宣言第16条、国際人権規約 (自由権規約) 第17条、同第23条、欧州人権条約第8条等に家族の保護に関する規定が存在し、「家族が一体として共同で生活することは、国際的な人権として承認」されつつある。^(注75)

家族呼寄せでは、一般的な要件の下で

- ・ 呼び寄せる本人の要件
- ・ 呼び寄せられる (後追い移住する) 家族の要件

とが様々な組み合わせられる。さらに、請求権か裁量かの違いがある。

呼び寄せられる家族は、滞在法では、原則的に配偶者（人生パートナーにも準用。第27条第2項）と未成年かつ未婚の子である。第7回改正により、婚姻又は親族関係が専らドイツでの滞在を目的として締結された場合及び強制結婚の場合は呼寄せを許さないとする第27条第1a項が加えられた。これに対しては、所管官庁に婚姻の動機の詮索を義務付け、個人の私的領域を侵すものであるとの批判がある。^(注77)

外国人又はドイツ人による家族呼寄せの原則として、家族のために社会扶助等を必要とする場合には滞在許可の付与を拒否できるという規定がある（第27条第3項）。

外国人が家族を呼び寄せるには、生計の確保（第5条第1項第1号に規定する、滞在資格を取得するための一般的な要件）及び十分な居住空間の確保（第29条第1項）が必要である。その上で、配偶者を呼び寄せるには、外国人本人が18歳以上で次の要件のいずれかを満たす場合に請求権が認められている（第30条）。

- ・ 定住許可、EC 継続滞在許可又は研究目的の滞在許可（第20条）を保有すること。
- ・ 庇護権者又は条約難民として滞在許可を保

有すること。

- ・ 2年前から滞在許可を保有すること。ただし一定の条件がある。
- ・ 滞在許可を保有し、付与の時点で既に婚姻が成立しており、連邦領域における滞在期間が1年を超えることが見込まれること。
- ・ 他の EU 構成国で長期滞在権者としての法的地位を有しており、婚姻が成立していたこと。

外国人本人が以上のいずれかに該当する場合には、18歳以上で、かつ簡単なドイツ語により意思疎通ができるその配偶者は、滞在許可の請求権をもつ。年齢とドイツ語という2つの要件は、第7回改正により、強制結婚、偽装結婚を防ぐという理由で新たに導入された。ドイツ語の要件については、入国前にドイツ語を学ぶことは、国によっては富裕な階層でなければ無理な場合もあり、呼寄せができない、という結果を招きかねないとして、野党だけでなく、連立与党の社会民主党からも強硬な反対意見が出された。^(注78)

外国人本人が高度な資格を持つ者（第19条）や自営業である場合、また、「国籍を理由として短期滞在以外についてもビザなしの入国、滞在

表4 子の滞在許可（外国人による呼寄せの場合）

	外国人本人の要件	子の要件
一般的な要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生計の確保 § 5(1)1 ・ 十分な居住空間 § 29(1) 	
請求権が与えられる場合	庇護権者又は条約難民 § 32(1)1（一方の親でよい。生計の確保及び居住空間の要件は不要 § 29(2)）	未成年（18歳未満）かつ未婚の子
	他の EU 構成国で長期滞在権者としての法的地位を有している親（一方の親でよい） § 32(2a)	
	定住許可、滞在許可又は EC 継続滞在許可を保有する、両親又は単独で身上配慮権を有する親	親と一緒に移住する未成年（18歳未満）かつ未婚の子 § 32(1)2 16歳未満かつ未婚の子 § 32(3) ドイツ語の知識を証明できる16歳以上18歳未満の未婚の子 § 32(2)
裁量による場合	その他 § 32(4)	未成年（18歳未満）かつ未婚の子

* 「§ 5(1)1」は、「第5条第1項第1号」を示す。

が許されている」(第30条第1項第3文第4号) 場合は、配偶者についてこの2つの要件が免除される。この「国籍」とは、具体的には、滞在令^(注79)第41条(「特定国の国民のための優遇」)に挙げられているオーストラリア、日本、カナダ、韓国、ニュージーランド、アメリカの国籍及び条件付きのアンドラ等の国籍である。これに対し、外国人の配偶者の国籍によって要件を免除することは、配偶者を2つの階層に分けるものであり、差別であるという批判がある。^(注80)

第7回改正では、外国人が同時に複数の配偶者と結婚している場合には呼寄せは一人しか認めない、という規定(第30条第4項)も設けられた。

子の滞在許可については、表4にまとめた。

一般的なケースでの子の呼寄せの年齢(第32条第3項)は「16歳未満」となっているが、2004年法の提出時には「12歳未満」であった。年齢が高いとドイツへの統合が困難であるとする当時の野党キリスト教民主同盟/社会同盟の要望を容れたものであったが、両院協議会での調整の結果、外国人法と同じ「16歳未満」となった。

離婚や死亡などで結婚が解消された場合でも、配偶者の独立した滞在の権利が保障されている(第31条)。子についても、16歳に達した時点で5年前から滞在許可を保有している場合には定住許可の請求権を認めている(第35条)。配偶者、子の独立した滞在の権利は、1990年の外国人法が新設したものであるが、子については「16歳に達した時点で8年前から」(外国人法第26条)であった。滞在法はこの他の点でも、外国人法より滞在の権利を広げている。これは、滞在法制定時に EU の家族結合指令(2003/86/EC)^(注81)の内容の多くを取り入れたからである。^(注82)

配偶者と子以外の他の家族については、未成年の外国人が庇護権者又は条約難民である場合で、身上配慮権を有する親がドイツにいない場

合には、この外国人の親への滞在許可の付与を請求権として認めた(第36条第1項。第7回改正で新設)。極めて苛酷な状況となるのを避けるため、他の家族の呼寄せも裁量で認められている(第36条第2項)。

外国人が呼び寄せた家族の就労について、外国人法の下では労働資格令^(注83)第3条の「待機期間」(Wartezeit)規定が適用されていた。すなわち、外国人が期間の定めのない滞在許可又は滞在権を保有している場合を除き、その家族は入国後1年間は労働許可を申請することができなかった。現在第三国国民の家族には滞在法第29条第5項が適用され、外国人本人が職業活動に従事する権利を保障されている場合には、家族にも職業活動に従事する権利が保障される。

ドイツで出生した子の滞在資格について定める第33条は、制定時は、「母親」が滞在資格を保有している場合に付与する、としていた。これに対し連邦憲法裁判所は、父親の権利が認められていないため違憲であるとする決定を下し、^(注84)第7回改正で「一方の親」に改められた。

【家族呼寄せの状況】

2005年に家族呼寄せの目的でビザを発給された第三国国民の状況は次のとおり。^(注85)

・妻が外国人の夫の元へ	1万2931人
・夫が外国人の妻の元へ	4071人
・妻がドイツ人の夫の元へ	1万4482人
・夫がドイツ人の妻の元へ	8662人
・18歳未満の子	1万2121人
・合計	5万2267人

呼び寄せられた家族を国別に見ると、最大グループはトルコ人であるが、その比率は1996年の41.0%から2004年の26.6%へと低下傾向を見せている。

5 外国人の統合

滞在法は、外国人をドイツ社会に統合するた

めに連邦が組織的な施策を定めた初の法律である。外国人法には統合についての定めはなかった。滞在法はその目的を掲げた第1条で「併せて外国人の入国、滞在、職業活動及び統合について定める。」と統合を打ち出している。連邦の「統合政策の中核」^(注86)として、滞在法は第43条で具体的に「統合講習」を定めている。統合講習は、語学講習と、ドイツの法秩序、文化及び歴史を伝えるオリエンテーション講習から成り、外国人が第三者の援助なしに、自立して日常生活を送れることを目的とする（第43条第2項、第3項）。所管は連邦移住難民庁である。「言語は統合の鍵」^(注87)という信念の下に、「外国人及び後発帰還者のための統合講習の実施に関する命令（統合講習令）」^(注88)により、語学講習は600授業時間（1授業時間＝45分）^(注89)と定められている。語学講習修了後、30授業時間のオリエンテーション講習がドイツ語で教授される。

統合講習への参加は、外国人にとって権利であり、義務である。1年以上の滞在許可を保有する外国人には参加の請求権があり（第44条第1項）、請求権を有する者で、簡単なドイツ語による意思疎通ができないものは参加の義務を負う（第44a条第1項）。後発帰還者とその家族にも連邦被追放者法第9条第1項により統合講習への参加請求権が与えられている。統合講習への参加が良好であった場合には、国籍取得に必要な滞在期間が短縮されるなどの特典がある。^(注90)

義務の要素は第7回改正により強化された。統合の原則を定めた第43条第1項は、制定時は、「外国人が・・・統合されることは、促進される」であったが、「外国人自身にも統合への努力を要求する」ことを明確にするために^(注91)「促進され、かつ、要求される。」と改められた。また、制定時の第8条第3項は、滞在許可付与の請求権を有しない外国人が参加義務に違反した場合には「滞在許可の延長を拒否することができる」という規定であったが、第7回改正により、「義務に反復してかつ重大に違反したときには」という条件付きではあるが、滞在許可の延長を「拒否するものとする」となった。第44a条第3項は、外国人が参加義務に服さず、又は修了試験に合格しなかった場合には、その行為がもたらす可能性のある効果を外国人に教示する、としている。「修了試験に合格しなかった場合」という要件は第7回改正により加えられた。行政上の強制の手段を用いて参加義務の履行を促すことができる、という一文も同様である。同じく加えられた第98条第2項第4号は、統合が特に必要とされ、外国人官庁により講習参加が求められたにもかかわらず参加しなかった外国人を秩序違反と定めた。この場合1,000ユーロ以下の過料を科すことができる（第98条第5項）。

統合講習を実施するのは、自治体、市民大学（Volkshochschule）、語学学校等の、連邦移住難民庁により認可された民間又は公の事業者である。連邦移住難民庁は2006年末までに1,851の事業者を認可し、これらの事業者が全国の5,800か所^(注92)で講習を開設している。

ドイツでは滞在法制定以前から外国人のためのドイツ語講習が実施されていた。これは、移住者の流入に対応して歴史的に形成された制度で、移住者を法的地位——外国人労働者、労働者の家族、後発帰還者、分担難民、——^(注93)により区分し、複数の連邦の省が所管していた。依拠する法律も異なり、内容もレベルも様々であった。連邦政府はこれらを統合し、2002年から新たな体制で実施する予定であった。^(注94)この計画が滞在法に取り入れられたということもできる。

統合講習を実施する事業者のうち80%が既に10年以上のドイツ語講習の実績を有している。大規模な事業である統合講習が順調に実施されているのは、こうした経験の蓄積によるものといえる。

2005年に新規に統合講習を受けた人は13万728人、2006年は11万7954人であった。合計24万

8682人中、新規入国の外国人が28.7%、既にドイツに滞在していた外国人が58.6%、後発帰還者が12.7%であった。新規入国者中、参加義務を有する人が76.4%であり、既に滞在していた人の中では参加義務を有する人が17.8%、請求権がなく、許可を受けて参加した人が82.2%であった。女性は全体の63.3%であった。受講者24万8682人中10万7879人が講習を修了し、このうち6万8434人が「言語のための共通欧州準拠枠組」B1レベルの語学試験を受け、4万8750人が合格した。^(注95)^(注96)

統合講習については受講者1名、1授業時間につき、2.05ユーロの費用がかかると算定されている。このうち受講者が1ユーロを負担する(統合講習令第9条第1項)。求職者給付を受給している等の理由によって自己負担が免除される場合もある。後発帰還者とその家族は負担を免除されている(連邦被追放者法第9条第1項)。受講者の負担分以外は連邦が負担する。

2006年の連邦予算では、1億4080万2000ユーロが統合講習のために計上された。このうち6万ユーロは、連邦雇用エージェンシーが滞在法制定以前から実施している講習の予算であり、残りの1億4074万2000ユーロが連邦移住難民庁の予算である。実際に支出したのは、連邦雇用エージェンシーが4万9000ユーロ、連邦移住難民庁が1億3675万5000ユーロであった。2007年予算では、12万8164人の受講を見積もり、2006年と同額の1億4080万2000ユーロが計上された。これには、識字講習など特別な講習用の420万ユーロ、受講生の子どもの保育費用などの付帯費用849万1122ユーロも含まれている。^(注97)

6 国外退去措置の強化、テロリズム対策

外国人は、滞在資格を保有しないとき、出国義務を負う(第50条第1項)。滞在資格が失効するのは、有効期間の満了、滞在資格の取消し、国外退去命令(Ausweisung)を受けた場合等で

ある(第51条第1項)。

滞在資格の取消しは、庇護権者としての地位が消滅した場合、大学における学習目的の滞在許可を有する者が許可なく職業活動を行った場合等になされる(第52条)。

国外退去命令については、①裁量の余地なく必然的に発する場合(第53条)、②原則として発する場合(第54条)、③裁量により発する場合(第55条)に区分されている。それぞれの要件の主なものを表5にまとめた。

外国人を密入国させる罪(第96条、第97条に規定)は、外国人法にも犯罪行為として規定されていた(第92a条、第92b条)が、滞在法では、この犯罪による確定判決も国外退去命令の要件として明記された。第54条第5号に相当する外国人法の規定では、テロ活動を支持する団体への現在の所属又は支持が事実により証明されている場合であったが、滞在法では、過去に所属していたことも要件に含まれ、外国人法の「事実による証明」という表現も「結論が事実により正当化される」に緩和された。^(注98)裁量による国外退去命令(③)の要件が、外国人法に比べ拡大されている。

定住許可を有し、5年以上前から適法に滞在している外国人や庇護権者、条約難民等については、公共の安全秩序を重大に侵害しない限り国外退去命令から保護される(第56条第1項)。

出国義務を負う外国人が自発的に出国しない場合には、国外退去強制(Abschiebung)により、出国義務の強制執行を受ける(第58条)。国外退去強制は文書により予告される(第59条)。ジュネーブ難民条約に基づく条約難民として承認された場合等には、迫害の危険がある国への国外退去強制は禁止される(第60条。II 4(3)(i)参照)。第60条には該当しないが、国際法上、人道上の理由から国外退去強制を一時的に停止する場合もある(「猶予」。第60a条。II 4(3)(ii)参照)。国外退去命令を直ちに決定することができず、勾

表5 国外退去命令の要件

① 必然 第53条	② 原則 第54条	③ 裁量 第55条
<u>重大な犯罪行為により3年以上の確定判決を受けたとき(第1号)</u>	<u>犯罪行為により2年以上の確定(実刑)判決を受けたとき(第1号)</u>	<u>ドイツの公共の安全秩序、重大な利益の侵害(第1項)</u>
<u>麻薬刑法に定める犯罪行為による2年以上の確定(実刑)判決(第2号)</u>	<u>麻薬刑法違反(第3号)</u>	<u>滞在資格等を得るために虚偽の又は不完全な申告を行ったこと、法的義務にもかかわらず、この法律を所管する官庁に協力しないこと(第2項第1号)</u>
<u>騒乱罪による確定(実刑)判決(第2号)</u>	<u>禁止された集会等での暴力活動(第4号)</u>	<u>法規等への軽微でない違反、国外での犯罪行為(第2項第2号)</u>
<u>外国人を密入国させた罪による確定(実刑)判決(第3号)</u>	<u>テロ活動を支持する団体への現在及び過去の所属、支持等(第5号)</u>	<u>職業売春関係法規違反(第2項第3号)</u>
	<u>ドイツの自由で民主的な基本秩序を脅かし、政治的目標の追求にあたり暴力活動に参加すること等(第5a号)</u>	<u>ヘロイン、コカインを使用し治療を受けないこと(第2項第4号)</u>
	<u>入国、滞在延長の際の尋問でテロリズムとの関係について虚偽の又は不完全な申告をすること(第6号)</u>	<u>公衆衛生を危うくすること、長期のホームレス(第2項第5号)</u>
	<u>外国人を密入国させた罪による確定判決(第2号)</u>	<u>本人、家族、世帯員が社会扶助を受けていること(第2項第6号)</u>
	<u>目的・活動が刑罰法規に違反し、又は憲法秩序若しくは国際協調の思想に反するため確定的に禁止された団体の幹部への所属(第7号)</u>	<u>家族外での養育のための援助の受給(第2項第7号)</u>
		<u>集会での又は文書の頒布によるテロ行為等の正当化、宣伝。住民の扇動、他人の尊厳への攻撃(第2項第8号)</u>
		<u>児童又は少年を他の民族、宗教に属する者への憎悪にかりたてること(第2項第9号。第7回改正により追加)</u>
		<u>暴力により、他人のドイツの経済的文化的社会的な生活への参加を妨害すること(第2項第10号。同上)</u>
		<u>強制結婚(第2項第11号。同上)</u>

* 下線部分は、外国人法に同一又は類似の規定があったことを示す。

留しなければ国外退去強制が困難となるおそれのある場合には、裁判官の命令により外国人を勾留することができる(国外退去強制のための勾留(Abschiebungshaft)。第62条)。

許可なく入国しようとする外国人は、国境で現場退去命令(Zurückweisung)を受ける(第15条)。許可なく入国してしまった場合には、国境通過から6か月以内に現場退去強制(Zu-

rückschiebung)を受け、強制的に出国させられる(第57条)。国外退去命令及び国外退去強制が滞在資格を得た外国人を対象とするのに対し、現場退去命令及び現場退去強制は、正式には入国していない外国人を「水際」で拒否するものである。

以上の規定は外国人法の制度を継承しているが、滞在法は全く新しい制度として「国外退去

強制命令」(Abschiebungsanordnung)を定めた(第58a条)。これは、ドイツの安全への危険やテロリズムの危険を予防するため、事前の国外退去命令なしに発することができ、予告なく直ちに執行できる命令であり、「適法な滞在を終了させるための手段としては、ドイツ法にはこれまで存在しなかった、最も鋭い刀」と評されている^(注100)。2001年の同時多発テロ事件後のテロリズム対策強化の流れに位置する規定である。

滞在法は、この他にも外国人の出国を確保する手段をさらに強化した。第7回改正により、国外退去強制のための勾留を定めた第62条に、緊急の場合には裁判官の令状なしに一時的に外国人を拘禁できるという第4項を加えた。第7回改正は、「現場退去命令のための勾留」(Zurückschiebungshaft)も新設した(第15条第5項)。現場退去命令が出されたが直ちに執行できないとき、裁判官の命令に基づき勾留する制度である。

さらに第7回改正により、外国人が空路で到着し、現場退去命令を受けたが、勾留が請求されていないときは、空港のトランジット区域又は出国が容易な施設に収容しなければならない、という条項も新設した(第15条第6項)。1993年にドイツは庇護政策を転換し、基本法を改正して庇護権を制限し(基本法第16a条)、「安全な第三国」「安全な出身国」から入国しようとする者には庇護権を認めないとした。この結果、陸路でドイツに入国する者の庇護権取得は極めて困難になった。また、これに対応して庇護手続法も改正し第18a条(「空港規定」(Flughafenregelung)^(注101))と呼ばれる)を新設した。第18a条は、旅券等を持たない外国人が庇護申請を行った場合、入国前に審査をするため、空港内で宿泊させることを許している。「空港規定」は「安全な第三国」「安全な出身国」とともに1993年以降の難民政策の3本の柱とされているが、^(注102)空港内の収容施設は居住環境が悪く、2000年5

月にはフランクフルト空港で自殺者も出て^(注103)いる。滞在法を根拠として外国人を空港内にとどめることができるようにした同法第15条第6項の新設にも批判が出されている。^(注104)

7 外国人の情報の管理—データの収集と利用

ドイツには外国人の情報を収集蓄積する各種のデータファイルがあり、データファイルを所管する官庁に対し他の官庁が把握したデータを通知する義務が定められ、蓄積したデータの相互伝達や相互参照も実施されている。

外国人の情報を蓄積する主なファイルは次の通りである。

【外国人中央登録簿、一時的保護のための登録簿】

外国人中央登録簿法^(注105)に基づき連邦移住難民庁が管理する外国人中央登録簿は最大の外国人データベースである。データ収集の対象は、ドイツに滞在する外国人に限らず、入国を拒否された外国人なども含む幅広い。主な対象は次の通りである(外国人中央登録簿法第2条)。

- ・一時的にではなくドイツに滞在する外国人
- ・庇護権を申請した外国人、ECの法規又は庇護権に関する国際条約に基づき引き受ける外国人

- ・滞在法第24条に定める一時的保護のための滞在許可が付与された外国人

(一時的保護を申請した外国人とその家族については、滞在法第91a条により、連邦移住難民庁が一時的保護のための登録簿を作成する)

- ・滞在法上のなんらかの決定が下された外国人、滞在資格又は旅券法上の措置を申請した外国人

- ・滞在資格の付与要件を満たさないため入国に疑義のある外国人

- ・国境での現場退去命令、逮捕又は捜査のた

めに公示された外国人（滞在法第50条第7項参照）

・ドイツにおいて麻薬剤法に定める犯罪行為を犯したり、犯罪団体・テロリスト団体を結成したという疑いのある外国人

データの内容は、氏名、出生年月日、出生地、登録の契機となった滞在法上の決定などである。滞在法の第7回改正とともに、「写真」も追加された（外国人中央登録簿法第3条第5a号）。データを収集する外国人官庁、連邦警察庁、連邦刑事庁、検察庁等は、連邦移住難民庁にデータを伝達することが義務付けられている（同法第6条第1項）。外国人中央登録簿に蓄積されたデータは、公的機関、人道・福祉の任務を負う非公的機関、外国機関、国際機関に伝達される。外国人官庁、連邦移住難民庁、警察等へのデータ伝達は特に別に定められている（同法第15条）。

【拾得文書データベース】

滞在法の第1回改正により新設されたデータファイルである。改正法案の提出時には、ドイツには旅券等の身分を証明する文書を所持していない外国人が約6万人滞在していた。文書がない場合、庇護申請の審査が混乱したり、国外退去の手續が困難となる。一方ドイツ鉄道の管轄区域等では毎月150点の証明文書が発見されており、国外退去を避けるために故意に文書を捨てる外国人も多いと推察された。^(注106)このため、連邦行政庁が管理する「拾得文書データベース」を新設し、外国の公的機関が発行した文書が発見された場合、これに蓄積し、文書を持たない外国人との同定に使用することを定めたのである。蓄積するデータは、氏名等の他、文書に含まれる写真や指紋を含み、同定には生体認証システムを用いる。

【外国人官庁のデータ】

各地の外国人官庁も任務遂行に必要な範囲で外国人の個人データを収集している（滞在法第86条）。上記のとおり、外国人中央登録簿への蓄積のため、外国人官庁はこのデータを連邦移住難民庁に伝達する。他の公的機関が国外退去命令の理由などを把握した場合、検察や裁判所が外国人について刑事手続を行った場合などは、所管の外国人官庁に通知する義務を負う（第87条第2項、第4項）。

【住民登録簿】

外国人はドイツに滞在する場合、滞在地の住民登録官庁で住民登録^(注107)を行う。同一地域を所管する外国人官庁と住民登録官庁は、毎年相互にデータを伝達し、照合する（滞在法第90b条）。外国人官庁が、外国人の住民登録データが不正確であることを把握した場合又は住民登録がなされていないことを把握した場合等には、住民登録官庁に通知する（第90a条）。

【データの範囲の拡大、EUの動き】

蓄積されるデータとしては、従来の氏名や出生年月日の他に、生体認証データを採用する動きが進んでいる。構成国の旅券の共通基準を定める努力を続けてきたEUは、規則2252/2004^(注108)で生体認証データとして顔写真と指紋を採用することを定めた。この規則を実施するため、ドイツは旅券法を改正してこれを取り入れた。^(注109)ドイツ人の旅券には2007年11月からこれらのデータが含まれることになる。この旅券法改正の一環として滞在法も改正され（第6回改正）、外国人の所持する旅券等の生体認証データ（指紋、写真、虹彩写真）の読み取り、外国人からの生体認証データの収集、これら相互の比較を、外国人官庁に許した（第49条）。連邦内務省は、連邦刑事庁が蓄積した庇護申請者の指紋や、ビザ発給時に採取した指紋を外国人中央登録簿に蓄積^(注110)する方針を示し、反対にあって撤回したが、写

真については蓄積が可能となっている。

EU レベルでは2003年1月15日以降、庇護申請者、不法入国者等の指紋を照合するシステム (EURODAC)^(注111) が稼動している。構成国が収集した外国人のデータが EU の管理するデータベースに集められ、構成国は自国に入国しようとする外国人が他の構成国で既に庇護申請を行ったか否か等の調査をすることができる。EU はさらに、司法・警察のための協力システムであるシェンゲン情報システム (SIS) を拡大し、旅券の真正性の確保や不法滞在者の捜索に力点を置いた、大規模な国境管理システムであるシェンゲン情報システム II (SIS II)^(注112) を構築中である。これには生体認証データが蓄積される^(注112)。滞在法第91b 条、第91c 条、第91d 条は、連邦移住難民庁に、所管するデータを EU の構成国と EU の機関に伝達する権限を与えている。

III 「外国人法」から EU「移民法」へ

外国人の入国・滞在を規律するドイツの法規は、戦前の外国人警察令から、1965年の外国人法の制定、1990年の同法の全面改正を経て、滞在法へと進んできた。この間 EU 統合の拡大とともに滞在法の対象となる「外国人」の範囲は縮小し、EU 自由移動法の対象範囲が拡大している。EU は域外からの移住者の受入れや難民認定の問題を構成国の権限としていたが、1997年発効のアムステルダム条約がこれらの領域を共同体の権限として位置づけた後、次々と法規を定めている^(注113)。現在、EU レベルの法規の制定は、域外からの労働移民については進んでいないが、国境管理、難民政策、家族呼寄せについては相当進展している。滞在法は、これに対応しつつ、家族呼寄せ、難民政策についてはドイツ内の様々な立場を背景に自由化と制限との間を揺れ動きながら、EU の11本の指令の国内法化を完了した。移住法案の提案を説明した連邦

政府の理由書は次のように述べている。「移住政策及び難民政策における基本的な決定は、将来は個々の国家の排他的な権限には委ねられず、全面的に又は部分的にヨーロッパレベルで下されることになるだろう。・・・移住政策、難民政策の重要な領域については、将来は、アムステルダム条約に基づきヨーロッパレベルで最低規準が定められることになる^(注115)」。EU 共通の「移民法」という遠い目標に向けて努力が続けられている。

注

* 本稿のインターネット情報はすべて2007年9月7日現在である。

- (1) Gesetz über den Aufenthalt, die Erwerbstätigkeit und die Integration von Ausländern im Bundesgebiet (Aufenthaltsgesetz) vom 30. Juli 2004 (BGBl. I S.1950).
- (2) Gesetz zur Steuerung und Begrenzung der Zuwanderung und zur Regelung des Aufenthalts und der Integration von Unionsbürgern und Ausländern (Zuwanderungsgesetz) vom 30. Juli 2004 (BGBl. I S.1950).
- (3) 移住法成立までの制定経過全体の詳細については、近藤潤三「ドイツにおける移民法の成立過程」『社会科学論集』第42・43合併号、2005、pp.69-131。独立委員会「移住」の報告書、各党の報告書の概要については、戸田典子「移民国家」に向けて外国人政策の転換をはかるドイツ」『外国の立法』210号、2001、10、pp.174-180。2002年移住法の成立については、戸田典子「移民、難民、外国人労働者—新たな移民法制の成立—」『外国の立法』214号、2002、11、pp.184-192 <<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/214/21407.pdf>> 参照。
- (4) 連邦政府が提出した2004年移住法案の理由書。Deutscher Bundestag, Drs. 15/420, SS.59-60.
- (5) Verordnung über die Arbeitsgenehmigung für hoch qualifizierte ausländische Fachkräfte der

Informations- und Kommunikationstechnologie (IT-ArGV) vom 11. Juli 2000 (BGBl. I S.1146). (高度な資格をもつ情報・コミュニケーション技術の外国人専門家の労働資格に関する命令) 及び Verordnung über Aufenthaltserlaubnisse für hoch qualifizierte ausländische Fachkräfte der Informations- und Kommunikationstechnologie (IT-AV) vom 25. Juli 2000 (BGBl. I S.1176). (高度な資格をもつ情報・コミュニケーション技術の外国人専門家の滞在許可に関する命令)。まとめて「グリーンカード政令」という。

(6) Carolin Reißlandt, Jan Schneider, *Neue Zuwanderungspolitik, Regelungen zur Arbeitsmigration*. 15. März 2005. Bundeszentrale für politische Bildung (連邦政治教育センター) ホームページ <http://www.bpb.de/themen/S1QXXE,0,0,Regelungen_zur_Arbeitsmigration.html>

(7) 募集停止策を緩和した理由は、1980年代末から明らかとなった労働力不足であるが、他に、ソ連崩壊後の中東欧諸国の市場経済への転換を支援するという理由もあった、と説明される。Bundesministerium des Innern, Bundesamt für Migration und Flüchtlinge, *Migrationsbericht 2005*, SS.64-65. <http://www.bamf.de/clin_006/nn_442522/SharedDocs/Anlagen/DE/Migration/Publikationen/Forschung/Migrationsberichte/migrationsbericht-2005,templateId=raw,property=publicationFile.pdf/migrationsbericht-2005.pdf>

(8) Unabhängige Kommission “Zuwanderung”, *Zuwanderung gestalten, Integration fördern*. 4. Juli 2001.

(9) Gesetz zur Steuerung und Begrenzung der Zuwanderung und zur Regelung des Aufenthalts und der Integration von Unionsbürgern und Ausländern (Zuwanderungsgesetz) vom 20. Juni 2002 (BGBl. I S.1946).

(10) Gesetz über die Einreise und den Aufenthalt von

Ausländern im Bundesgebiet (Ausländergesetz -AuslG) vom 9. Juli 1990 (BGBl. I S.1354, 1356). 1965年に制定された外国人法は、1990年に大きく改正された。今回の廃止までの同法は「1990年外国人法」と呼ばれる。1993年7月15日の法律による改正までを含んだ同法の解説は、石井五郎「ドイツの外国人法」『外国の立法』34巻1・2号, 1995. 7, pp.159-168. 翻訳は、石井五郎監修、調査及び立法考査局ドイツ法研究会訳「外国人の連邦領域への入国及び滞在に関する法律 (外国人法)」同, pp.169-207参照。

(11) Gemeinsam für Deutschland. Mit Mut und Menschlichkeit. Koalitionsvertrag von CDU, CSU und SPD. 11. November 2005, S.138. <http://koalitionsvertrag.spd.de/servlet/PB/show/1645854/111105_Koalitionsvertrag.pdf>

(12) Bundesministerium des Innern, *Bericht zur Evaluierung des Gesetzes zur Steuerung und Begrenzung der Zuwanderung und zur Regelung des Aufenthalts und der Integration von Unionsbürgern und Ausländern (Zuwanderungsgesetz)*, Juli 2006. <http://www.bmi.bund.de/Internet/Content/Common/Anlagen/Themen/Auslaender_Fluechtlinge_Asy1/DatenundFakten/Evaluierungsbericht_zum_Zuwanderungsgesetz,templateId=raw,property=publicationFile.pdf/Evaluierungsbericht_zum_Zuwanderungsgesetz.pdf>

(13) 家族呼寄せの問題点について *ibid.*, S.16.

(14) Entwurf eines Gesetzes zur Umsetzung aufenthalts- und asylrechtlicher Richtlinien der Europäischen Union. Deutscher Bundestag, *Drs.* 16/5065. 委員会修正案は *Drs.* 16/5621を参照。

(15) Gesetz über die allgemeine Freizügigkeit von Unionsbürgern (Freizügigkeitgesetz-EU) vom 30. Juli 2004 (BGBl. I S.1970).

(16) Gesetz über Einreise und Aufenthalt von Staatsangehörigen der Mitgliedstaaten der Europäischen Wirtschaftsgemeinschaft (Aufenthalts-

tsgesetz-EWG) vom 22. Juli 1969 (BGBl. I S.927).

(17) 欧州経済共同体 (EEC) と欧州自由貿易連合 (EFTA) にまたがる経済領域。現在の EFTA 加盟国は、スイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタインであるが、スイスのみ EEA に不参加。

(18) Abkommen zwischen der Europäischen Gemeinschaft und ihren Mitgliedstaaten einerseits und der Schweizerischen Eidgenossenschaft andererseits über die Freizügigkeit (Abl. EG Nr. L 114 S. 6 vom 30. 04. 2002).

(19) Aufenthaltsverordnung (AufenthV) vom 25. November 2004 (BGBl. I S.2945).

(20) Gesetz über die Angelegenheiten der Vertriebenen und Flüchtlinge (Bundesvertriebenengesetz-BVFG) i. d. F. der Bekanntmachung vom 10. August 2007 (BGBl. I S.1902). 最初の制定は 1953年。帰還者については、近藤潤三「第 6 章 ドイツにおけるアオスジードラー問題の系譜と現状」『統一ドイツの外国人問題 — 外来民問題の文脈で—』木鐸社, 2002, pp.321-425.

(21) 滞在資格の訳語は、石井五郎監修、調査及び立法考查局ドイツ法研究会訳 (前掲注(10)) による。

(22) Bundesministerium des Innern, et. al., *op. cit.*, (7), Tabelle 15.

(23) 広渡清吾「第 7 章 国際移住の法システムと法政策」『法の再構築 II』東京大学出版会, 2007, pp. 252-253.

(24) 数値は、連邦統計庁ホームページのプレスリリースによる。Statistisches Bundesamt, *Pressemitteilung*, Nr.94 (07. 03. 2007) ; Nr.003 (05. 01. 2007) ; Nr.183 (04. 05. 2007). 人口は概数。外国人比率は筆者が計算。

(25) 「移民国家」の類型については、近藤敦「『移民国家』化と家族呼び寄せの権利：グローバル時代における入管行政」『産業経営研究所報』36号, 2004, pp. 105-107.

(26) 「2003年11月25日の長期に滞在の権利を保障された第三国国籍者の法的地位に関する理事会指令」

Council Directive 2003/109/EC of 25 November 2003 concerning the status of third-country nationals who are long-term residents. *OJ*, L16/23. 1. 2004 p.44. 内容の説明は、広渡 前掲注(23), pp. 270-271. 第 7 回改正により国内法化された11本の指令に含まれる。

(27) 欧州委員会は、EU 共通の永住滞在資格を検討中で、2007年 9 月の各国への提言後、2010年の導入をめざしていると報道されている。「EU、域内永住権を検討 2010年導入めざす 技術者確保狙う」『日本経済新聞』2007. 5. 9.

(28) 石井 前掲注(10), p.162.

(29) 広渡 前掲注(23), p.262.

(30) Deutscher Bundestag, *op. cit.*, (14) Drs. 16/5065, S.165.

(31) 「2005年10月12日の学術研究を目的とする第三国国籍者のための特別な許可手続に関する理事会指令」 Council Directive 2005/71/EC of 12 October 2005 on a specific procedure for admitting third-country nationals for the purposes of scientific research, *OJ*, L289, p.15. 第 7 回改正で国内法化された11本の指令に含まれる。

(32) Barbara Gillmann, "EU öffnet Tür für Forscher der Welt." *Handelsblatt. com*, 2. April 2006. < <http://www.handelsblatt.com/news/Default.aspx?p=200051&t=ft&b=1058803> >

(33) 具体的には、後述する労働滞在令をさす。注(43)参照。

(34) Günter Renner, "Vom Ausländerrecht zum Zuwanderungsrecht", *ZAR*, 8/2004, S.267.

(35) Verordnung über die Zulassung von neu einreisenden Ausländern zur Ausübung einer Beschäftigung (Beschäftigungsverordnung-BeschV) vom 22. November 2004 (BGBl. I S.2937), zuletzt geändert durch Artikel 1 der Verordnung vom 28 Juni 2007 (BGBl. I S.1224).

(36) Verordnung über das Verfahren und die Zulassung von im Inland lebenden Ausländern zur

- Ausübung einer Beschäftigung (Beschäftigungsverfahrensverordnung-BeschVerfV) vom 22. November 2004 (BGBl. I S.2934), zuletzt geändert durch Artikel 7 Absatz 5 des Gesetzes vom 19. August 2007 (BGBl. I S.1970).
- (37) 2004年に連邦雇用庁 (Bundesanstalt für Arbeit) が連邦雇用エージェンシー (Bundesagentur für Arbeit) に改組された。全国に10の支部、178箇所の「雇用エージェンシー」、660箇所の事務所を有し、労働市場の監督、労働統計の作成、職業斡旋、職業相談、失業手当の給付等を任務としている。連邦雇用エージェンシーホームページ < <http://www.arbeitsagentur.de/> >
- (38) Schwarzarbeitsbekämpfungsgesetz vom 23. Juli 2004 (BGBl. I S.1842), zuletzt geändert durch Artikel 6 des Gesetzes vom 24. Juni 2005 (BGBl. I S.1841).
- (39) 円換算は、日本銀行「基準外国為替相場及び裁定外国為替相場」(平成19年下半期レート 1ユーロ = 158円) による。
- (40) 滞在法により入国した高度な資格を持つ者は2005年11月末までで900人である。Gillmann, *op. cit.*, (32).
- (41) Renner, *op. cit.*, (34), S.268.
- (42) Verordnung über Aufenthaltsgenehmigungen zur Ausübung einer unselbständigen Erwerbstätigkeit (Arbeitsaufenthalteverordnung-AAV) vom 18. Dezember 1990 (BGBl. I S.2994). 移住法制定により外国人法とともに失効。
- (43) Verordnung über Ausnahmeregelungen für die Erteilung einer Arbeitserlaubnis an neueinreisende ausländische Arbeitnehmer (Anwerbestoppausnahmereverordnung, ASAV) vom 17. September 1998 (BGBl. I S.2893), zuletzt geändert durch Art. 252 V v. 31. 10. 2006 (BGBl. I S.2407).
- (44) 「労働許可令」とも訳される。Verordnung über die Arbeitsgenehmigung für ausländische Arbeitnehmer (Arbeitsgenehmigungsverordnung-ArGV)

- vom 17. September 1998 (BGBl. I S.2899), zuletzt geändert durch Art. 6 des Gesetzes vom 7. Dezember 2006 (BGBl. I S.2814 iVm Bek. v. 26. 1. 2007 II 127).
- (45) Torsten Christen, "Regelungen für den Arbeitsmarktzugang für Drittstaatsangehörige", *Bundesarbeitsblatt*, 6/2005, SS.6-7.
- (46) 前掲注(43)参照
- (47) 前掲注(44)参照
- (48) 「高等教育を修了した外国人の労働市場への参入に関する命令」(Verordnung über den Zugang ausländischer Hochschulabsolventen zum Arbeitsmarkt (Hochschulabsolventen-Zugangsverordnung-HSchulAbsZugV) vom 9. Oktober 2007 (BGBl. I S.2337). 滞在法第16条に規定する大学修了者が適当な職に就く場合の優先性審査及び EU 新規加盟国国民で機械工学、電子工学等の大学修了者又はこれと同等の者に EU 労働許可を付与する場合の優先性審査を免除した。
- (49) 請負契約については、佐藤忍『グローバル化で変わる国際労働市場』明石書店, 2006, pp.94-100.
- (50) Gesetz über zwingende Arbeitsbedingungen bei grenzüberschreitenden Dienstleistungen (Arbeitnehmer-Entsendegesetz-AEntG) vom 26. Februar 1996 (BGBl. I S.227), zuletzt geändert durch das Gesetz vom 25. April 2007 (BGBl. I S. 576). 内容については、佐藤 前掲注(49), pp.100-102. なお佐藤教授はこの法律を「労働者派遣法」と訳しておられるが、いわゆる「労働者派遣法」(Gesetz zur Regelung der gewerbsmäßigen Arbeitnehmerüberlassung (Arbeitnehmerüberlassungsgesetz-AÜG))との区別がつきにくいいため、日本労働政策研究・研修機構「海外労働情報 2007年 8月 ドイツ、最低賃金について妥協案成立」の訳にならって「越境労働者派遣法」とした。<http://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2007_8/german_01.htm>
- (51) 2004年にこの資格で入国した外国人は1,264人である。この時点では、募集停止例外令第2条第3項が

- 適用されていた。Bundesministerium des Innern, et. al. *op. cit.*, (7), Tabelle 37.
- (52) *ibid.*
- (53) Bundesamt für Migration und Flüchtlinge, *Migration, Asyl und Integration*, 2005, SS.71-74. 就 労者全体の数は挙げられていない。
- (54) 「2001年7月20日の避難民の大量流入の場合における一時的保護の保障のための最低基準並びにこれらの人々の受入れ及びその結果に関連する負担の、構成国への均衡のとれた割当てを促進するための措置に関する理事会指令」 Council Directive 2001/55/EC of 20 July 2001 on minimum standards for giving temporary protection in the event of a mass influx of displaced persons and on measures promoting a balance of efforts between Member States in receiving such persons and bearing the consequences thereof, *OJ*, L212, p.12.
- (55) 川村真理『難民の国際的保護』現代人文社, 2003, p. 33.
- (56) Renner, *op. cit.*, (34), S.269.
- (57) 「2004年4月29日の第三国国籍者又は無国籍者の、難民又は他の方法による国際的保護を必要とする者としての認定及び地位の最低基準並びに与えられるべき保護の内容に関する理事会指令」 Council Directive 2004/83/EC of 29 April 2004 on minimum standards for the qualification and status of third country nationals or stateless persons as refugees or as persons who otherwise need international protection and the content of the protection granted, *OJ*, L304, p.12. 第7回改正で国内法化された11本の指令に含まれる。ドイツでは “Qualifikationsrichtlinie” と略称される。
- (58) Kay Hailbronner, *Asyl- und Ausländerrecht*. Kohlhammer, 2006, S.28.
- (59) Pro Asyl, *Das Zuwanderungsgesetz. Überblick über die wichtigsten Neuregelungen im Zuwanderungsgesetz*. 2004, S.11.
- (60) 第25条第4a項は、人身取引の被害者を「刑法典第232条、第233条又は第233a条に定める犯罪行為の被害者」と定義している。これについては、渡邊齊志「ドイツの人身取引処罰規定改正法案」同誌「第…次刑法改正法案—刑法典第180条、第181条」『外国の立法』222号, 2004. 11, pp.61-65. <<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/222/022202.pdf>>
- (61) 「2004年4月29日の人身取引の被害者又は不法移民の幫助の対象者であって所管官庁と協力する第三国国籍者のための滞在資格の付与に関する理事会指令」 Council Directive 2004/81/EC of 29 April 2004 on the residence permit issued to third-country nationals who are victims of trafficking in human beings or who have been the subject of an action to facilitate illegal immigration, who cooperate with the competent authorities. *OJ*, L261, p.19. 第7回改正で国内法化された11本の指令に含まれる。
- (62) Günter Renner, *Ausländerrecht Kommentar 8. Auflage*, C.H. Beck, 2005, S.238.
- (63) Deutscher Bundestag, *op. cit.*, (4), SS.79-80.
- (64) Pro Asyl, *op. cit.*, (59) S.21
- (65) Christian Storr, et. al., *Kommentar zum Zuwanderungsgesetz*, Boorberg Verlag, 2005, S.135.
- (66) 「違憲」とする見解、「制度化された違法性」とする見解を Storr が紹介している。 *ibid.*, S.143.
- (67) *ibid.*, S.137.
- (68) Bundesamt für Migration und Flüchtlinge, *op. cit.*, (53), S.23.
- (69) Bundesministerium des Innern, et. al., *op. cit.*, (7), Tabelle 35.
- (70) Bleiberechtsbeschluss der IMK vom 17. 11. 2006. バイエルン州内務省ホームページ <http://www.innenministerium.bayern.de/imperia/md/content/stmi/buergerundstaat/auslaenderrecht/internetstmi_imk_bn_top6_ia6.pdf>
- (71) Deutscher Bundestag, *op. cit.*, (30), S.201.
- (72) Pro Asyl, Interkultureller Rat in Deutschland, DGB: *Unter dem Deckmantel der Umsetzung von EU-Richtlinien*, S.8. <<http://www.proasyl.de/>

fileadmin/proasyl/fm_redakteure/Archiv/
Stellungnahmen / Stellungnahme-AEnderungsgese
tz-260207.pdf>

(73) Deutscher Bundestag, *Plenarprotokoll*, 16/103,
Anlage 4-8 (議事規則第31条に基づき、速記録に掲
載された社会民主党議員の意見表明)中の、たとえば
10640C, 10641A.

(74) Presse- und Informationsamt der Bundesregier-
ung, "Böhmer: Geduldete sollten Chance für
Bleiberecht nutzen." *Pressemitteilung*, Nr.166, 9.
Mai, 2007. <[http://www.bundesregierung.de/
Content/DE/Pressemitteilungen/BPA/2007/05/
2007-05-09-boehmer-bleiberecht-nutzen,
layoutVariant=Druckansicht.html](http://www.bundesregierung.de/Content/DE/Pressemitteilungen/BPA/2007/05/2007-05-09-boehmer-bleiberecht-nutzen,layoutVariant=Druckansicht.html)>

(75) 広渡 前掲注(23), p.254.

(76) ドイツでは、2001年8月1日施行の人生パート
ナーシップ法により、同性カップルに対し、異性間の
婚姻に似た「人生パートナーシップ」関係を認めた。
婚姻における「配偶者」に相当するのが「人生パート
ナー」である。戸田典子「人生パートナーシップ
法 - 同性愛の「結婚」を認めたドイツ-」『外国の
立法』212号, 2002, 5, pp.20-36参照。

(77) Pro Asyl, et al. *op. cit.*, (72), S.2.

(78) Deutscher Bundestag, *op. cit.*, (73) たとえば
10642A.

(79) 前掲注(19)参照。

(80) Deutscher Bundestag, *op. cit.*, (73) たとえば
10645A.

(81) 「2003年9月22日の家族の結合の権利に関する理
事会指令 (家族結合指令)」 Council Directive 2003/
86/EC of 22 September 2003 on the right to family
reunification. *OJ*, L251, p.12. 指令の内容の説明は、
広渡 前掲注(23), pp.271-273. 第7回改正で国内法化
された11本の指令に含まれる。

(82) ハイルブロンナー (Hailbronner) 教授は、「滞在法
は、指令中の呼寄せを制限する多数のオプションの
うち、ごくわずかしかり取り入れなかった。」と記して
いる。Hailbronner, *op. cit.*, (58), p.128. なおこの指

令は、「未成年の子」を、構成国の法規が定める成年
に達していない子、と定義し、12歳に達した子で他の
家族とは別に入国しようとするものについては、各国
が定める統合の基準を満たすか否かを入国を許す前
に審査できる、としている。(指令第4条第2文、第
3文)。したがって「12歳」としても指令には反しな
い。

(83) 前掲注(4)参照。

(84) Beschluss vom 25. Oktober 2005-2 BvR 524/01-
トルコ人の両親の下にドイツで生まれた少女が原
告。両親が離婚した後、少女に対し身上配慮権を有す
る父は期間の定めのない滞在許可をもち、母は猶予
の状態にあった。母の法定地位を理由に滞在許可申
請を拒否された少女が違憲の訴えを提起し、認めら
れた。

(85) Bundesministerium des Innern, et. al., *op. cit.*,
(7), Tabelle 28, 29.

(86) 滞在法第43条第5項の規定により、連邦政府が作
成し連邦議会に提出した報告書 *Erfahrungsbericht
der Bundesregierung zu Durchführung und Finan-
zierung der Integrationskurse nach § 43 Abs. 5
des Aufenthaltsgesetzes* (滞在法第43条第5項に規定
する統合講習の実施及び財政のための連邦政府報告
書)による。Deutscher Bundestag, *Drs.* 16/6043, 29.
06. 2007, S.5.

(87) 連邦移住難民庁ホームページ<[http://www.
bamf.de/cln_043/nn_565180/DE/Integration/
Integrationskurse/integrationskurse-node.html_
nnn=true](http://www.bamf.de/cln_043/nn_565180/DE/Integration/Integrationskurse/integrationskurse-node.html_nnn=true)>

(88) Verordnung über die Durchführung von Inte-
grationskursen für Ausländer und Spätaussiedler
(Integrationskursverordnung-IntV) vom 13.
Dezember 2004 (BGBl. I S.3370). 滞在法の第7回
改正を受けて、統合講習令も改正されると思われる。

(89) Bundesamt für Migration und Flüchtlinge, *Inte-
grationsbilanz für das Jahr 2006*, 31. März
2007. <[http://www.integration-in-deutschland.de/
cln_011/nn_283538/SharedDocs/Anlagen/DE/](http://www.integration-in-deutschland.de/cln_011/nn_283538/SharedDocs/Anlagen/DE/)

Integration/Downloads/Integrationskurse/
Kurstreager / Statistiken / jahresbilanz-integra
tionskurse-2006_IP.html>

- (90) 国籍法第10条第3項。(滞在法第44a条第3項に付した注(9)を参照)
- (91) Deutscher Bundestag, *op. cit.*, (30), S.177.
- (92) Deutscher Bundestag, *op. cit.*, (86), S.12.
- (93) 「人道的援助活動の枠内で受け入れた難民のための措置に関する法律 (分担難民法)」 Gesetz über Maßnahmen für im Rahmen humanitärer Hilfsaktion aufgenommene Flüchtlinge vom 22. Juli 1980 (BGBl I S.1057) により滞在許可を付与された外国人。この法律は1973年以降受け入れてきたインドシナ難民、チリ難民を対象とし、旧ソ連を出国してきたユダヤ人にも準用された。分担難民法は移住法制定により失効した。この人々の経過措置については、滞在法第101条第1項、第103条に定められている。
- (94) Deutscher Bundestag, *op. cit.*, (86), S.6.
- (95) 欧州評議会 (Council of Europe) が定めた言語のための共通欧州準拠枠組 (GER: Gemeinsamer europäischer Referenzrahmen für Sprachen; CEFR: Common European Framework of Reference for Languages) では、言語のレベルはA1からC2までの6段階に区分されている。B1は下から3番目のレベルで、明瞭な標準ドイツ語による日常生活に関する会話であれば要点を理解でき、旅行するには困らず、よく知っている話題や個人的な関心事について順序だてて発言できるレベル。Goethe Institut ホームページ <http://www.goethe.de/lrn/prj/pba/deindex.htm#A2>
- (96) Deutscher Bundestag, *op. cit.*, (86), SS.17, 30.
- (97) *ibid.*, S.44.
- (98) 2002年1月9日のテロ対策法により改正された、外国人法第47条第2項第4号。
- (99) Reinhard Marx, "Terrorismvorbehalte des Zuwanderungsgesetzes," *ZAR*, 8/2004, S.275.
- (100) Marx, *ibid.*, S.278.
- (101) 基本法改正、庇護手続法改正について、連邦憲法裁

ドイツの滞在法—「外国人法」からEU「移民法」へ

- 判所が1996年に合憲判決を下している。小林宏晨「難民問題と庇護権：連邦憲法裁判所判例 (1996年5月14日) (1)-(4)」『法学紀要』第38巻 (1996)-第41巻 (1999)。
- (102) 庇護手続法第18a条に関する民主社会党会派の文書質問に対する連邦政府の回答。Deutscher Bundestag, *Drs.* 14/2898 (14. März 2000), S.2. 空港規制が違法な拘束であるか否かについて、連邦憲法裁判所の判決までは、裁判所の見解は分かれていた (Deutscher Bundestag, *Drs.* 16/5065, S.165; *Drs.* 14/2898, S.3)。
- (103) Bundeszentrale für politische Bildung, *Migration und Flüchtlinge*, Juni 2000. <http://www.network-migration.org/miginfo/migration_und_bevoelkerung/archiv/ausgaben/ausgabe0005.htm>
- (104) Fischer-Lescano, "Verschärfung des Ausländerrechts unter dem Deckmantel der Umsetzung von EU-Richtlinien." *Kritische Justiz*, 39(3) 2006, S.242.
- (105) Gesetz über das Ausländerzentralregister (AZR-Gesetz) vom 2. September 1994. 最新の改正は滞在法の第7回改正と同じく、「欧州連合の滞在法規上及び庇護法規上の指令の施行のための法律」により行われた。外国人中央登録簿は、連邦行政庁設置法 (BGBl. I S.829) 第6条に基づき1953年から作成されていたが、法的根拠としては弱く、情報上の自己決定権を確立した1983年12月15日の連邦憲法裁判所の国勢調査判決 (BverfGE 65, 1) に対応する必要もあり、包括的な根拠法として1994年にこの法律が制定された。(Deutscher Bundestag, *Drs.* 12/6938. S. 16)
- (106) 第1回改正法案の理由書。Deutscher Bundestag, *Drs.* 15/3784. S.13.
- (107) 住民登録については、戸田典子「ドイツの住民登録法大綱法—電子政府と個人情報保護—」、石井五郎監訳、調査局ドイツ法研究会訳「住民登録法大綱法」『外国の立法』224号, 2005. 5, pp.37-66. <<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/224/022403>>

pdf>

- (108) 「構成国が発行する旅券及び旅行書類中の安全のための指標及び生体認証データの基準に関する理事会規則」 Council Regulation (EC) No 2252/2004 of 13 December 2004 on standards for security features and biometrics in passports and travel documents issued by Member States, *OJ*, L385, p.1.
- (109) 改正された旅券法の施行は2007年11月1日。なおドイツ人の旅券に写真の他になんらかの生体認証のデータを登載することはすでに、2002年の旅券法の改正で定められていた。これは、2001年9月11日の同時多発テロ事件を契機に制定された2002年1月9日のテロ対策法の一環であった。渡邊斉志「短信：ドイツ テロ対策のための立法動向」『外国の立法』212号, 2002. 5, p.110.
- (110) “Biometrie-Ausweise für Ausländer,” *taz*, 12 Juni 2007.
- (111) 「ダブリン条約の効果的な適用のために指紋照合のための「EURODAC」を創設する理事会規則」 Council Regulation EC/2725/2000 of 11 December 2000 concerning the establishment of ‘EURODAC’ for the comparison of fingerprints for the effective application of the Dublin Convention (*OJ* L316, p. 1). に基づく。
- (112) 理事会規則2424/2001等に基づく。Schengener Informationssystem (SIS II). EU ホームページ <<http://europa.eu/scadplus/leg/de/lvb/l33183.htm>> ; “EU-Kommission will zentralisierte Daten-

bank für Fingerabdrücke.” *heise online news*, 17. März 2007. <<http://www.heise.de/newsticker/result.xhtml?url=/newsticker/meldung/86924&words=Fingerabdr%FCcke&T=Fingerabd%FCcke>>

- (113) 広渡清吾「EUにおける移民・難民法の動向 — 「国際人流と法システム」の一考察」『聖学院大学総合研究所紀要』30号, 2004. p.142.
- (114) EU 委員会報告書の労働移住に対する積極的な姿勢とこれに対する批判について、広渡 同上 pp. 145-148.
- (115) Deutscher Bundestag, *op. cit.*, (4), S.61.

参考文献 (注に掲げたものを除く)

- ・近藤潤三『移民国としてのドイツ』木鐸社, 2007.
- ・山根裕子『新版 EU/EC 法 欧州連合の基礎』有信堂, 1995.
- ・丸尾真「ドイツ移民法における統合コースの現状及び課題」ESRI Discussion Paper Series No.189. 内閣府経済社会総合研究所, 2007. <http://www.esri.go.jp/jp/archive/e_dis/e_dis190/e_dis189.html>
- ・Bundesagentur für Arbeit, *Merkblatt 7*, Januar 2007. <<http://www.arbeitsagentur.de/zentraler-Content/Veroeffentlichungen/Merkblatt-Sammlung/MB7-Beschaeftigung-ausl-AN.pdf>>

(とだ のりこ・社会労働調査室)

2004年7月30日の
連邦領域における外国人の滞在、職業活動及び統合に関する法律(滞在法)
(連邦法律公報 第I部 1,950頁)

Gesetz über den Aufenthalt, die Erwerbstätigkeit und die Integration von Ausländern im
Bundesgebiet (Aufenthaltsgesetz-AufenthG)

Vom 30. Juli 2004

(2007年8月19日の欧州連合の滞在法規上及び庇護法規上の指令の施行のための法律
(連邦法律公報 第I部 1,970頁)による改正までを含む*)

石井 五郎監訳

調査及び立法考査局ドイツ法研究会**訳

目次

第1章 総則

第1条 この法律の目的；適用範囲

第2条 定義規定

第2章 連邦領域への入国及び滞在

第1節 一般規定

第3条 旅券義務

第4条 滞在資格の必要

第5条 一般的な付与要件

第6条 ビザ

第7条 滞在許可

第8条 滞在許可の延長

第9条 定住許可

第9 a 条 EC 継続滞在許可

第9 b 条 滞在期間の算入

第9 c 条 生計

第10条 庇護申請の際の滞在資格

第11条 入国禁止及び滞在禁止

第12条 有効地域、附款

第2節 入国

第13条 国境通過

第14条 入国の不許可、特例ビザ

第15条 現場退去命令

第15 a 条 許可なく入国した外国人の割当て

第3節 教育目的の滞在

第16条 大学における学習；語学課程；学校通学

第17条 その他の教育目的

第4節 職業活動を目的とする滞在

第18条 就労

第19条 高度な資格を持つ者に対する定住許可

第20条 研究

第21条 自営業

第5節 国際法上、人道上又は政治的理由に基づく滞在

第22条 外国からの受入れ

第23条 州の最高官庁による滞在の保障、特別な政治的利益が存在する場合の受入れ

第23 a 条 苛酷な状況における滞在の保障

第24条 一時的保護のための滞在の保障

第25条 人道上の理由に基づく滞在

第26条 滞在の期間

第6節 家族を理由とする滞在

第27条 家族呼寄せの原則

第28条 ドイツ人の家族呼寄せ

第29条 外国人の家族呼寄せ

第30条 配偶者の呼寄せ

第31条 配偶者の独立した滞在の権利

第32条 子の呼寄せ

第33条 連邦領域での子の出生

第34条 子の滞在の権利

第35条 子の独立した期間の定めのない滞在の権利
第36条 両親及び他の家族構成員の呼寄せ
第7節 特別な滞在の権利
第37条 再入国の権利
第38条 元ドイツ人の滞在資格
第38 a 条 他の欧州連合構成国において長期の滞在の権利を保障された者の滞在許可

第8節 連邦雇用エージェンシーの関与

第39条 外国人就労への同意
第40条 拒否理由
第41条 同意の取消し
第42条 命令制定権及び指示権

第3章 統合

第43条 統合講習
第44条 統合講習に参加する権利
第44 a 条 統合講習への参加の義務付け
第45条 統合プログラム

第4章 秩序法規上の規定

第46条 秩序法上の処分
第47条 政治活動の禁止及び制限
第48条 身分証明法規上の義務
第49条 身元の審査、確定及び確認
第49 a 条 拾得文書データベース
第49 b 条 拾得文書データベースの内容

第5章 滞在の終了

第1節 出国義務の理由

第50条 出国義務
第51条 滞在の適法性の終了；制限の効力の継続
第52条 取消し
第53条 裁量の余地のない国外退去命令
第54条 原則的に発する国外退去命令
第54 a 条 国外退去命令を受けた外国人に対する国内の安全を理由とする監視
第55条 裁量による国外退去命令
第56条 国外退去命令からの特別保護

第2節 出国義務の強制

第57条 現場退去強制
第58条 国外退去強制
第58 a 条 国外退去強制命令
第59条 国外退去強制の予告
第60条 国外退去強制の禁止
第60 a 条 国外退去強制の一時的停止（猶予）
第61条 場所の制限；出国施設
第62条 国外退去強制のための勾留

第6章 責任及び手数料

第63条 輸送業者の義務
第64条 輸送業者の送還義務
第65条 空港事業者の義務
第66条 費用債務者；支払保証
第67条 費用責任の範囲
第68条 生計に対する責任
第69条 手数料
第70条 時効

第7章 手続規定

第1節 所管

第71条 所管
第71 a 条 所管及び通知
第72条 関与の必要
第73条 ビザ手続及び滞在資格の付与の場合のその他の関与の必要性

第74条 連邦の関与；指示権能

第1 a 節 通過輸送

第74 a 条 外国人の通過輸送

第2節 連邦移住難民庁

第75条 任務
第76条 （削除）

第3節 行政手続

第77条 書面方式；要式の例外
第78条 滞在資格証、身分証明書の代用物及び証明書の様式
第79条 滞在に関する決定

第80条	未成年者の行為能力
第81条	滞在資格の申請
第82条	外国人の協力
第83条	不服申立の制限
第84条	不服申立及び訴えの提起の効果
第85条	滞在期間の算定
第4節	データ保護
第86条	個人データの収集
第87条	外国人官庁への伝達
第88条	特別な法律上の使用規制がある場合の伝達
第89条	身元の審査、確定及び確認の措置の手続
第89 a 条	拾得文書データベースのための手続規定
第90条	外国人官庁による伝達
第90 a 条	外国人官庁から住民登録官庁への通知
第90 b 条	外国人官庁と住民登録官庁間のデータの照合
第91条	個人データの蓄積及び消去
第91 a 条	一時的保護のための登録簿
第91 b 条	国の連絡機関としての連邦移住難民庁によるデータ伝達
第91 c 条	指令2003/109/ECの実施のための共同体内の情報
第91 d 条	指令2004/114/ECの実施のための共同体内の情報
第91 e 条	一時的保護のための登録簿及び共同体内のデータ伝達のための共通規定
第8章	移住難民統合専門委員
第92条	専門委員の職
第93条	任務
第94条	職務権限
第9章	刑罰及び過料規定
第95条	刑罰規定
第96条	外国人を密入国させること
第97条	死亡に至らしめた密入国；業としての密入国及び団体による密入国
第98条	過料規定

第10章	命令制定権；経過規定及び末尾規定
第99条	命令制定権
第100条	用語の調整
第101条	従前の滞在の権利の効力の継続
第102条	外国人法規上の措置の効力の継続及び算入
第103条	従前の法規の適用
第104条	経過規定
第104 a 条	既存の事例についての規定
第104 b 条	猶予された外国人の統合された子のための滞在の権利
第105条	労働資格の効力の継続
第105 a 条	行政手続のための規定
第106条	基本権の制限
第107条	都市州条項

[] は訳者による補足を示す。

第1章 総則

第1条 この法律の目的；適用範囲

- (1) この法律は、ドイツ連邦共和国への外国人の流入の制御及び限定に資する。この法律は、ドイツ連邦共和国の受入能力及び統合能力並びに経済的利益及び労働市場政策上の利益を考慮した移住を可能とし、形成する。この法律はまた、ドイツ連邦共和国の人道上の義務の達成に資する。この法律は、併せて外国人の入国、滞在、職業活動及び統合について定める。他の法律の規定は、影響を受けない。
- (2) この法律は、次の各号に掲げる外国人には適用しない。
 1. 他の法律に別段の定めがない限り、〔欧州〕連合市民の一般的な自由移動に関する法律によりその法的地位が定められている外国人
 2. 裁判所構成法第18条から第20条までの規定^(注1)を基準として、ドイツの裁判権に服さな

い外国人

3. 外交官及び領事官の通行並びに国際的な機関及び組織の活動のための国際条約を基準として、移民制限を受けず、外国人官庁(注2)への滞在の届出義務及び滞在資格(Aufenthaltstitel)の必要を免除された外国人であってその免除を可能とする相互主義が存在する場合

第2条 定義規定

- (1) 外国人とは、基本法第116条第1項にいうドイツ人でないすべての者をいう。
- (2) 職業活動とは、自営業及び社会法典第4編第7条にいう就労(注3)をいう。
- (3) 外国人の生計の確保とは、疾病保険による十分な保護を含めてその生計を公費の請求によらず維持できることをいう。この場合において、児童手当、児童加算及び育児手当又は親手当並びに拠出に基づく公費又は連邦領域における滞在を可能にするために支給されている公費は、考慮しない。外国人が法定疾病保険に加入している場合には、十分な疾病保障を得ているものとする。呼び寄せられた家族のための滞在許可の付与又は延長の際には、家計所得に対する家族構成員の寄与は、考慮する。外国人が連邦教育助成法第13条及び第13a条第1項に規定する1月の必要額分の資力を有している場合には、第16条に規定する滞在許可の付与のための生計が確保されているものとみなす。第20条に規定する滞在許可の付与のためには、社会法典第4編第18条に規定する受給額の3分の2の額を、生計費の充足に十分なものとみなす。連邦内務省は、第5文及び第6文に規定する毎月の最低額を前年の12月31日までに連邦官報で公示する。
- (4) 十分な居住空間としては、公的助成を受けた賃貸社会住宅に住居を求める者の入居に十

分である以上を求めないものとする。居住空間が、その質及び広さの点で、ドイツ人に対しても適用される法規(注6)を満たしていない場合には、十分な居住空間でないものとする。家族にとっての十分な居住空間を算定する場合には、2歳未満の子は、考慮しない。

- (5) シェンゲン・ビザとは、シェンゲン協定及びその関連規則として共同体法に編入された規定(欧州共同体官報 2000年L239号1頁)及びその後発せられた法的文書を基準とする統一的な査証をいう。
- (6) この法律にいう一時的保護とは、2001年7月20日の避難民の大量流入の場合における一時的保護の保障のための最低基準並びにこれらの人々の受入れ及びその結果に関連する負担の、構成国への均衡のとれた割当てを促進するための措置に関する理事会指令2001/55/EC(欧州共同体官報 L212号12頁)(注8)の適用による滞在の保障をいう。
- (7) 長期滞在権者とは、2003年11月25日の長期に滞在の権利を保障された第三国国籍者の法的地位に関する理事会指令2003/109/EC(欧州連合官報 2004年L16号44頁)第2条bに規定する法的地位を欧州連合構成国において付与され、剥奪されていない外国人をいう。

第2章 連邦領域への入国及び滞在

第1節 一般規定

第3条 旅券義務

- (1) 外国人は、法規命令により旅券義務を免除されていない場合には、認定された有効な旅券又は代用旅券を所持しているときに限り、連邦領域への入国及び滞在を許される。連邦領域における滞在のために、外国人は、旅券義務を身分証明書の代用物(第48条第2項)の所持によっても満たす。

- (2) 連邦内務省又はその指定する機関は、理由のある個別の事例について、外国人の入国前に、国境通過及びこれに続く 6 月以内の滞在のために旅券義務の例外を許すことができる。

第 4 条 滞在資格の必要

- (1) 欧州連合の法規若しくは〔ドイツの〕法規命令に別段の定めがない場合又は 1963 年 9 月 12 日の欧州経済共同体とトルコとの間の連合の設立のための協定(連邦法律公報 1964 年第 II 部 509 頁)(欧州経済共同体・トルコ連合協定)^(注 9)に基づく滞在の権利が存在しない場合には、外国人は、連邦領域への入国及び滞在のために滞在資格(Aufenthaltstitel)を必要とする。滞在資格は、次の各号のいずれかとして付与される。

1. ビザ (Visum) (第 6 条)
2. 滞在許可 (Aufenthaltserlaubnis) (第 7 条)
3. 定住許可 (Niederlassungserlaubnis) (第 9 条)
4. EC 継続滞在許可 (Erlaubnis zum Daueraufenthalt-EG) (第 9 a 条)

- (2) この法律に定める場合又は滞在資格証が職業活動を明文で許可している場合には、滞在資格は、職業活動に従事する権利を保障する。すべての滞在資格証は、職業活動が許可されているか否かを明らかにしなければならない。就労目的の滞在許可を保有しない外国人に対しては、連邦雇用エージェンシー^(注 10)が同意した場合又は法規命令により就労が連邦雇用エージェンシーの同意なしに許可されることが定められている場合に限り、就労を許可することができる。連邦雇用エージェンシーが同意した際に付した制限は、滞在資格証にも記さなければならない。

- (3) 外国人は、滞在資格が職業活動に従事する

権利を保障している場合に限り、これに従事することを許される。外国人が就労又は他の有償のサービス提供若しくは労務提供を委託されることを許されるのは、外国人がこのような滞在資格を有する場合に限られる。国家間協定、法律又は法規命令に基づき、滞在資格を保有することなく職業活動に従事することが外国人に対して許されている場合には、この規定は、適用しない。連邦領域において外国人を雇用し、又は外国人が利得を求めて行う継続的な有償のサービス提供若しくは労務提供を外国人に委託する者は、第 2 文又は第 3 文の要件が満たされているか否かを確認しなければならない。

- (4) 連邦共和国国旗を掲げる権利を有する船舶の乗務員として勤務している外国人も、滞在資格を必要とする。
- (5) 欧州経済共同体・トルコ連合協定により滞在の権利を認められている外国人は、定住許可も EC 継続滞在許可も保有していない場合には、当該権利の存在を滞在許可証の所持によって証明する義務を負う。滞在許可証は、申請に基づき発行される。

第 5 条 一般的な付与要件

- (1) 滞在資格の付与は、原則として、次の各号に掲げる要件が満たされていることを前提とする。
1. 生計が確保されていること。
 - 1a. 外国人の身元が明らかであること及び他国へ帰還する権利を有していない場合には国籍が明らかであること。
 2. 国外退去命令の理由が存在しないこと。
 3. 滞在資格の付与の請求権が存在しない場合には、当該外国人の滞在がその他の理由によりドイツ連邦共和国の利益を侵害せず、又は危うくしないこと。
 4. 第 3 条に規定する旅券義務が満たされて

いること。

(2) その他、滞在許可、定住許可又は EC 継続滞在許可の付与は、外国人が次の各号に掲げる要件を満たすことを前提とする。

1. 必要なビザを所持して入国していること。
2. ビザ申請の際に付与の基準となる申告がなされていること。

付与の請求権の要件が満たされている場合又は個別の事例の特別な事情を理由としてビザ手続の追完が期待できない場合には、この限りでない。

(3) 第24条、第25条第1項から第3項まで及び第26条第3項の規定による滞在資格の付与の場合には、第1項及び第2項の規定を適用してはならず、第25条第4a項の場合には、第1項第1号から第2号まで及び第4号並びに第2項を適用してはならない。その他第2章第5節の規定による滞在資格の付与の場合には、第1項及び第2項の規定を適用しないことができる。第1項第2号の規定を適用しない場合には、外国人官庁は、進行中の刑事手続その他の手続の対象である個々の国外退去命令の理由を挙げて国外退去命令が可能である旨を教示することができる。

(4) 第54条第5号又は第5a号に規定する国外退去命令の理由の一が存在する場合には、滞在資格の付与を拒否しなければならない。理由のある個別の事例において外国人が所管官庁に申し出て、安全を脅かす行為を行わないことを疎明した場合には、第1文の例外を許すことができる。連邦内務省又はその指定する機関は、理由のある個別の事例において、外国人の入国前に、国境通過及びこれに続く6月までの滞在のために第1文の例外を許すことができる。

第6条 ビザ

(1) シェンゲン実施協定及びこれに関連して発せられた施行規定に定める付与要件が満たされている場合には、外国人に対して次の各号に掲げるビザを付与することができる。

1. 通過用のシェンゲン・ビザ
 2. 最初の入国日から6月の期間内の3月以内の滞在(短期滞在)用のシェンゲン・ビザ
- シェンゲン実施協定に定める付与要件が満たされない場合であっても、国際法上若しくは人道上の理由又はドイツ連邦共和国の政治的利益の保護のために、例外的にシェンゲン・ビザを付与することができる。この場合において、〔当該ビザの〕有効地域は、ドイツ連邦共和国の主権領域に限定される。

(2) 短期滞在用のビザは、最初の入国日から6月の期間内に各滞在期間を3月以内とする旨の条件を付して、複数回の滞在について5年以内の有効期間で付与することもできる。

(3) 第1項第1文の規定により付与されたシェンゲン・ビザは、特別の場合には、最初の入国日から6月の期間内で滞在期間を合計3月まで延長することができる。他のシェンゲン協定締約国の在外公館によりビザが付与された場合にも、同様とする。当該6月の期間内のビザの3月以内の再延長については、第1項第2文^(注12)に規定する要件が満たされた場合に限り、行うことができる。

(4) 長期滞在には、入国前に付与される連邦領域用のビザ(国内ビザ)を必要とする。〔国内ビザの〕付与は、滞在許可、定住許可及び EC 継続滞在許可に適用される規定に従って行う。国内ビザによる適法な滞在期間は、滞在許可、定住許可又は EC 継続滞在許可の保有期間に算入される。

第7条 滞在許可

(1) 滞在許可とは、期間の定めのある滞在資格をいう。滞在許可は、以下の各節に掲げる滞

在目的のために付与する。理由のある場合には、この法律に定めのない滞在目的のためにも滞在許可を付与することができる。

- (2) 滞在許可には、意図されている滞在目的を考慮して期間を付さなければならない。付与、延長又は有効期間の決定にとって本質的な要件が満たされなくなった場合には、事後的であっても当該期間を短縮することができる。

第 8 条 滞在許可の延長

- (1) 滞在許可の延長については、付与に適用される規定を適用する。
- (2) 滞在の目的からして単に一時的な滞在の場合において、所管官庁が滞在許可の付与又は直近の延長の際に延長を排除したときは、滞在許可は、原則として延長することができない。
- (3) 外国人が第 44 a 条第 1 項第 1 文第 1 号に規定する、統合講習に規則に従って参加する義務に違反した場合には、滞在許可の延長についての決定に際してこのことを考慮しなければならない。滞在許可の付与の請求権が存在しない場合で、第 1 文に規定する義務に反復してかつ重大に違反したときは、滞在許可の延長を拒否するものとする。滞在許可延長の請求権がこの法律のみに基づいている場合には、延長を拒否することができるが、外国人が共同体的生活及び社会的生活への自己の統合が他の方法により実現したことを証明した場合には、この限りでない。決定の際には、適法な滞在の期間、連邦領域への外国人の保護すべきつながり及び連邦領域において適法に生活を営む外国人の家族構成員に対する滞在終了の影響を考慮しなければならない。
- (4) 第 25 条第 1 項から第 3 号まで又は同条第 4 a 項の規定により付与された滞在許可の延長には、第 3 項の規定を適用しない。

第 9 条 定住許可

- (1) 定住許可は、期間の定めのない滞在資格とする。定住許可は、職業活動に従事する権利を保障し、この法律が明文で許す場合に限り附款を付すことができる。第 47 条の規定は、影響を受けない。
- (2) 外国人が次の各号のすべてに該当する場合には、定住許可を付与しなければならない。
1. 5 年前から滞在許可を保有しているとき。
 2. 生計が確保されているとき。
 3. 法定年金保険に強制保険料若しくは任意保険料を 60 月以上納付し、又は保険・援護機関若しくは保険会社が行うこれに相当する給付に対する請求権のための拠出を証明するとき。ただし、この場合において、育児又は家庭内介護を理由とする離職期間は、相応に算入する。
 4. 公共の安全秩序への侵害の重大性及び態様を考慮した上での公共の安全秩序について、又は従前の滞在期間を考慮した上での外国人から生じる危険について、及び連邦領域におけるつながりの存在について問題とする理由がないこと。
 5. 被用者にあつては、就労を許可されているとき。
 6. 職業活動に継続的に従事するために必要なその他の許可を保有しているとき。
 7. ドイツ語の十分な知識を有しているとき。
 8. 連邦領域における法的秩序、社会秩序及び生活事情の基本的知識を有しているとき。
 9. 十分な居住空間を自己及び同居する家族構成員のために有しているとき。
- 統合講習を修了した場合には、第 1 文第 7 号及び第 8 号に規定する要件は、満たされたことが証明されたものとする。外国人が身体

的、知的又は精神的な疾病又は障害のために当該要件を満たすことができない場合には、当該要件は、考慮しない。その他の場合においても、苛酷な状況となるのを避けるため、第1文第7号及び第8号に規定する要件を考慮しないことができる。さらに、外国人が簡単なドイツ語により口頭の意味疎通ができる場合において、第44条第3項第2号の規定により統合講習への参加請求権を有しなかったとき又は第44 a 条第2項第3号の規定により統合講習への参加を義務づけられていなかったときは、当該要件は、考慮しない。さらに、第1文第2号及び第3号に規定する要件は、外国人が第3文に規定する理由により当該要件を満たすことができない場合には、考慮しない。

- (3) 婚姻共同生活を営む配偶者にあつては、その一方が第2項第1文第3号、第5号及び第6号に規定する要件を満たせば足りる。第2項第1文第3号に規定する要件は、外国人が承認された学校教育修了資格又は職業教育修了資格の取得に至る教育を受けている場合には、考慮しない。第1文の規定は、第26条第4項の場合に準用する。
- (4) 定住許可の付与に必要な滞在許可の保有期間には、次の各号に掲げる期間を算入する。
 1. 外国人が出国時に定住許可を保有していた場合には、定住許可の失効をもたらした連邦領域外の滞在期間を除き、以前に滞在許可又は定住許可を保有していた期間。ただし、最高4年までとする。
 2. 滞在許可の失効をもたらさなかった連邦領域外の滞在期間については、最高6月
 3. 連邦領域での大学における学習又は職業教育の目的での適法な滞在期間の半分

第9 a 条 EC 継続滞在許可

- (1) EC 継続滞在許可は、期間の定めのない滞

在資格とする。第9条第1項第2文及び第3文を準用する。この法律に別の定めがない限り、EC 継続滞在許可は、定住許可と同等とする。

- (2) 外国人が次の各号のすべてに該当する場合には、指令2003/109/EC 第2条bに規定するEC 継続滞在許可を付与しなければならない。

1. 5年前から滞在資格を保有して連邦領域に滞在しているとき。
2. 本人及び本人が扶養義務を負う家族構成員の生計が、確実かつ定期的な所得により確保されているとき。
3. ドイツ語の十分な知識を有しているとき。
4. 連邦領域における法的秩序、社会秩序及び生活事情の基本的知識を有しているとき。
5. 公共の安全秩序への侵害の重大さ及び態様を考慮した上での公共の安全秩序について、又は従前の滞在期間を考慮した上での外国人から生じる危険について、及び連邦領域におけるつながりの存在について問題とする理由がないとき。

6. 十分な居住空間を自己及び同居する家族構成員のために有しているとき。

第1文第3号及び第4号の規定については、第9条第2項第2文から第5文までの規定を準用する。^(注14)

- (3) 外国人が次の各号のいずれかに該当する場合には、第2項の規定は、適用しない。

1. 第23条第2項に基づいて付与されたものを除き、第5節に規定する滞在資格を保有しているとき又は他の欧州連合構成国において同等の法的地位を有しているとき。
2. 2004年4月29日の第三国国籍者又は無国籍者の、難民又は他の方法による国際的保護を必要とする者としての認定及び地位の

最低基準並びに与えられるべき保護の内容に関する理事会指令2004/83/EC(欧州連合官報 L304号12頁)の範囲内での難民の地位の承認 (Zuerkennung der Flüchtlings-eigenschaft) の申請又は臨時保護申請を欧州連合構成国で行い、又は第24条に規定する一時的な保護を申請したが、当該申請について決定が下されていないとき。

3. 他の欧州連合構成国において第1条第2項第2号に規定する者に相当する法的地位を保有しているとき。
4. 第16条又は第17条に規定する滞在資格を得て連邦領域に滞在しているとき。
5. その他の本来一時的な目的で連邦領域に滞在しているときで、特に次に掲げるとき。
 - a) 第18条に規定する滞在許可に基づく場合で、連邦雇用エージェンシーの同意の期限が第42条第1項に規定する命令によって定められる最長就労期間に基づいているとき。
 - b) 当該外国人の滞在許可の延長が第8条第2項の規定により排除されているとき。
 - c) 当該外国人の滞在許可が本来単に一時的な目的で連邦領域に滞在する外国人との家族共同生活の成立と維持に資し、かつ、共同生活が解消された場合に独立した滞在の権利が生じないとき。

第9b条 滞在期間の算入

第9a条第2項第1文第1号に規定する〔必要〕期間に、次の各号に定める期間を算入する。

1. 外国人が滞在資格を保有しつつ連邦領域外に滞在した期間であって、次に掲げる期間
 - a) 6月又はこれを超える期間で第51条第1項第7号の規定により外国人官庁が定めるものを超えない限りで、職業上の理

由により派遣され外国に滞在していた期間

- b) 連続する6月及び第9a条第2項第1文第1号に規定する期間内で合計10月を超えない期間
2. 外国人が出国時点で定住許可若しくは EC 継続滞在許可を保有し、当該定住許可若しくは EC 継続滞在許可が欧州連合構成国の領域外での滞在という理由若しくは他の欧州連合構成国での長期滞在権者としての法的地位の取得という理由のためにのみ失効した場合には、滞在許可、定住許可若しくは EC 継続滞在許可を保有しつつ連邦領域に過去に滞在した期間で、最長4年まで
 3. 外国人が自由移動の権利を保有していた期間
 4. 連邦領域における大学における学習又は職業教育の目的での適法な滞在期間の半分第9a条第3項第5号に規定する滞在の期間及び外国人が第9a条第3項第3号に規定する要件を満たしていた期間は、算入しない。連邦領域外の滞在期間は、滞在資格の失効をもたらさなかった場合には、第9a条第2項第1文第1号に規定する滞在を中断しないものとし、この期間は、第9a条第2項第1文第1号に規定する滞在全体の期間を決定する際には算入しない。その他のすべての場合には、連邦領域からの出国により、第9a条第2項第1文第1号に規定する滞在は、中断する。

第9c条 生計

第9a条第2項第2号に規定する確実かつ定期的な所得を有するとは、原則として次の各号にすべて該当する場合をいう。

1. 外国人が納税義務を履行しているとき。
2. 身体的、知的又は精神的な疾病又は障害のために負担できない場合を除き、外国人

又は当該外国人と家族共同生活を営む配偶者が適当な老齢保障のために国内若しくは国外で保険料又は拠出金を支払っていたとき。

3. 外国人及び当該外国人と家族共同生活を営む家族構成員が疾病又は介護の必要の危険に対し、法定疾病保険又はこれと本質的に同等の無期限若しくは自動延長される保険保障により保護されているとき。
4. 職業活動により定期的な所得を得ている外国人が当該職業活動に従事する権利を保障されており、そのために必要なその他の許可をも保有しているとき。

婚姻共同生活を営む配偶者にあつては、その一方が第1文第4号に規定する要件を満たせば足りる。第1文第2号の規定により必要とされる保険料又は拠出としては、第9条第2項第1文第3号に規定する以上は、求めない。

第10条 庇護申請の際の滞在資格

- (1) 庇護申請を行った外国人に対しては、法律に定める請求権による場合のほか、州の最高官庁の同意があり、かつ、ドイツ連邦共和国の重大な利益にとって必要な場合に限り、永続的效果を有する庇護手続の完了前に、滞在資格を付与することができる。
- (2) 外国人の入国後、外国人官庁により付与され、又は延長された滞在資格は、当該外国人が庇護申請を行っているという事情にかかわらず、この法律の規定により延長することができる。
- (3) 庇護申請が確定的に却下され又はこれを取り下げた外国人に対しては、第5節の規定を基準としてのみ出国前に滞在資格を付与することが許される。庇護手続法第30条第3項^(注15)の規定により庇護申請が却下された場合には、出国前に滞在資格を付与することは、許され

ない。滞在資格付与の請求権が存在する場合には、第1文及び第2文の規定は、適用せず、第2文の規定は、外国人が第25条第3項に規定する滞在許可の付与のための要件を満たしている場合には、適用しない。

第11条 入国禁止及び滞在禁止

- (1) 国外退去命令、現場退去強制又は国外退去強制を受けた外国人は、連邦領域に再度入国し、及び滞在することを許されない。当該外国人に対しては、この法律による請求権の要件を満たす場合にも、滞在資格を付与しない。第1文及び第2文に掲げる効果には、申請に基づき、原則として期間が付される。当該期間は、出国をもって開始される。外国人が平和に対する罪、戦争犯罪若しくは人道に対する罪又は第58a条に規定する国外退去強制命令により、連邦領域からの退去を強制された場合には、期間を付さない。州の最高官庁は、個別の事例について第5文の例外を許可することができる。
- (2) 第1項第5文の場合を除き、やむを得ない理由により外国人の存在が必要とされる場合又は許可の拒否が不当に苛酷な状況となる場合には、例外として、第1項第3文に規定する期間の満了前に、当該外国人に対して連邦領域への短期立入りを許可することができる。第1項第5文の場合には、第1項第6文の規定を準用する。

第12条 有効地域、附款

- (1) 滞在資格は、連邦領域について付与する。シェンゲン実施協定の規定による条約締約国の主権領域における滞在資格の有効性は、影響を受けない。
- (2) ビザ及び滞在許可は、条件を付して付与し、及び延長することができる。ビザ及び滞在許可は、事後の場合も含め、負担、特に場所の

制限を課すことができる。

- (3) 外国人官庁の許可を得ずに場所の制限に違反して連邦領域の一部に滞在している外国人は、遅滞なく〔その場所から〕立ち退かなければならない。
- (4) 滞在資格を必要としない外国人の滞在には、期間及び場所を制限し、並びに条件及び負担を課すことができる。
- (5) 外国人官庁は、外国人に対してこの法律に基づいて限定された滞在地域を離れることを許可することができる。緊急の公共の利益が存在する場合、やむを得ない理由により必要な場合又は許可の拒否が不当に苛酷な状況となる場合には、許可を付与しなければならない。官庁及び裁判所への外国人の出頭が必要な場合には、当該外国人は、許可なく期日通り出頭することができる。

第2節 入国

第13条 国境通過

- (1) 他の法規又は国家間協定に基づく例外が許されていない限り、連邦領域への入国及び連邦領域からの出国は、許された国境通過所に限り、かつ、所定の通行時間内で許される。外国人は、出入国の際、第3条第1項に規定する認定された有効な旅券又は代用旅券を携帯し、国境通過交通の警察的規制に服する義務を負う。
- (2) 許された国境通過所においては、外国人が国境を通過して当該国境通過所を通ったとき、はじめて当該外国人は、入国したものとする。国境通過交通の警察的規制を委任された官庁が現場退去命令(この法律の第15条、庇護手続法第18条、第18a条)に関する決定の前に、又は当該措置の準備、保全若しくは実施の間に、特定の一時的な目的のために外国人に国境通過所を通過させた場合には、当該官

庁による当該外国人の滞在の規制が可能である限り、第1文にいう入国には、該当しない。その他の場合には、外国人が国境を通過したとき、当該外国人は、入国したものとする。

第14条 入国の不許可、特例ビザ

- (1) 外国人が次の各号のいずれかに該当する場合には、連邦領域への入国は、許可されない。
 1. 第3条第1項の規定により必要な旅券又は代用旅券を所持しないとき。
 2. 第4条の規定により必要な滞在資格を保有しないとき。
 3. 第11条第2項に規定する立入許可を保有する場合を除き、第11条第1項の規定により、入国が許されないとき。
- (2) 国境通過交通の警察的規制を委任された官庁は、特例ビザ及び旅券代用書類を発行することができる。

第15条 現場退去命令

- (1) 許可なく入国しようとする外国人は、国境において現場退去命令を受ける。
- (2) 次の各号のいずれかに該当する場合には、外国人の現場退去を国境において命令することができる。
 1. 国外退去命令の理由が存在するとき。
 2. 滞在が申告された目的のためでないという理由のある疑いが存在するとき。
 - 2a. 当該外国人がシェンゲン・ビザのみを有し、又は短期滞在のためビザ義務を免除されており、かつ、第4条第3項第1文の規定に違反して職業活動に従事することを意図しているとき。
 3. 当該外国人がシェンゲン^(註16)国境規則第5条の規定による締約国の主権領域への入国のための要件を満たしていないとき。
- (3) 連邦領域における一時的な滞在であるため滞在資格の必要を免除されている外国人が第

3条第1項及び第5条第1項に規定する要件を満たしていない場合には、当該外国人に対して現場退去命令を発することができる。

- (4) 第60条第1項から第3項まで、第5項及び第7項から第9項までの規定を準用しなければならない。庇護申請を行った外国人が庇護手続法の規定により連邦領域における滞在を許されて (gestattet) いる間は、当該外国人に対して現場退去命令を発することは、許されない。
- (5) 現場退去命令の決定がなされ、直ちに執行できない場合には、現場退去命令の保全のために外国人を裁判官の命令に基づき勾留するものとする(現場退去命令のための勾留)。その他の場合には、第62条第3項の規定を準用する。裁判官が命令又は勾留の延長を拒否した場合には、第1項の規定は、適用しない。
- (6) 外国人が空路で連邦領域に到着し、第13条第2項の規定によっては入国せず、現場退去命令を受けた場合で、現場退去命令のための勾留が請求されていないときは、当該外国人を空港のトランジット区域又は連邦領域からの出国が可能な宿泊施設に収容しなければならない。空港のトランジット区域又は第1文に規定する宿泊施設での外国人の滞在については、空港到着後30日以内又は到着時点が確認できない場合には所管官庁が到着を知った後30日以内に、裁判官の命令を必要とする。当該命令は、出国の確保のために発せられる。当該命令は、命令の期間内に出発が期待できる場合に限り許される。第5項の規定を準用しなければならない。

第15a条 許可なく入国した外国人の割当て

- (1) 許可なく入国した外国人であって、庇護を求めておらず、無許可入国の確定直後に国外退去強制のための勾留を行うことができず、かつ、勾留からの国外退去強制又は現場退去

強制も課すことができないものは、国外退去強制の停止又は滞在資格の付与に関する決定の前に、州に割り当てる。当該外国人は、特定の州又は特定の地域に割り当てられることを請求する権利を有しない。州への割当ては、連邦内務省の指定する中央割当機関によって行われる。州が割当てについて特段の配分率を協定していない間は、庇護申請者の割当てについて定められた配分率を適用する。各州は、第3文の規定により指定された機関による割当てを指示し、割り当てられた外国人を受け入れる最高7つの官庁を指定する。割当ての指示の前に、当該外国人が配偶者間で又は両親とその未成年の子との間で家計を共にしていること又は特定の地域への割当ての妨げとなるやむを得ないその他の理由が存在することを証明した場合には、割当てに際してこれらの事情を考慮しなければならない。

- (2) 外国人官庁は、外国人に対し、割当てを指示した官庁に出頭するよう義務付けることができる。第1項第6文に規定する申出を考慮しなければならない場合には、この限りでない。第1文に規定する義務付けに対しては、不服を申し立てることができない。訴えの提起は、執行停止の効果を有しない。
- (3) 中央割当機関は、割当てを指示した官庁に対し、第2文及び第3文の規定により受入れを義務付けられる受入施設を通知する。割当てを指示した官庁の属する州がその受入割当数を満たさなかった場合には、当該官庁に最も近接し、受入能力を有する当該州の受入施設が受入義務を負う。その他の場合には、中央割当機関が庇護手続法第45条^(註17)に規定する受入割当数及び現在利用可能な収容能力に基づいて指定した受入施設が受入義務を負う。庇護手続法第46条第4項及び第5項^(註18)の規定を準用しなければならない。
- (4) 第3項の規定による割当てを指示した官庁

は、第3項第3文の場合には、当該外国人が割当てにより指摘された受入施設に出頭しなければならない旨を命ずるものとし、第3項第2文の場合には、その旨を命ずることが許される。外国人官庁は、聴取の結果を割当てを指示する機関に伝達し、当該機関は、中央割当機関に対し、出身国の申告を付した外国人の人数及び聴取の結果を通知する。配偶者同士及び両親とその未成年の未婚の子は、集団として登録し、割り当てなければならない。当該外国人は、当該州内に再割当てされるまで、ただし、最長でも国外退去強制の停止又は滞在資格の付与まで、当該受入施設に居住しなければならないものとし、第12条及び第61条第1項の規定は、影響を受けない。州政府は、この法律に基づいて、州法律によって規制されていない限り、法規命令により当該州内への割当てを規制する権限を与えられる。庇護手続法第50条第4項^(注19)の規定を準用する。州政府は、当該権限を当該州の他の機関に委譲することができる。第1文に規定する命令に対しては、不服を申し立てることができない。訴えの提起は、執行停止の効果を有しない。州法律又は第5文に規定する法規命令に基づき、割当命令が発せられた場合には、第7文及び第8文の規定を準用する。

- (5) 所管官庁は、割当ての後、当該外国人に対して他の州における居住を許可することができる。許可を得て住居を変更した後、当該外国人は、転出した州の割当数から差し引き、受け入れた州の割当数に算入する。
- (6) 第1項から第5項までの規制は、2005年1月1日より前の入国が証明された者には、適用しない。

第3節 教育目的の滞在

第16条 大学における学習；語学課程；学校通

学

- (1) 外国人には、州立大学若しくは州に認可された大学又はこれに相当する教育機関における学習を目的として滞在許可を付与することができる。大学における学習の滞在目的には、学習準備のための語学講習及び学習コレク^(注20) (Studienkolleg) への通学(学習準備措置)をも含む。大学における学習を目的とする滞在許可は、外国人が教育機関により〔入学を〕許可されている場合に限り付与することを許されるものとし、条件付きの許可でも足りるものとする。言語の知識が許可決定の際に考慮された場合又は学習準備措置により習得できる場合には、教育で用いられる言語の知識に関する証明は、求めない。大学における学習を目的とする滞在許可の最初の付与及び延長の有効期間は1年以上とし、大学における学習及び学習準備措置については2年を超えないものとするが、滞在目的が達成されていない場合で相当な期間内に達成可能なときは、延長することができる。
- (1a) 外国人には、大学での学習を志願する目的でも滞在許可を付与することができる。学習志願者としての滞在は、9月を超えてはならない。
- (2) 第1項に規定する滞在中、他の滞在目的の滞在許可は、法律上の請求権がない限り、原則として、付与され、又は延長されない。第9条の規定は、適用しない。
- (3) 滞在許可は、合計で年間90日又は半日労働^(注21)で180日を超えない就労及び学生の副業の権利を保障する。第1文の規定は、休暇期間及び第1a項に規定する滞在中の場合を除き、学習準備措置のための滞在中の1年目には適用しない。
- (4) 高等教育を合格の成績で修了した後、当該教育の修了証にふさわしい職場で、第18条、第19条及び第21条の規定により外国人に就労

が許されているものへの求職のため、1年まで滞在許可を延長することができる。第3項の規定を準用する。第9条の規定は、適用しない。

(5) 外国人には、大学への入学準備を目的としない語学講習に参加するため、及び例外的に学校通学のために、滞在許可を付与することができる。第2項の規定を準用する。

(6) 2004年12月13日の大学における学習の修了又は生徒交換、無償の教育措置若しくはボランティアへの参加の第三国国籍者への許可に関する理事会指令2004/114/EC(欧州連合官報 L375号12頁)の適用領域に属する他の欧州連合構成国から大学における学習目的の滞在資格を付与された外国人が次の各号のいずれかに該当する場合には、同じ目的のための滞在許可を付与する。

1. 当該外国人が大学における学習の一部を他の欧州連合構成国の教育機関で受けることをその学習プログラム上義務付けられているために、大学における学習の一部を連邦領域における教育機関で受けることを望むとき。

2. 第1項に規定する要件が満たされており、当該外国人がすでに他の構成国において開始した大学における学習の一部を連邦領域で継続することを望む場合又は連邦領域での大学における学習により補完することを望む場合であって、次のいずれかに該当するとき。

a) 欧州連合構成国間の交換プログラム又は欧州連合の交換プログラムに参加しているとき。

b) 他の欧州連合構成国において2年以上の期間の大学における学習を許可されているとき。

第1文第2号に規定する滞在資格を申請する外国人は、ドイツにおける大学における学

習により従前の就学を継続し、又は補完することを示す、自己の学術的な教育履歴及びドイツにおける学習意図に関する文書を所管官庁に提出しなければならない。第9条の規定は、適用しない。

(7) 18歳未満の外国人については、身上配慮権を有する者が滞在計画に同意しなければならない。

第17条 その他の教育目的

外国人には、連邦雇用エージェンシーが第39条の規定により企業内の職業教育及び継続職業教育を受けることに同意している場合又は第42条の規定による法規命令若しくは国家間協定により連邦雇用エージェンシーの同意がなくてもそれらを受けることが許される旨が定められている場合には、それらを目的とする滞在許可を付与することができる。連邦雇用エージェンシーが同意を与えた際に付した制限は、滞在許可証にも記さなければならない。第16条第2項の規定を準用する。

第4節 職業活動を目的とする滞在

第18条 就労

(1) 外国人就労者の受入れは、労働市場の事情を考慮した上で、ドイツの経済的立地の必要及び失業対策上の必要に応じて行われる。国際条約は、影響を受けない。

(2) 外国人には、連邦雇用エージェンシーが第39条の規定により就労に同意している場合又は第42条に規定する法規命令若しくは国家間協定により連邦雇用エージェンシーの同意がなくても就労が許される旨が定められている場合には、就労のための滞在資格を付与することができる。連邦雇用エージェンシーが同意を与えた際に付した制限は、滞在資格証にも記さなければならない。

- (3) 第 2 項に規定する就労のための滞在許可で、資格を付与する職業教育を前提としないものは、国家間協定により定められている場合又は第42条に規定する法規命令に基づき当該就労のための滞在許可に対する同意を付与することが許容されている場合に限り、付与することが許される。
- (4) 第 2 項に規定する就労のための滞在資格で、資格を付与する職業教育を前提とするものは、第42条に規定する法規命令により許されている職種に就労する場合に限り、付与することが許される。公共の利益、特に地域的、経済的又は労働市場政策上の利益が当該就労に関して認められる場合には、理由のある個別の事例について就労のための滞在許可を付与することができる。
- (5) 第 2 項及び第19条に規定する滞在資格は、具体的な職場の提供が存在する場合に限り、付与することが許される。

第19条 高度な資格を持つ者に対する定住許可

- (1) 高度な資格を持つ外国人には、特別に、連邦雇用エージェンシーが第39条の規定により〔定住許可の付与に〕同意した場合又は第42条に規定する法規命令若しくは国家間協定により第39条の規定による連邦雇用エージェンシーの同意がなくても定住許可を付与することができる旨が定められている場合であって、かつ、ドイツ連邦共和国の生活事情への統合及び国の援助を受けずに生計の確保が保証されていることが当然に推定される場合には、定住許可を付与することができる。州政府は、第 1 文に規定する定住許可の付与には州の最高官庁又はその指定する機関の同意を必要とする旨を定めることができる。
- (2) 第 1 項に規定する高度な資格を持つ者とは、特に次の各号に掲げる者をいう。
 1. 特別な専門知識を有する学者

2. 卓越した職能を有する教職者又は卓越した職能を有する学術協力者
3. 法定疾病保険の保険料算定の限度額の 2 倍以上の額の報酬を受ける特別な職業経験を有する専門家及び管理職員

第20条^(注22) 研究

- (1) 外国人が次の各号のすべてに該当する場合には、研究を目的とする滞在許可を付与する。
 1. 研究計画の実施のため研究機関と有効な受入契約を結び、当該契約が2005年10月12日の学術研究を目的とする第三国国籍者のための特別な許可手続に関する理事会指令 2005/71/EC(欧州連合官報 L289号15頁)による連邦領域における研究者のための特別な許可手続の実施のために定められた、連邦領域における研究者のための特別な許可手続と認定されたとき。
 2. 受入契約終了後 6 月以内に公的機関に次の費用が発生した場合には、認定を受けた研究機関が当該費用を引き受ける義務を負う旨を文書により表明しているとき。
 - a) 欧州連合構成国に無許可で滞在している間の当該外国人の生計費用
 - b) 当該外国人の国外退去強制の費用
- (2) 当該研究機関の活動の大部分が公的資金により賄われている場合には、第 1 項第 2 号に規定する要請は、考慮しないものとする。研究計画に特別な公的利益が存在する場合には、同様に考慮しないものとする。第 1 項第 2 号の規定により行われた意思表示には、第 66 条第 5 項、第 67 条第 3 項、第 68 条第 2 項第 2 文及び第 3 文並びに同条第 4 項の規定を準用しなければならない。
- (3) 研究機関は、第 1 項第 2 号に規定する意思表示を、当該機関との間で結ばれた受入契約を理由として滞在許可を付与される外国人全員について一括して、認定を所管する機関に

対し行うこともできる。

- (4) 滞在許可は1年以上の期間で付与される。研究計画がこれより短い期間内に実施される場合には、滞在許可は、第1文の規定にかかわらず当該研究計画の期間について付与される。
- (5) 指令2005/71/ECによる研究目的のために他の欧州連合構成国の滞在資格を保有する外国人には、研究計画の一部を連邦領域において実施するために、滞在許可又はビザを付与しなければならない。3月以上の滞在については、滞在許可は、第1項に規定する要件が満たされた場合に限り、付与される。第9条の規定は、適用しない。
- (6) 第1項及び第5項第2文に規定する滞在許可は、受入協定に定める研究計画のための職業活動に従事する権利及び教授活動に従事する権利を保障する。第5項第1文に規定する要件を満たす外国人は、12月中の3月間について第1文に規定する職業活動を滞在資格なしに行うことを許される。
- (7) 第1項及び第5項の規定は、次の各号のいずれかに該当する外国人には適用しない。
 1. 指令2004/83/ECに定める難民の地位の承認の申請又は補足的保護の申請を行ったために欧州連合構成国に滞在している外国人
 2. 一時的保護のための規則の範囲内で欧州連合構成国に滞在している外国人
 3. 事実上又は法律上の理由により欧州連合構成国において国外退去強制を停止されている外国人
 4. 研究活動が博士号取得のための研究の一部である外国人
 5. 他の欧州連合構成国の研究機関からドイツの研究機関に被用者として派遣される外国人

第21条 自営業

- (1) 外国人が次の各号のすべてに該当する場合には、自営業のための滞在許可を付与することができる。
 1. 優先すべき経済的利益又は特別の地域的需要が存在するとき。
 2. その事業が経済に好影響を与えることを期待させるとき。
 3. 自己資本又は信用貸付により、事業を実行に移すための資金調達が確保されているとき。第1文第1号及び第2号に掲げる要件は、原則として、50万ユーロ以上の投資及び5人以上の雇用創出が実現される場合には、満たされたものとする。その他、第1文に掲げる要件の判定に当たっては、特に基礎となる事業計画の遂行能力、外国人の事業家としての経験、投資額、雇用・職業訓練情勢への影響並びに技術革新及び研究への寄与を考慮する。審査に当たっては、事業を計画している地域の専門家団体、所管する営業監督官庁、公法上の職能団体及び職業許可を所管する官庁が関与しなければならない。
- (2) 自営業のための滞在許可は、相互主義に基づく国際法上の特恵が存在する場合にも、付与することができる。
- (3) 45歳を超える外国人には、適当な老齢保障を確保している場合に限り、滞在許可を付与するものとする。
- (4) 滞在許可の期間は、最長3年とする。外国人が計画した事業を成功裏に実現し、かつ、当該外国人及び当該外国人と家族共同生活を営み、当該外国人が扶養義務を負う家族構成員の生計が十分な所得により確保されている場合には、第9条第2項の規定にかかわらず、3年後に定住許可を付与することができる。
- (5) 第1項の規定にかかわらず、外国人に自由業のための滞在許可を付与することができ

る。自由業に従事するために必要な許可がすでに付与されているか、又はその付与が約束されていないなければならない。第1項第4文の規定を準用しなければならない。第4項の規定を適用しない。

- (6) 他の目的の滞在資格を付与される外国人又は付与された外国人には、他の規定により必要な許可がすでに付与され、又は付与が約束されている場合には、当該滞在目的を保持したまま自営業を許すことができる。

第5節 国際法上、人道上又は政治的理由に基づく滞在

第22条 外国からの受入れ

国際法上又は緊急の人道上の理由に基づき、外国人を外国から受け入れる場合には、滞在許可を付与することができる。連邦内務省又はその指定する機関がドイツ連邦共和国の政治的利益の保護のために受入れを表明した場合には、滞在許可を付与しなければならない。第2文の場合には、滞在許可は、職業活動に従事する権利を保障する。

第23条 州の最高官庁による滞在の保障、特別な政治的利益が存在する場合の受入れ

- (1) 州の最高官庁は、国際法上若しくは人道上の理由から又はドイツ連邦共和国の政治的利益の保護のために、特定国出身の外国人又はその他の方法で特定された外国人集団に対し、滞在許可を付与するよう命ずることができる。当該命令は、第68条の規定による生計費負担義務の引受けが表明されることを基準として、発することができる。連邦の統一性を保持するために、当該命令は連邦内務省との合意を必要とする。
- (2) 連邦内務省は、ドイツ連邦共和国の特別な政治的利益の保護のために州最高官庁の了解

を得て、連邦移住難民庁が特定国出身の外国人又はその他の方法で特定された外国人集団に対し受入れの承諾を与える旨を命令することができる。行政裁判所法第68条に規定する事前手続は、行わない。当該外国人には、受入れの承諾に応じ、滞在許可又は定住許可を付与しなければならない。定住許可は、住所の制限の負担を定めることができる。滞在許可は、職業活動に従事する権利を保障する。

- (3) 当該命令は、第24条の規定の全部又は一部を準用することを定めることができる。

第23 a 条 苛酷な状況 (Härtefall) における滞在の保障

- (1) 州政府が法規命令により設置した苛酷委員会が要請(苛酷要請)した場合には、州の最高官庁は、出国義務の履行が強制可能な外国人に対して、この法律が定める滞在許可又は滞在延長の要件にかかわらず、滞在資格として滞在許可を付与するよう命ずることが許される。当該命令は、当該外国人の生計が確保されているかどうか、又は第68条の規定による生計費負担義務の引受けが表明されているかどうかの状況を考慮して、個別の事例について発することができる。著しく重大な犯罪行為を犯した外国人の場合には、原則として苛酷な状況として認めない。滞在の保障に関する当該権限は、専ら公共の利益のためのものであり、外国人の個人的権利を根拠づけるものではない。
- (2) 州政府は、法規命令により第1項に規定する苛酷委員会を設置すること、生計費負担義務者が満たすべき要件を含め、第1項第2文に規定する生計費負担義務の引受けの表明に係る手続、除斥理由及び特別な要求を定めること並びに第1項第1文に規定する命令権限を他の機関に委譲することについて、権限を有する。苛酷委員会は、専ら自発的に活動す

るものとする。第三者は、苛酷委員会が特定の個別の事例を取り扱い、又は特定の決定を行うことを要求することができない。苛酷要請の決定は、外国人が引き続き連邦領域に滞在することが緊急の人道上の理由又は個人的理由により正当化されると苛酷委員会が確認することを要件とする。

- (3) 社会扶助を必要とする外国人で、第1項の規定により滞在許可を付与されたものが他の給付運営機関の所管地域に移動した場合には、滞在許可を付与した外国人官庁の所管地域における社会扶助運営機関が、当該滞在許可の付与から3年を上限として、移動先を所管する社会扶助運営機関に対する費用負担の義務を負う。社会法典第2編第6条第1項第1文第2号^(注23)に掲げる生計の確保のための給付について、これを準用する。

第24条 一時的保護のための滞在の保障

- (1) 指令2001/55/ECに基づく欧州連合理事会の議決に基づいて、一時的保護を保障され、かつ、連邦領域に受け入れられる意思を表明した外国人は、当該指令第4条及び第6条の規定に従って算定された一時的保護の期間、滞在許可を付与される。
- (2) 庇護手続法第3条第2項又はこの法律の第60条第8項第1文に規定する要件が存在する場合には、一時的保護を保障することはできず、したがって滞在許可を拒否しなければならない。
- (3) 第1項に規定する外国人は、州に割り当てられる。州は、一時的保護のための受入れ及び割当てのための分担を協定することができる。州への割当ては、連邦移住難民庁により行われる。州が割当てに関して特段の配分率を協定していない間は、庇護申請者の割当てについて定められている割当率を適用する。
- (4) 州の最高官庁又はその指定する機関は、割

当決定を発する。州政府は、州内における割当てについて、法規命令により定める権限を有し、及び当該法規命令により当該権限を他の機関に委譲することもでき、その際、庇護手続法第50条第4項の規定を準用する。割当ての決定に対しては、不服を申し立てることができない。訴えの提起は、執行停止の効果を有しない。

- (5) 当該外国人は、特定の州又は特定の地域に滞在する権利を有しない。当該外国人は、第3項及び第4項の規定により指定された地域に住居及び通常の滞在場所を置かなければならない。
- (6) 自営業への従事を禁止することは、許されない。就労には、第4条第2項の規定を適用する。
- (7) 外国人は、一時的保護に係る権利及び義務について、当該外国人が理解できる言語で記載された文書により通知を受ける。

第25条 人道上の理由に基づく滞在

- (1) 庇護権者として確定的に認定された外国人には、滞在許可を付与しなければならない。当該外国人が、公共の安全秩序上の重大な理由に基づいて国外退去命令を受けている場合には、この限りでない。滞在許可が付与されるまで、この滞在は、許可されたものとみなす。当該滞在許可は、職業活動に従事する権利を保障する。
- (2) 連邦移住難民庁が難民の地位を確定的に承認した(庇護手続法第3条第4項)外国人には、滞在許可を付与しなければならない。第1項第2文から第4文までの規定を準用する。
- (3) 第60条第2項、第3項、第5項又は第7項に規定する国外退去強制の禁止が存在する外国人には、滞在許可を付与するものとする。他国への出国が可能で、かつ、それが期待で

きる場合、当該外国人が相応の協力義務に対して反復して若しくは重大な違反をした場合又は当該外国人が次の各号に掲げる要件のいずれかに該当することが重大な理由から当然に推定される場合には、滞在許可は、付与されない。

- a) 平和に対する罪、戦争犯罪又は人道に対する罪に関する規定を定めるために作成された国際条約にいう、これらの犯罪を犯したこと。
 - b) 重大な犯罪行為を犯したこと。
 - c) 国際連合憲章の前文、第 1 条及び第 2 条に規定する国際連合の目的及び原則に違反する行為を犯したこと。
 - d) 公共に対する危険又はドイツ連邦共和国の安全に対する危険をなしていること。
- (4) 緊急の人道上の若しくは個人的理由又は重大な公共の利益のために、連邦領域における一時的な滞在がさらに必要とされる外国人で、出国義務の履行を強制できないものには、一時的滞在のための滞在許可を付与することができる。個別の事例の特別な理由に基づいて、連邦領域からの立退きが外国人にとって極めて苛酷な状況となる場合には、第 8 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、滞在許可を延長することができる。

(4a) ^(注24) 刑法典第 232 条、第 233 条又は第 233 a 条に規定する犯罪行為の被害者となった外国人には、第 11 条第 1 項の規定にかかわらず、また、出国義務の履行が強制可能であっても、一時的な滞在のために滞在許可を付与することができる。滞在許可は、次の各号のすべてに該当する場合に限り、付与することが許される。

- 1. 当該外国人の申立てがなければ事実関係の究明が困難になるため、その連邦領域における一時的な滞在がこれらの犯罪行為のための刑事手続にとって正当なものである

と検察庁又は刑事裁判所が判断したとき。

- 2. 当該外国人が、犯罪行為を犯したことを告発されている人物とのあらゆる関係を破棄しているとき。
 - 3. 当該外国人が犯罪行為のための刑事手続において証人として証言する用意がある旨意思表示しているとき。
- (5) 出国義務の履行が強制可能な外国人であって、その出国が法律上又は事実上の理由により不可能であり、かつ、出国の障害の除去が近い将来に予見することができない者には、第 11 条第 1 項の規定にかかわらず、滞在許可を付与することができる。国外退去強制が 18 月間停止されている場合には、滞在許可を付与するものとする。滞在許可は、当該外国人に自己の責任によらない出国の障害がある場合に限り、滞在許可を付与することが許される。外国人が虚偽の申告をなし、身分若しくは国籍を偽り、又は出国の障害を除去するために本人に期待できる要求を満たさない場合には、特に、当該外国人に責任がある。

第 26 条 滞在の期間

- (1) この節の規定による滞在許可は、そのつど 3 年を最長期間として付与し、延長することができるが、第 25 条第 4 項第 1 文及び第 5 項の場合において、外国人が 18 月以上連邦領域に適法に滞在していないときは、6 月を最長期間とする。第 25 条第 1 項及び第 2 項の場合には、滞在許可は、3 年として付与し、第 25 条第 3 項の場合には 1 年以上として付与する。第 25 条第 4 a 項に規定する滞在許可は、そのつど 6 月として付与し、延長するものとし、理由のある場合には、これより長い有効期間が許される。
- (2) 出国の障害又は滞在終了を妨げるその他の理由が消滅した場合には、滞在許可の延長は、許されない。

- (3) 第25条第1項又は第2項に規定する滞在許可を3年前から保有している外国人には、庇護手続法第73条第2 a 項^(注25)の規定により取消し又は撤回の要件が存在しないことを連邦移住難民庁が通知したとき、定住許可を付与しなければならない。
- (4) その他、この節の規定による滞在許可を7年前から保有している外国人には、第9条第2項第1文第2号から第9号までに掲げる要件が存在する場合には、定住許可を付与することができる。第9条第2項第2文から第6文^(注26)までの規定を準用する。滞在許可の付与に先行する庇護手続のための滞在期間は、庇護手続法第55条第3項^(注27)の規定にかかわらず、当該期間に算入する。18歳未満でドイツに入国した子については、第35条の規定を準用することができる。

第6節 家族を理由とする滞在

第27条 家族呼寄せの原則

- (1) 連邦領域における家族共同生活の成立及び維持のための、外国人家族構成員に対する滞在許可(家族呼寄せ)は、基本法第6条に規定する婚姻及び家族の保護のために付与し、延長する。
- (1a) 次の各号のいずれかに該当する場合には、家族呼寄せは、許されない。
1. 婚姻又は親族関係が専ら呼び寄せられる者の連邦領域への入国及び連邦領域での滞在を可能とすることのみを目的として締結され、又は形成されたことが確認されたとき。
 2. 一方の配偶者が婚姻を強制されたという推定を事実に基づく根拠が裏付けるとき。
- (2) 連邦領域における人生パートナー共同生活の成立及び維持のため、この条第1 a 項及び第3項、第9条第3項、第9 c 条第2文、第

28条から第31条まで並びに第51条第2項の規定を準用する。

- (3) 家族呼寄せを行う者が他の家族構成員又はその他の世帯構成員の生計のために社会法典第2編又は第12編による給付に頼っている場合には、呼び寄せられる家族のための滞在許可の付与を拒否することができる。第5条第1項第2号の規定を考慮しないことができる。
- (4) 呼び寄せられる家族のための滞在許可は、家族呼寄せを行う外国人が保有する滞在許可の有効期間を上限の有効期間として付与することを許される。家族呼寄せを行う外国人が第20条又は第38 a 条に規定する滞在資格を保有している場合には、呼び寄せられる家族のための滞在許可は、この期間として付与しなければならない。ただし、当該滞在許可の有効期間は、家族構成員の旅券又は旅券代用物の有効期間より長期であってはならない。その他の場合には、滞在許可は、最初の付与時には1年以上の期間とする。

第28条 ドイツ人の家族呼寄せ

- (1) ドイツ人が連邦領域に通常の滞在場所を有する場合には、次の各号に掲げる者に対し、滞在許可を付与しなければならない。
1. 当該ドイツ人の配偶者である外国人
 2. 当該ドイツ人の未成年かつ未婚の子である外国人
 3. 身上配慮権の行使のため未成年かつ未婚の当該ドイツ人の親である外国人
- 滞在許可は、第5条第1項第1号の規定にかかわらず、第1文第2号及び第3号の場合には付与しなければならない。滞在許可は、第5条第1項第1号の規定にかかわらず、第1文第1号の場合には、原則として付与するものとする。家族共同生活が連邦領域においてすでに営まれている場合には、第5条第1

項第 1 号の規定にかかわらず、未成年かつ未婚のドイツ人の親で身上配慮権を有しないものにも、滞在許可を付与することができる。

第30条第 1 項第 1 文第 1 号及び第 2 号、同条同項第 3 文並びに同条第 2 項第 1 文を第 1 文第 1 号の場合に準用しなければならない。

- (2) 滞在許可を 3 年間保有し、連邦領域においてドイツ人との家族共同生活を継続し、国外退去命令の理由が存在せず、かつ、簡単なドイツ語により意思疎通ができる外国人には、原則として、定住許可を付与しなければならない。なお、家族共同生活が継続している間は、滞在許可を延長する。
- (3) 第31条及び第35条の規定は、外国人の滞在資格をドイツ人の連邦領域における通常の滞在读み替えて適用する。
- (4) その他の家族構成員については、第36条の規定を準用する。
- (5) 滞在許可は、職業活動に従事する権利を保障する。

第29条 外国人の家族呼寄せ

(1) 外国人の家族呼寄せのためには、当該外国人は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

1. 定住許可、EC 継続滞在許可又は滞在許可を保有していること。
2. 十分な居住空間を自由に使用できること。

(2) 第25条第 1 項若しくは第 2 項に規定する滞在許可又は第26条第 3 項に規定する定住許可を保有する外国人の配偶者及び未成年かつ未婚の子については、第 5 条第 1 項第 1 号及び本条第 1 項第 2 号に規定する要件を考慮しないことができる。第 1 文の場合で、次の各号のすべてに該当するときは、これらの要件を考慮してはならない。

1. 家族呼寄せの過程で必要となる滞在資格

の付与申請が庇護権者としての確定的な認定又は難民の地位の確定的な承認後 3 月以内になされたとき。

2. 外国人又はその家族構成員が特別なつながりを有している、欧州連合構成国以外の国において家族共同生活の形成が可能でないとき。

第 2 文第 1 号にいう期間は、当該外国人が適時に申請を提出した場合も遵守されたものとする。

- (3) 第22条、第23条第 1 項又は第25条第 3 項に規定する滞在許可を保有する外国人の配偶者及び未成年の子に対しては、国際法上若しくは人道上の理由又はドイツ連邦共和国の政治的利益の保護のためにのみ、滞在許可を付与することが許される。第26条第 4 項の規定を準用する。家族呼寄せは、第25条第 4 項から第 5 項まで、第104 a 条第 1 項第 1 文及び第 104 b 条の場合には保障されない。

- (4) 外国人に対し第24条第 1 項に規定する一時的保護が保障されており、かつ、次の各号に掲げる要件がすべて満たされている場合には、第 5 条第 1 項及び第27条第 3 項の規定にかかわらず、当該外国人の配偶者及び未成年かつ未婚の子又は配偶者の未成年かつ未婚の子に対し、滞在許可を付与する。

1. 出身国における家族共同生活が避難により失われたこと。
2. 当該家族構成員が他の欧州連合構成国から引き取られること又は欧州連合外にあって保護を必要としていること。

第24条第 1 項に規定する一時的保護を保障された外国人のその他の家族構成員に対する滞在許可の付与については、第36条の規定に従う。この項の規定により受け入れられた家族構成員には、第24条の規定を適用する。

- (5) 次の各号のいずれかに該当する場合には、滞在許可は、職業活動に従事する権利を保障

する。

1. 家族呼寄せを行う外国人が職業活動に従事する権利を保障されているとき。
2. 婚姻共同生活が2年以上前から連邦領域において適法に継続しており、家族呼寄せを行う外国人の滞在許可が第8条第2項に規定する附款を付されていないとき又は当該外国人の滞在の延長が法律若しくは命令により排除されていないとき。

第30条 配偶者の呼寄せ

(1) 次の各号のすべてに該当する場合には、外国人の配偶者に滞在許可を付与しなければならない。

1. 外国人本人及び配偶者が18歳以上であるとき。
2. 配偶者が簡単なドイツ語により意思疎通ができるとき。
3. 外国人本人が次の各号のいずれかに該当するとき。
 - a) 定住許可を保有するとき。
 - b) EC 継続滞在許可を保有するとき。
 - c) 第20条又は第25条第1項若しくは第2項に規定する滞在許可を保有するとき。
 - d) 2年前から滞在許可を保有し、当該滞在許可に第8条第2項に規定する附款が付されていないとき又は定住許可が後日付与されることが法規範に基づき排除されていないとき。
 - e) 滞在許可を保有し、その付与の時点ですでに婚姻が成立しており、かつ、連邦領域における滞在期間が1年を超えることが見込まれるとき。
 - f) 第38a条に規定する滞在許可を保有し、外国人が長期滞在権者としての法的地位を有している欧州連合構成国において婚姻共同生活がすでに成立していたとき。

第1文第1号及び第2号の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、滞在許可の付与のために考慮しない。

1. 外国人が第19条から第21条までに規定する滞在資格を保有し、かつ、生活の本拠を連邦領域に移した時点で婚姻がすでに成立していたとき。
2. 外国人が定住許可又は EC 継続滞在許可の付与の直前に第20条に規定する滞在許可の保有者であったとき。
3. 第1文第3号 f に規定する要件が存在するとき。

第1文第2号の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、滞在許可の付与のために考慮しない。

1. 外国人が第25条第1項若しくは第2項又は第26条第3項に規定する滞在資格を保有し、かつ、生活の本拠を連邦領域に移した時点で婚姻がすでに成立していたとき。
 2. 配偶者が身体的、知的又は精神的な疾病又は障害のためにドイツ語の簡単な知識を証明できないとき。
 3. 配偶者について第43条第4項の規定により発せられた法規命令に定める統合の必要性が明らかに低いとき又はこの者が他の理由により第44条に規定する統合講習参加の請求権を入国後有しないと判断されるとき。
 4. 外国人がその国籍を理由として短期滞在以外の滞在についてもビザなしで連邦領域への入国及び滞在を許されるとき。
- (2) 〔外国人の配偶者に対する〕滞在許可は、特に苛酷な状況を避けるために、第1項第1文第1号の規定にかかわらず付与することができる。外国人が滞在許可を保有している場合には、第1項第1文第3号 d に規定する他の要件を考慮しないことができる。
- (3) 当該滞在許可は、婚姻共同生活が継続して

いる間、第5条第1項第1号及び第29条第1項第2号の規定にかかわらず、延長することができる。

- (4) 外国人が同時に複数の配偶者と結婚しており、1人の配偶者と連邦領域で共に生活している場合には、他の配偶者には第1項又は第3項に規定する滞在許可は、付与されない。

第31条 配偶者の独立した滞在の権利

- (1) 婚姻共同生活が消滅した場合であっても、外国人がその時点までに滞在許可、定住許可又は EC 継続滞在許可を保有していたときは、次の各号のいずれかに該当する場合には、配偶者の滞在許可は、当該外国人の責に帰することができない理由によりその延長を適時に申請することができなかつたときを除いて、家族呼寄せの目的とかわりのない独立した滞在の権利として1年延長される。

1. 婚姻共同生活が2年以上前から連邦領域において適法に継続しているとき。
2. 外国人が連邦領域における婚姻共同生活の継続中に死亡したとき。

外国人の滞在許可の延長又は外国人への定住許可若しくは EC 継続滞在許可の付与が、滞在目的の故に法規範により又は第8条第2項に規定する滞在許可のための附款により除外されているために許されない場合には、第1文の規定を適用しない。滞在許可は、職業活動に従事する権利を保障する。

- (2) 特に苛酷な状況となるのを避けるために配偶者の継続的な滞在を可能にすることが必要な場合には、第1項第1文第1号の規定による、連邦領域における2年以上の適法な婚姻共同生活という要件を考慮してはならないが、外国人の滞在許可の延長が排除された場合には、この限りでない。婚姻共同生活の解消によって生じる帰還義務が配偶者の保護されるべき利益を著しく侵害するおそれがある

場合又は配偶者に対し婚姻共同生活を維持することがその保護されるべき利益の侵害のために期待できない場合には、特に苛酷な状況に該当するものとし、家族共同生活において配偶者とともに生活している子の福祉も保護されるべき利益とみなす。配偶者が自己の責に帰することができる理由により社会法典第2編又は第12編の規定による給付を受けている場合には、濫用を防止するために、滞在許可の延長を拒否することができる。

- (3) 婚姻共同生活解消後の配偶者の生計が外国人自らの資力による生計給付によって確保され、かつ、外国人が定住許可又は EC 継続滞在許可を保有している場合には、第9条第2項第1文第3号、第5号及び第6号の規定にかかわらず、配偶者にも定住許可を付与しなければならない。
- (4) 社会法典第2編又は第12編の規定による給付の受給は、第2項第3文の規定にかかわらず、滞在許可の延長を妨げるものではない。したがって、定住許可又は EC 継続滞在許可の付与の要件が存在しない間は、滞在許可を延長することができる。

第32条 子の呼寄せ

- (1) 次の各号のいずれかに該当する場合には、外国人の未成年かつ未婚の子に滞在許可を付与しなければならない。
1. 当該外国人が第25条第1項若しくは第2項に規定する滞在許可又は第26条第3項に規定する定住許可を保有しているとき。
 2. 両親又は単独で身上配慮権を有する一方の親が滞在許可、定住許可又は EC 継続滞在許可を保有し、かつ、当該の子が生活の中心を、両親又は単独で身上配慮権を有する一方の親とともに連邦領域に移すとき。
- (2) 16歳以上の未成年かつ未婚の子がドイツ語に習熟し、又は従前の教育及び生活事情に基

づき、ドイツ連邦共和国における生活事情に順応できることが保障されると認められ、かつ、両親又は単独で身上配慮権を有する一方の親が滞在許可、定住許可又は EC 継続滞在許可を保有している場合には、滞在許可を付与しなければならない。

- (2a) 第38 a 条に規定する滞在許可を保有している外国人が長期滞在権者としての法的地位を有している欧州連合構成国において家族共同生活がすでに成立していた場合には、当該外国人の未成年かつ未婚の子に滞在許可を付与しなければならない。外国人が定住許可又は EC 継続滞在許可の付与の直前に第38 a 条に規定する滞在許可を保有していた場合も同様とする。
- (3) 16歳未満の未成年かつ未婚の子については、両親又は単独で身上配慮権を有する一方の親が滞在許可、定住許可又は EC 継続滞在許可を保有している場合には、滞在許可を付与しなければならない。
- (4) その他、個別の事例の事情を理由として、特に苛酷な状況となるのを避けるために必要な場合には、外国人の未成年かつ未婚の子に滞在許可を付与することができる。その場合には、子の福祉及び家族状況を考慮しなければならない。

第33条 連邦領域での子の出生

連邦領域で出生した子には、一方の親が滞在許可、定住許可又は EC 継続滞在許可を保有している場合には、第5条及び第29条第1項第2号の規定にかかわらず、職権により滞在許可を付与することができる。子の出生の時点で両親又は単独で身上配慮権を有する一方の親が滞在許可、定住許可又は EC 継続滞在許可を保有している場合には、職権により、連邦領域で出生した子に滞在許可を付与する。子の出生の時点で母親若しくは父親がビザを保有し、又はビザ

なし滞在を許されている場合には、連邦領域で出生した子の滞在は、ビザ又は適法なビザなし滞在の期間満了まで許可されたものとして効力を有する。

第34条 子の滞在の権利

- (1) 身上配慮権を有する一方の親が滞在許可、定住許可若しくは EC 継続滞在許可を保有し、かつ、子が当該の親と家族共同生活を営み、又は子が出国した場合には第37条に規定する再入国権を有するときに限り、子に付与された滞在許可は、第5条第1項第1号及び第29条第1項第2号の規定にかかわらず、延長しなければならない。
- (2) 子に付与された滞在許可は、当該の子が成年に達した時には、家族呼寄せとかかわりのない独立した滞在の権利となる。定住許可及び EC 継続滞在許可を付与する場合又は滞在許可が第37条の規定を準用して延長される場合にも、同様とする。
- (3) 定住許可及び EC 継続滞在許可の付与の要件が存在しない間は、滞在許可を延長することができる。

第35条 子の独立した期間の定めのない滞在の権利

- (1) この節の規定により滞在許可を保有している未成年の外国人が16歳に達した時点で5年前から滞在許可を保有している場合には、第9条第2項の規定にかかわらず、定住許可を付与しなければならない。外国人が次の各号のすべてに該当する場合にも、同様とする。
1. 成年に達し、かつ、5年前から滞在許可を保有しているとき。
 2. ドイツ語の十分な知識を有しているとき。
 3. 生計が確保され、又は承認された学校教育修了資格又は職業教育修了資格の取得に

至る教育を受けているとき。

- (2) 外国人が連邦領域外で通学した期間は、原則として、第1項の規定により必要とされる滞在許可保有期間に算入しない。
- (3) 次の各号のいずれかに該当する場合には、第1項に規定する定住許可の付与請求権は、存在しない。
 1. 外国人本人の行為に基づく国外退去命令の理由が存在するとき。
 2. 外国人が最近3年間に故意の犯罪行為によって6月以上の少年刑若しくは3月以上の自由刑若しくは90日分以上の罰金刑の判決を受け、又は少年刑の宣告が猶予されているとき。
 3. 生計が社会法典第2編若しくは第12編に規定する給付又は社会法典第8編に規定する少年援助^(注29)の受給によらなければ確保されないとき。ただし、外国人が、承認された学校教育修了資格又は職業教育修了資格の取得に至る教育を受けている場合には、この限りでない。^(注30)
第1文の場合においても、定住許可を付与し、又は滞在許可を延長することができる。第1文第2号の場合において、少年刑若しくは自由刑の執行が猶予され、又は少年刑の宣告が猶予されている場合には、滞在許可は、原則として、猶予期間が満了するまでの間延長される。
- (4) 第1項第2文第2号及び第3号並びに第3項第1文第3号に掲げる要件を外国人が身体的、知的又は精神的な疾病又は障害により満たすことができない場合には、これらの要件を考慮してはならない。

第36条 両親及び他の家族構成員の呼寄せ

- (1) 第25条第1項若しくは第2項に規定する滞在許可又は第26条第3項に規定する定住許可を保有する未成年の外国人について、身上配

慮権を有する親が1人も連邦領域に滞在していない場合には、第5条第1項第1号又は第29条第1項第2号の規定にかかわらず、当該外国人の両親に滞在許可を付与しなければならない。

- (2) 極めて苛酷な状況を避けるために必要な場合には、外国人の他の家族構成員に、呼び寄せられる家族のための滞在許可を付与することができる。成年の家族構成員には第30条第3項及び第31条の規定を、未成年の家族構成員には第34条の規定を準用しなければならない。

第7節 特別な滞在の権利

第37条 再入国の権利

- (1) 未成年者として連邦領域に適法に通常の滞在場所を有していた外国人が次の各号のすべてに該当する場合には、滞在許可を付与しなければならない。
 1. 出国前に8年間適法に連邦領域に滞在し、6年間連邦領域で学校に通学していたとき。
 2. 生計が本人の職業活動又は第三者が5年間について引き受けた生計費負担義務により確保されているとき。
 3. 15歳以上21歳未満の年齢で、かつ、出国後5年が経過する前に滞在許可の付与を申請したとき。
滞在許可は、職業活動に従事する権利を保障する。
- (2) 特に苛酷な状況を避けるために、第1項第1文第1号及び第3号に掲げる要件は、除外することができる。外国人が連邦領域において承認された学校修了証を取得した場合には、第1項第1文第1号に掲げる要件は、考慮しないことができる。
- (3) 外国人が次の各号のいずれかに該当する場

合には、滞在許可の付与を拒否することができる。

1. 連邦領域を立ち退いた際に国外退去命令を受けていたとき又は受けるおそれがあったとき。
 2. 国外退去命令の理由が存在するとき。
 3. 未成年であって連邦領域において身上の世話が保障されていないとき。
- (4) 生計が自己の職業活動により確保されなくなったこと又は5年が経過したため生計費負担義務が消滅したことは、滞在許可の延長の妨げとならない。
- (5) 連邦領域の運営機関から年金を受給している外国人が出国前に8年以上連邦領域に適法に滞在していた場合には、原則として滞在許可を付与する。

第38条 元ドイツ人の滞在資格

- (1) 元ドイツ人が次の各号に該当する場合には、当該各号の定めるところによる。
1. ドイツ国籍を喪失した時点でドイツ人として連邦領域に5年前から通常の滞在場所を有していた場合 定住許可を付与しなければならない。
 2. ドイツ国籍を喪失した時点で1年以上前から連邦領域に通常の滞在場所を有していた場合 滞在許可を付与しなければならない。
(注31)
第1文の規定による滞在資格の付与の申請は、ドイツ国籍の喪失を知った時から6月以内に行わなければならない。第81条第3項の規定を準用する。
- (2) 通常の滞在場所を外国に有している元ドイツ人がドイツ語の十分な知識を有している場合には、滞在許可を付与することができる。
- (3) 特別の場合には、第5条の規定にかかわらず、第1項又は第2項に規定する滞在資格を付与することができる。

- (4) 第1項又は第2項に規定する滞在許可は、職業活動に従事する権利を保障する。職業活動は、第1項第2文に規定する申請期間の間許可され、申請が行われた場合には当該申請について外国人官庁が決定するまでの間許可される。
- (5) 第1項から第4項までの規定は、自己の責に帰することのできない理由によりドイツの機関によりドイツ人として扱われてきた外国人に準用する。

第38 a 条 他の欧州連合構成国において長期の滞在の権利を保障された者の滞在許可

- (1) 他の欧州連合構成国において長期滞在権者としての法的地位を有している外国人には、当該外国人に3月を超えて連邦領域に滞在する意思がある場合には、滞在許可を付与する。第8条第2項の規定を適用しない。
- (2) 外国人が次の各号のいずれかに該当する場合には、第1項の規定を適用しない。
1. 国境を越えるサービス提供の範囲内でサービス提供事業者から派遣されているとき。
 2. その他の国境を越えるサービスを提供しようとしているとき。
 3. 季節労働者としての就労のため連邦領域に滞在しようとし、又は連邦領域において越境労働者として活動しようとしているとき。
- (3) 第18条第2項、第19条、第20条又は第21条に規定する要件が満たされている場合に限り、第1項に規定する滞在資格は、職業活動に従事する権利を保障する。第1項に規定する滞在資格が大学における学習又は他の教育目的のために付与された場合には、第16条及び第17条の規定を準用しなければならない。第17条の場合には、連邦雇用エージェンシーの同意がなくても滞在資格を付与する。

- (4) 第1項の規定により付与される滞在資格は、第39条第4項に規定する附款を付して2月以内の期間としなければならない。第1文に規定する期間は、第1項に規定する滞在許可の付与の場合には最初の就労の許可をもって開始する。当該期間の満了後は、滞在許可は、職業活動に従事する権利を保障する。

第8節 連邦雇用エージェンシーの関与

第39条 外国人就労への同意

- (1) 外国人に就労を許可する滞在資格は、法規命令に別段の定めがない限り、連邦雇用エージェンシーの同意によってのみ付与することができる。同意は、国家間協定、法律又は法規命令に定める場合に、付与することができる。
- (2) 次の各号のいずれかに該当する場合において、外国人が比較対象となるドイツ人労働者よりも不利でない労働条件で就労するときは、連邦雇用エージェンシーは、第18条に規定する就労のための滞在許可の付与に同意することができる。
1. 次に掲げる要件のすべてを満たすとき。
 - a) 外国人の就労が特に就業構造、地域、産業部門に関して労働市場に不利な影響を生じさせないこと。
 - b) ドイツ人労働者並びに雇用に関して法的にこれと同等の外国人又は欧州連合法により労働市場への優先的参入を求める権利を有する外国人が雇用のために使用可能でないこと。
 2. 連邦雇用エージェンシーが、個々の職種又は産業部門について、第1文第1号a及びbに規定する審査により、未充足求人外国人求職者で充当することが労働市場政策上及び統合政策上責任を持てることを確認したとき。

ドイツ人労働者及びこれと同等の外国人を雇用エージェンシーの助成付でのみ斡旋することができる場合にも、これらの者が使用可能とみなす。同意を必要とする外国人を就労させる使用者は、連邦雇用エージェンシーに賃金、労働時間その他の労働条件に関する情報を提供しなければならない。

- (3) 第2項の規定は、第3節、第5節、第6節及び第7節に規定するその他の目的の滞在について就労のために連邦雇用エージェンシーの同意が必要となる場合にも、適用する。
- (4) 同意において、期間及び職業活動を定め、並びに就労を特定の企業又は地域に限定することができる。
- (5) 外国人の就労が労働市場に不利な影響を及ぼさない場合には、連邦雇用エージェンシーは、第19条に規定する定住許可の付与に同意することができる。
- (6) チェコ共和国、エストニア共和国、キプロス共和国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、ハンガリー共和国、マルタ共和国、ポーランド共和国、スロベニア共和国及びスロバキア共和国の欧州連合加盟に関する2003年4月16日の条約(連邦法律公報 2003年 第II部 1,408頁)又はブルガリア共和国及びルーマニアの欧州連合加盟に関する2005年4月25日の条約(連邦法律公報 2006年 第II部 1,146頁)により欧州連合に加盟した国の国籍を有する者には、これらの条約の基準に従って欧州共同体の法規と異なる規定が適用される限り、資格を付与される職業教育を前提とする就労は、連邦雇用エージェンシーが第2項に規定する要件の下で許可することができる。これらの者には、就労目的で入国する第三国国籍者に対して優先権が保障されなければならない。

第40条 拒否理由

- (1) 外国人が次の各号のいずれかに該当する場合には、第39条に規定する同意を拒否しなければならない。
1. 労働関係が無許可の労働斡旋又は募集により成立しているとき。
 2. 派遣労働者(労働者派遣法第1条第1項)として活動しようとするとき。
- (2) 外国人が次の各号のいずれかに該当する場合には、同意を拒否することができる。
1. 社会法典第3編第404条第1項若しくは第2項第2号から第13号まで、不正労働防止法第10条若しくは第11条、又は労働者派遣法第15条、第15a条若しくは第16条第1項第2号の規定に有責に違反したとき。^(注32)^(注33)
 2. その人物に関して重大な理由が存在するとき。^(注34)

第41条 同意の取消し

同意は、外国人が比較対象となるドイツ人労働者より不利な労働条件で就労している場合(第39条第2項第1文)又は第40条第1項若しくは第2項に規定する構成要件が満たされる場合には、取り消すことができる。

第42条 命令制定権及び指示権

- (1) 連邦労働社会省は、連邦参議院の同意を要する法規命令により、次に掲げる事項を定めることができる。^(注35)
1. 連邦雇用エージェンシーの同意を必要としない就労(第17条第1文、第18条第2項第1文及び第19条第1項)
 2. 第18条の規定を基準として職業活動を行う外国人の就労を許可することができる職種、及び必要な場合にはドイツ労働市場において就労を許可するためのより詳細な要件
 3. 特定の国の国籍を有する者の特例
 4. この法律の施行上、常に又は一定の要件

の下で就労とみなされない活動

- (2) 連邦労働社会省は、連邦参議院の同意を要しない法規命令により、次に掲げる事項について定めることができる。^(注36)
1. 連邦雇用エージェンシーによる同意付与の要件及び手続。その際、優先性審査のための他の手続も定めることができる。
 2. 第39条第4項に規定する同意の期間、企業、職業及び地域の制限に関する詳細
 3. 第39条第2項の規定にかかわらず、同意を付与することが許される特例
 4. 第4条第2項第3文に規定する連邦雇用エージェンシーの同意を必要としない就労
 5. 国外退去強制を停止されている外国人に、第4条第3項第1文の規定にかかわらず就労を許可することができる場合
- (3) 連邦労働社会省は、この法律の規定及びこれに関連して発せられた法規命令並びに欧州共同体により発せられた労働市場への参入に関する規定並びに労働者の就労に関する国家間協定の施行のため、連邦雇用エージェンシーに指示を与えることができる。

第3章 統合

第43条 統合講習

- (1) 連邦領域に適法にかつ継続して生活している外国人がドイツ連邦共和国の経済的、文化的及び社会的生活に統合されることは、促進され、かつ、要求される。
- (2) 外国人が統合のために払う努力は、統合のための基本措置(統合講習)を通じて支援される。統合講習の目的は、ドイツの言語、法秩序、文化及び歴史を外国人に伝えることに成功することにある。外国人は、第三者の援助又は仲介によらず、日常生活のあらゆる事柄を自立して処理することができるようになるまで、統合講習を通じて連邦領域の生活事情

に習熟するものとする。

- (3) 統合講習には、十分な言語能力を習得するための各々同一期間の基礎語学講習及び発展語学講習並びにドイツの法秩序、文化及び歴史の知識を伝えるためのオリエンテーション講習が含まれる。統合講習は、連邦移住難民庁により調整され、実施され、そのために同庁は、民間又は公の講習事業者を利用することができる。統合講習への参加のために、負担能力を考慮した上で適当な額の費用が徴収されるものとする。外国人に生計を保障する義務を負っている者も費用支払いの義務を負う。
- (4) 連邦政府は、連邦参議院の同意を要しない法規命令により、統合講習の詳細、特に講習の基本構造、期間、学習内容、実施、講習事業者の選択及び許可の規準、費用負担を含む規則に従った成果を取めた講習参加及びその証明書の要件及び枠組み並びに関係機関間の必要なデータ伝達を定める権限を有する。
- (5) 連邦政府は、統合講習の実施及び財政に関する経過報告をドイツ連邦議会に2007年7月1日までに提出する。

第44条 統合講習に参加する権利

- (1) 連邦領域に継続的に滞在する外国人が次の各号のいずれかに該当する場合には、統合講習に1回参加する請求権を有する。
 1. 次に掲げる滞在許可を初めて付与されたとき。
 - a) 職業目的の滞在許可(第18条、第21条)
 - b) 家族呼寄せの目的の滞在許可(第28条、第29条、第30条、第32条、第36条)
 - c) 第25条第1項又は第2項に規定する人道上の理由による滞在許可
 - d) 第38a条に規定する長期滞在権者としての滞在許可
 2. 第23条第2項に規定する滞在資格を付与

されたとき。

外国人が1年以上の期間の滞在許可を保有する場合又は18月を超えて滞在許可を有している場合は、原則として継続的な滞在が前提とされるが、ただし当該滞在が一時的な性質のものである場合を除く。

- (2) 第1項に規定する参加請求権は、当該請求権の根拠となっていた滞在資格の付与の2年後又は当該滞在資格の喪失後、失効する。
- (3) 統合講習の参加請求権は、外国人が次の各号のいずれかに該当する場合には、存在しない。
 1. 児童(Kind)、少年(Jugendliche)^(注37)及び若年成人(junge Erwachsene)について、学校教育を受ける場合又はその者の従前の学校教履歴をドイツ連邦共和国において継続する場合
 2. 統合の必要性が明らかに低い場合
 3. ドイツ語の十分な知識をすでに有している場合第1文第3号の場合には、オリエンテーション講習に参加する権利は、影響を受けない。
- (4) 参加請求権を有しない外国人又はもはや有しない外国人には、提供可能な講習定員の範囲内で参加を許すことができる。この規定は、ドイツ語の十分な知識を有しておらず、かつ、統合を特別に必要としているドイツ国籍を有する者にも準用する。

第44a条 統合講習への参加の義務付け

- (1) 外国人が次の各号のいずれかに該当する場合には、統合講習への参加を義務付ける。
 1. 第44条の規定により参加請求権を有しており、かつ、次のいずれかに該当するとき。
 - a) 簡単なドイツ語による意思疎通ができないとき。
 - b) 第23条第2項、第28条第1項第1文第

1号又は第30条に規定する滞在資格の付与の時点でドイツ語の十分な知識を有していないとき。

2. 社会法典第2編に規定する給付を受給しており、かつ、統合講習への参加が社会法典第2編に規定する参入協定^(注38)(Eingliederungsvereinbarung)で定められていること。

3. 統合を特別に必要としており、外国人官庁により統合講習への参加が求められるとき。

第1文第1号の場合には、外国人官庁は、滞在資格の付与の際に、外国人が参加を義務付けられていることを確認する。第1文第2号の場合において、求職者のための基礎保障の運営機関が当該外国人に参加を求めるときにも、参加が義務付けられる。求職者のための基礎保障の運営機関は、第1文第1号及び第3号の場合において社会法典第2編第15条に規定する措置のための社会法典第2編に規定する給付の支給の際、原則として外国人官庁による義務付けに従うものとする。求職者のための基礎保障の運営機関が個別の事例について〔外国人官庁とは〕異なる決定を下した場合には、当該運営機関は、その旨を外国人官庁に通知しなければならず、外国人官庁は義務付けを取り消す。外国人に対し、たとえパートタイム講習への参加であっても職業活動と同時に期待できない場合には、義務付けを取り消さなければならない。

(2) 次の各号のいずれかに該当する外国人は、参加義務を免除される。

1. 連邦領域において職業教育その他の教育を受けているとき。

2. 連邦領域において〔統合講習と〕同等の教育措置に参加していることを証明するとき。

3. 参加が継続的に不可能であり、又は期待

できないとき。

(2a) 第38a条に規定する滞在許可を保有する外国人が他の欧州連合構成国において長期滞在権利者としての法的地位を得るために統合措置にすでに参加したことを証明する場合には、当該外国人は、オリエンテーション講習参加の義務を免除される。

(3) 外国人が自己の責めに帰することのできる理由により参加義務に服さず、又は修了試験に合格しなかった場合には、所管する外国人官庁は、当該外国人の滞在許可の延長の前に、その行為がもたらす影響(この法律の第8条第3項、第9条第2項第1文第7号及び第8号並びに国籍法第10条第3項)^(注39)を本人に対し指摘する。外国人官庁は、外国人に対し、行政上の強制の手段を用いて参加義務の履行を促すことができる。参加義務に違反した場合には、参加費用の見込み額を事前に料金通知により一括して徴収することができる。

第45条 統合プログラム

統合講習は、その他の連邦及び州の統合措置により、特に社会教育的な移民専門の相談措置により補完するものとする。連邦内務省又はその指定する機関は、連邦レベルの統合プログラムを開発し、そのプログラムにおいては特に、外国人及び後発帰還者のための連邦、州、自治体及び民間の事業者による既存の統合措置を確認し、そのような統合措置の継続的な開発のための勧告を行う。連邦レベルの統合プログラムの開発及び既存の統合措置の広報資料の作成には、州、自治体並びに連邦、州及び自治体の外国人問題専門委員並びに帰還者問題に関する連邦政府専門委員(Der Beauftragte der Bundesregierung für Aussiedlerfragen)が参加する。その他、宗教団体、労働組合、使用者団体及び民間の福祉事業者並びに他の関係社会団体も参加するものとする。

第4章 秩序法規上の規定

第46条 秩序法上の処分

- (1) 外国人官庁は、出国義務の履行が強制可能な外国人に対して、出国を促進する措置をとることができ、特に、外国人官庁が指定した地域に住所を定めるよう義務付けることができる。
- (2) 外国人に対し、旅券法第10条第1項及び第2項^(注41)の規定を準用して出国を禁止することができる。その他、外国人が入国に必要な文書及び許可を所持せずに他国へ入国しようとする場合に限り、連邦領域からの出国を禁止することができる。出国禁止命令の理由が失われた場合には、出国禁止は、直ちに解除しなければならない。

第47条 政治活動の禁止及び制限

- (1) 外国人は、一般法規の範囲内で政治活動を行うことが許される。外国人の政治活動が次の各号のいずれかに該当する場合には、これを制限し、又は禁止することができる。
 1. ドイツ連邦共和国における政治的意思の形成、連邦領域におけるドイツ人と外国人の平和的共存若しくは異なる外国人集団間の平和的共存又はドイツ連邦共和国の公共の安全秩序その他の重大な利益を侵害し、又は危うくするとき。
 2. ドイツ連邦共和国の外交上の利益又は国際法上の義務に違反するおそれがあるとき。
 3. 特に暴力的手段を用いてドイツ連邦共和国の法秩序に違反するとき。
 4. 人間の尊厳を重んじる国家秩序の基本的価値と相容れない目的又は手段をとる連邦領域外の政党、団体、組織又は企てを援助するためのものであるとき。
- (2) 外国人の政治活動が次の各号のいずれかに

該当する場合には、これを禁止する。

1. ドイツ連邦共和国の自由な民主的基本秩序若しくは安全を危うくし、又は法典化された国際法規に違反するとき。
2. 政治的、宗教的その他の利益を実現する手段として暴力の使用を公然と支持し、支援し、又は惹起する意図又は傾向を有するものであるとき。
3. 連邦領域内での人若しくは物に対する攻撃又は連邦領域外でのドイツ人又はドイツの施設に対する攻撃を指示し、支援し、又はその脅威を与えている連邦領域内外の団体、政治運動又は集団を支持するとき。

第48条 身分証明法規上の義務

- (1) 外国人は、この法律による措置の実施又は保全に必要とされる限り、次に掲げるものを、要求に応じ、外国人法規の施行を委任された官庁に提示し、手渡し、一時的に引き渡す義務を負う。
 1. 旅券、旅券代用物又は身分証明書の代用物
 2. 滞在資格証又は国外退去強制の停止に関する証明書
- (2) 旅券を所持しておらず、期待可能な方法で取得することができない外国人は、滞在資格証又は国外退去強制の停止に関する証明書が人物に関する記載事項及び写真を備え、身分証明書の代用物である旨表示されている場合には、これをもって身分証明義務を履行したものとす。
- (3) 外国人が有効な旅券又は代用旅券を所持していない場合には、当該外国人は、身分証の入手に協力し、身元及び国籍の確定のため並びに他国への送還可能性の確定及び執行のために重要となり得るすべての文書その他の記録で当該外国人が所持しているものをこの法律の施行を委任された官庁の要求に応じて提

示し、手渡し、引き渡す義務を負う。外国人が第1文に規定する義務を履行せず、かつ、当該外国人が当該記録を所持している旨の事実上の根拠が存在する場合には、当該外国人及びその携行物を捜索することができる。当該外国人は、この措置を受忍しなければならない。

- (4) 第5条第3項の規定により旅券義務(第3条第1項)を適用しない場合には、身分証明書の代用物を発行する。第3項の規定は、影響を受けない。

第49条 身元の審査、確定及び確認

- (1) この法律の施行を委任された官庁は、第48条第1項に規定する要件の下で、第48条第1項第1号に規定する文書の電子的な蓄積メディアに蓄積された生体認証データその他のデータを読み取り、必要な生体認証データを書類所持者から収集し、これらの生体認証データを相互に比較することを許される。さらに、文書の真正性又は所持者の身元の審査を許されている限りで、外国人中央登録簿法第15条から第20条までの規定により外国人中央登録簿からデータを伝達されるすべての官庁及び住民登録官庁も、第1文に規定する措置を行う権限を与えられる。第1文にいう生体認証データとは、指紋、写真及び虹彩写真のみをさす。
- (2) すべての外国人は、外国人法規の施行を委任された官庁の要求に応じて、年齢、身元及び国籍について必要な申告を行い、当該外国人が有する国籍又は有すると推定される国籍の国の在外公館により求められ、かつ、ドイツ法に合致する説明を帰国のための文書の入手の範囲内で行う義務を負う。
- (3) 外国人の人物、年齢又は国籍について疑義がある場合において、次の各号に該当するときは、その身元、年齢又は国籍の確定に必要な

となる措置を講じなければならない。

1. 外国人に入国を許し、滞在資格を付与し、又は国外退去強制を停止すべきとき。
 2. この法律に定めるその他の措置の実施に必要なとき。
- (4) 第15a条の規定に従って割当てが行われる場合には、外国人の身元は、鑑識事務の措置により確認しなければならない。
- (5) 次の各号に該当する場合には、身元の確定及び確認のため、必要な措置を講ずるものとする。
1. 外国人が偽造され、又は変造された旅券又は代用旅券により入国しようとし、又は入国したとき。
 2. 外国人が現場退去命令又は滞在終了の後に新たに許可なく連邦領域に入国しようとしているという疑いが他の根拠から理由付けられるとき。
 3. 出国義務の履行が強制可能な外国人について現場退去強制又は国外退去強制が考慮されているとき。
 4. 外国人が庇護手続法第26a条第2項^(注42)にいう第三国の一への現場退去命令又は現場退去強制を受けたとき。
 5. 国内ビザの申請のとき。
 6. 第24条の規定により一時的保護を保障するとき並びに第23条及び第29条第3項の場合
 7. 第5条第4項の規定により一の拒否の理由が確定したとき。
- (6) 第5項第5号を除く第3項から第5項までにいう措置とは、写真撮影、指紋採取並びに身体測定及びこれに類似した措置で、外国人の健康への悪影響のおそれがない場合に年齢確定を目的として医学の規則に従って医師により行われる身体への侵襲を含むものとする。当該措置は、14歳以上の外国人に対し許されるものとし、14歳以上であるか疑わしい

場合には、当該外国人の負担とする。

- (6a) 第 5 項第 5 号にいう措置は、写真撮影及び指紋採取とする。
- (7) 外国人の出身国又は出身地域の特定のために、当該外国人が話した言葉を録音媒体又はデータ記録媒体に記録することができる。この調査は、当該外国人がそのことについてあらかじめ承知していた場合に限り、行うことが許される。
- (8) 14歳以上で、かつ、第三国からの無許可の入国に関連して拘束され、現場退去命令を受けていない外国人の身元は、10本すべての指の指紋採取の検査により確認されなければならない。
- (9) 14歳以上で、かつ、必要な滞在資格なしに連邦領域に滞在している外国人の身元は、当該外国人が欧州共同体構成国において庇護申請を行ったことについての根拠が存在する場合には、10本すべての指の指紋採取の検査により確認されなければならない。
- (10) 外国人は、第 1 項及び第 3 項から第 8 項までに規定する措置を受忍しなければならない。

第49 a 条 拾得文書データベース

- (1) 連邦行政庁は、ドイツにおいて拾得された、外国の公的機関の発行した、(欧州共同体)規則第539/2001(欧州共同体官報 L81号 1 頁)の別表 I に掲げる国の国籍を有する者の身分証明書に関する記載事項が蓄積されたデータベース(拾得文書データベース)を管理する。蓄積の目的は、外国人の身元又は国籍を確定すること及びその後の送還の執行を可能にすることである。
- (2) 第 1 項に規定する拾得文書が公的機関の所有となった場合には、当該公的機関は、次の各号のいずれかに該当する限り、7 日の経過の後、当該文書を遅滞なく連邦行政庁に送付

する。

1. 当該公的機関が所有者の紛失届について承知していないとき。
2. 当該公的機関が所有者の国内滞在を確実に確認していないとき。
3. 拾得文書が刑事手続の目的のため又はその他の手続における証明目的のために必要とされていないとき。

第 1 文第 3 号の場合には、当該公的機関は、拾得文書に記載されている第 49 b 条第 1 号から第 3 号までに規定する事項を拾得文書データベースへの記録のため、連邦行政庁に伝達する。

第49 b 条 拾得文書データベースの内容

第 49 a 条第 1 項に規定するデータファイルには、次の各号に掲げるデータのみを蓄積する。

1. 拾得文書の所有者に関する記載事項
 - a) 姓、出生時の姓、名、ドイツ法による姓名の綴り方
 - b) 出生年月日及び出生地
 - c) 性別
 - d) 国籍
 - e) 身長
 - f) 目の色
 - g) 写真
 - h) 指紋
2. 拾得文書に関する記載事項
 - a) 種別及び番号
 - b) 発行国
 - c) 発行地及び発行年月日
 - d) 有効期間
3. その他の記載事項
 - a) 〔当該文書を〕引き渡す機関の名称
 - b) 保管又は返却に関する記載事項
4. 拾得文書のすべてのページの写し
5. 発行国への返却の証明の写し

第5章 滞在の終了

第1節 出国義務の理由

第50条 出国義務

- (1) 外国人は、必要な滞在資格を保有していない場合又は保有しなくなった場合及び欧州経済共同体・トルコ連合協定による滞在の権利が存在しない場合又は存在しなくなった場合には、出国の義務を負う。
- (2) 当該外国人は、遅滞なく、又は出国期間が定められている場合には期間の満了までに、連邦領域を立ち退かなければならない。出国期間は、出国義務が確定した時点から最長6月とする。この期間は、特に苛酷な状況となる場合には、延長することができる。
- (2a) 外国人が第25条第4a項第1文に規定する犯罪行為の被害者となったことについて具体的根拠がある場合には、外国人官庁は、当該外国人が第25条第4a項第2文第3号に規定する証言の用意について決定することができるように見積もった出国期間を設定する。当該出国期間は、1月以上とする。外国人官庁は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第1文に規定する出国期間の設定を行わず、又は期間設定を取り消し、若しくは短縮することができる。
1. 当該外国人の滞在がドイツ連邦共和国の公共の安全秩序その他の重大な利益を侵害するとき。
 2. 当該外国人が第4文に規定する通知の後、自発的に第25条第4a項第2文第2号に規定する人物との関係を再度持ったとき。
- 外国人官庁又はこれに委任された機関は、第25条第4a項第1文に規定する犯罪行為の犠牲者のための規則、プログラム及び措置について伝達する。

- (3) 出国期間は、出国義務の履行の強制又は国外退去強制の予告の執行が不可能となる場合には、中断される。
- (4) 他の欧州共同体構成国への入国及び滞在が許可されている場合に限り、外国人は、当該国への入国により、出国義務を履行したものとする。
- (5) 出国義務を負う外国人が住居を変更し、又は外国人官庁の所管地域を3日を超えて離れようとする場合には、外国人官庁にあらかじめ届け出なければならない。
- (6) 出国義務を負う外国人の旅券又は代用旅券は、出国まで保管されるものとする。
- (7) 外国人の滞在が不明である場合には、滞りの終了を目的として、滞りの捜査及び逮捕のために、警察の手配書類に当該外国人を公示することができる。国外退去命令、現場退去強制又は国外退去強制を受けた外国人については、入国拒否を目的として、現場退去命令のために、また、連邦領域に出現した場合には逮捕のために、公示することができる。第15a条の規定により割り当てられた外国人には、^(注45) 庇護手続法第66条の規定を準用する。

第51条 滞在の適法性の終了；制限の効力の継続

- (1) 滞在資格は、次の各号に該当する場合には、失効するが、複数回の入国のために又は3月を超える有効期間で付与されたビザは、第6号及び第7号の規定により失効することはない。
1. 有効期間の満了
 2. 解除条件の発生
 3. 滞在資格の撤回
 4. 滞在資格の取消し
 5. 外国人の国外退去命令
 - 5a. 第58a条に規定する国外退去強制命令の公示

6. 外国人が本来一時的でない理由から出国するとき。
 7. 外国人が出国し、6月以内又は外国人官庁の定めるこれを超える期間内に再入国しなかったとき。
 8. 外国人が第22条、第23条又は第25条第3項から第5項までの規定による滞在資格の付与の後、庇護申請を申し立てたとき。
- (2) 15年以上適法に連邦領域に滞在している外国人の定住許可及び当該外国人と婚姻共同生活を営んでいる配偶者の定住許可は、その生計が確保され、かつ、第54条第5号から第7号まで又は第55条第2項第8号から第11号までに規定する国外退去命令の理由が存在しない場合には、第1項第6号及び第7号の規定により失効することはない。ドイツ人と婚姻共同生活を営んでいる外国人の定住許可は、第54条第5号から第7号まで又は第55条第2項第8号から第11号までに規定する国外退去命令の理由が存在しない場合には、第1項第6号及び第7号の規定により失効することはない。定住許可の存続の証明のため、最後に滞在していた地域の外国人官庁は、申請に基づき、証明書を発行する。
- (3) 外国人が出身国における法定兵役義務を履行するためのみの理由で〔第1項第7号に規定する〕期間を超え、かつ、除隊後3月以内に再入国する場合には、滞在資格は、第1項第7号の規定により失効することはない。
- (4) 外国人が本来一時的な理由により出国しようとし、かつ、定住許可を保有する場合又は連邦領域外の滞在がドイツ連邦共和国の利益に適う場合には、第1項第7号の規定により、原則として、より長期の期間が定められる。
- (5) 外国人が国外退去命令、現場退去強制又は国外退去強制を受ける場合には、滞在資格の必要の免除はなくなるものとし、第11条第1項の規定を準用する。
- (6) この法律及びその他の法律による場所その他の制限及び負担は、その廃止まで、又は第50条第1項から第4項までに規定する出国義務に外国人が従うまで、滞在資格の喪失後又は国外退去強制の停止後も効力を有する。
- (7) 庇護権者又は連邦移住難民庁が難民の地位を確定的に承認した外国人の出国の場合には、当該外国人がドイツの官庁の発行した難民のための有効な旅行証明書を所持している限り、滞在資格は、失効しない。当該外国人は、連邦領域を立ち退き、かつ、難民のための旅行証明書の発行の権限が他国に移行した場合には、当該外国人が庇護権者として認定されたこと又は連邦移住難民庁が難民の地位を確定的に承認したことに基づき滞在資格の新たな付与を請求する権利を有しない。
- (8) 長期滞在権者としての法的地位を取得できない地域への国外退去強制が検討されている場合には、第38 a 条第1項に規定する滞在許可を取り消す前、このような滞在許可を保有している外国人に国外退去命令を発する前及び当該外国人に第58 a 条に規定する国外退去強制命令を発する前に、所管官庁は、当該外国人が長期滞在権者としての法的地位を有している欧州連合構成国に対し、第91 c 条第3項に規定する手続において連邦移住難民庁を通じ、意思表示の機会を提供する。他の構成国の意思表示が適時に行われた場合には、所管官庁は、これを考慮する。
- (9) 次の各号のいずれかに該当する場合に限り、EC 継続滞在許可は、失効する。
1. 当該 EC 継続滞在許可の付与が欺もう、脅迫又は贈賄を理由として取り消されたとき。
 2. 外国人が国外退去命令を受け、又は外国人に対し第58 a 条に規定する国外退去強制命令が公示されたとき。
 3. 外国人が連続する12月の間、長期滞在権

者としての法的地位を取得することができる地域の外に滞在したとき。

4. 外国人が6年の間連邦領域外に滞在したとき。
5. 外国人が長期滞在権者としての法的地位を他の欧州連合構成国において取得したとき。

第1文第3号及び第4号に規定する場合には、第2項から第4項の規定までを準用しなければならない。

第52条 取消し

(1) 外国人の滞在資格は、第2項から第7項までの場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、取り消すことができる。

1. 外国人が有効な旅券又は代用旅券を所持しなくなったとき。
2. 外国人がその国籍を変更し、又は喪失したとき。
3. 外国人がまだ入国していないとき。
4. 庇護権者としての認定又は難民としての法的地位が消滅し、又は無効となったとき。
5. 外国人官庁が第25条第3項第1文に規定する滞在許可を付与した後、次に掲げることのいずれかを確認したとき。
 - a) 第60条第2項、第3項、第5項又は第7項に規定する要件が存在せず、又はもはや存在しないこと。
 - b) 外国人が第25条第3項第2文aからdまでに規定する除斥理由を満たしていること。
 - c) 庇護手続法第42条第1文の場合において決定が取り消され、又は無効となったこと。

第1文第4号及び5号の場合においては、当該外国人と家族共同生活を営む家族構成員についても、この者が独立の滞在資格の請求権を有しない限り、その滞在資格を取り消す

ことができる。

(2) 就労目的で付与されたビザ及び滞在許可は、連邦雇用エージェンシーが第41条の規定により就労への同意を取り消した場合には、取り消さなければならない。就労目的以外で付与されたビザ及び滞在許可は、第1文の場合には、連邦雇用エージェンシーが就労を許可した範囲において取り消さなければならない。

(3) 第16条第1項の規定により大学での学習を目的として付与された滞在許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、取り消すことができる。

1. 外国人が必要な許可を受けずに職業活動に従事したとき。
2. 当該大学のそれぞれの学習課程ごとの平均的な学習期間及び本人の個人的状況を考慮した上で、外国人が十分な学習上の進歩をしていないとき。
3. 第16条第1項又は第6項に規定する滞在許可を付与することのできる要件を外国人がもはや満たしていないとき。

(4) 第20条の規定により付与された滞在許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には取り消すことができる。

1. 外国人が受入契約を結んだ研究機関がその認定を取り消され、かつ当該外国人が認定の取消しをもたらした行為に関与していたとき。
2. 外国人が研究機関において研究をもはや行わず、又は行うことを許されないとき。
3. 第20条に規定する滞在許可を付与することのできる要件又は受入契約を結ぶことを許す要件を外国人がもはや満たしていないとき。

(5) 第25条第4a項第1文に規定する滞在許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、取り消すものとする。

1. 外国人が刑事手続において証言する用意がなかったとき又はもはやないとき。
 2. 第25条第4 a 項第2文第1号にいう外国人の申立てが検察庁又は刑事裁判所の通知により十分な蓋然性をもって虚偽であるとみなさなければならないとき。
 3. 外国人が自発的に第25条第4 a 項第2文第2号に規定する人物との関係を再度持ったとき。
 4. 外国人が証人として証言することになっていた刑事手続が中止されたとき。
 5. その他の事情を理由として外国人が第25 a 条第4 a 項に規定する滞在資格の付与の要件をもはや満たしていないとき。
- (6) 第38 a 条に規定する滞在資格は、外国人が他の欧州連合構成国における長期滞在権者としての法的地位を喪失した場合には、取り消すものとする。
- (7) 外国人が連邦領域での滞在に際して保有しているシェンゲン・ビザは、次の各号のいずれかに該当する場合には、取り消さなければならない。
1. 当該外国人が第4条第3項に規定する必要な許可なしに職業活動に従事したとき。
 2. 当該外国人が第4条第3項に規定する必要な許可なしに職業活動に従事しようと意図していることが事実に基づき当然に推定されるとき。
- 当該ビザがドイツの在外公館によって発行されたものではない場合には、ビザを取り消す官庁は、連邦移住難民庁を通じて発行国に通知する。

第53条 裁量の余地のない国外退去命令

外国人が次の各号のいずれかに該当する場合には、国外退去命令を受ける。

1. 一又は複数の故意の犯罪行為により3年以上の自由刑又は少年刑の確定判決を受け

- たとき、過去5年以内の故意の犯罪行為により合計3年以上の自由刑又は少年刑の確定判決を複数回受けたとき又は直近の確定判決において保安監置を命令されたとき。
2. 麻薬剤法に定める故意の犯罪行為により、刑法典第125 a 条第2文^(註46)に掲げる要件の下での騒乱罪により、又は禁止された公の集会若しくは行進において犯された刑法典第125条に規定する騒乱罪により2年以上の少年刑又は自由刑の確定判決を受け、かつ、保護観察のために刑の執行が停止されなかったとき。
3. 外国人を密入国させたことにより第96条又は第97条の規定に従って確定判決を受け、かつ、保護観察のために刑の執行が停止されなかったとき。

第54条 原則的に発する国外退去命令

外国人が次の各号のいずれかに該当する場合には、原則として、国外退去命令を受ける。

1. 一又は複数の故意の犯罪行為により2年以上の少年刑又は自由刑の確定判決を受け、かつ、保護観察のために刑の執行が停止されなかったとき。
2. 外国人を密入国させたことにより第96条又は第97条の規定に従って確定判決を受けたとき。
3. 麻薬剤法の規定に違反して麻薬剤を許可なく栽培し、製造し、輸入し、運搬し若しくは輸出し又は販売し、他人に譲渡し若しくはその他の方法をもって流通させ、又は取引したとき又は当該取引を教唆し、若しくは幫助したとき。
4. 禁止又は解散を命じられた公の集会又は行進において、人又は物に対する暴力活動であって群衆により公の安全を脅かす仕方集合的な力により行われるものに行業者又は参加者として参加したとき。

5. テロリズムを支持する団体に所属しており、若しくは所属していた旨又は当該団体を支持しており、若しくは支持していた旨の結論が事実により正当化されるとき。ただし、過去の団体所属若しくは支持行為は、現在の危険の根拠となる場合に限り、国外退去命令の理由とすることができる。
- 5a. ドイツ連邦共和国の自由な民主的基本秩序若しくは安全を脅かし、政治的目標の追求にあたって暴力活動に参加し、公然と暴力の使用を呼びかけ、又は暴力の使用をもって威嚇するとき。
6. 入国又は滞在延長についての疑念を解消するために行われる尋問において、ドイツの在外公館又は外国人官庁に対してドイツ又は他国における過去の滞在を隠匿し、又はテロリズムの支持の疑いのある人物若しくは組織とのつながりについて重要な点において虚偽の若しくは不完全な申告を行ったとき。ただし、この理由に基づく国外退去命令は、外国人が尋問に先立って尋問の治安法上の目的について及び虚偽の若しくは不完全な申告の法的効果について明示的に教示されていた場合に限り、許される。
7. その目的又は活動が刑罰法規に違反し、又は憲法秩序若しくは国際間の協調の思想に反するために確定的に禁止された団体の幹部に所属しているとき。

第54 a 条 国外退去命令を受けた外国人に対する国内の安全を理由とする監視

- (1) 第54条第5号若しくは第5 a 号に規定する執行可能な国外退去命令処分又は第58 a 条に規定する執行可能な国外退去強制命令を受けている外国人は、外国人官庁が別段の決定をしない限り、少なくとも週に1回自己の滞在地を所管する警察署に届け出る義務を負う。外国人に対し第1文に掲げる国外退去命令の

理由以外の理由により出国義務の履行が強制可能な場合において、公共の安全秩序に対する危険を防止するため必要なときは、第1文の規定を準用して届出義務を課することができる。

- (2) 外国人官庁が別段の決定をしない限り、当該外国人の滞在は、当該外国人官庁の所管地域に限定される。
- (3) 国外退去命令の理由となった企ての継続を困難にし、妨げ、又は結社法規その他の法律の負担若しくは義務の遵守をより適切に監視することができるために必要と認められる場合には、当該外国人に対して、外国人官庁の所管地域外の別の居住地又は特定の宿泊施設に居住することを義務付けることもできる。
- (4) 国外退去命令の理由となった企ての継続を困難にし、又は妨げるため、通信手段が外国人のもとに残されており、国内の安全又は第三者の身体及び生命に対する重大な危険を予防するためにその制限が必要な限りにおいて、当該外国人に対して、特定の通信手段又は通信サービスを利用しないことを義務付けることもできる。
- (5) 第1項から第4項までに規定する義務は、当該外国人が勾留されている場合には、停止する。第3項及び第4項に規定する命令は、即時執行可能とする。

第55条 裁量による国外退去命令

- (1) 外国人の滞在がドイツ連邦共和国の公共の安全秩序その他の重大な利益を侵害する場合には、当該外国人に国外退去命令を発することができる。
- (2) 外国人が次の各号のいずれかに該当する場合には、第1項の規定により特に国外退去命令を発することができる。
1. シェンゲン実施協定の基幹加盟国^(註47)の官庁が行う手続において国内又は国外で次のい

ずれかの要件を満たすとき。

- a) ドイツの滞在資格、シェンゲン・ビザ、旅券代用物、旅券義務の例外の許可又は国外退去強制の停止を得るために虚偽の又は不完全な申告を行ったこと。
 - b) 法的義務があるにもかかわらず、この法律又はシェンゲン実施協定の施行を所管する官庁の措置に協力しなかったこと。
- ただし、こうした行為の法的効果について外国人が事前に教示されていた場合に限る。
2. 法規又は裁判所若しくは官庁の決定若しくは処分に対する単に散発的又は軽微ではない違反を犯し、又は連邦領域内で故意の犯罪行為とみなされる行為を連邦領域外で犯したとき。
 3. 職業売春に適用される法規又は裁判所若しくは官庁の処分に違反したとき。
 4. ヘロイン、コカイン又はこれに相当する危険な麻薬剤を使用し、及び自らのリハビリテーションに役立つ必要な治療を受けようとせず、又は免れようとするとき。
 5. 自己の行動により公衆衛生を危うくし、又は長期にわたりホームレス状態にあるとき。
 6. 自己、自己の家族構成員又はその他の世帯構成員について社会扶助を受けているとき。
 7. 社会法典第 8 編の規定により家族外での^(註48)養育のための援助又は若年成年者に対する援助を受けているとき。ただし、この規定は、両親又は単独で身上配慮権を有する一方の親が連邦領域に適法に滞在している未成年者には適用しない
 8. a) 集会において又は文書の頒布を通じて、平和に対する罪、戦争犯罪、人道に対する罪又はそれらに相当する重大なテ

ロ行為の犯罪を、公然と公共の安全秩序の侵害に適した方法で正当化し、又は宣伝するとき。

- b) 公共の安全秩序の侵害に適した方法で、住民の一部に対する敵意を煽り、暴力的若しくは恣意的行為を促し、又は住民の一部を侮辱し、悪意をもって軽蔑し若しくは誹謗することによって、他の人間の尊厳を攻撃するとき。
 9. 児童又は少年を対象として持続的に、他の民族集団又は宗教に属する者への憎悪を生じさせ、又は強めるように働きかけるとき。
 10. 非難すべき方法により、特に暴力を行使し又は暴力を行使すると威嚇して、ドイツ連邦共和国の経済的、文化的又は社会的な生活に他人が参加するのを妨げるとき。
 11. 他人に婚姻を強制し又は強制を試みるとき。
- (3) 国外退去命令の決定に当たっては、次のことを考慮しなければならない。
1. 適法な滞在期間及び連邦領域内における外国人の保護すべき個人的、経済的その他のつながり
 2. 連邦領域に適法に滞在し、共に家族又は人生パートナーとして共同生活を営んでいる外国人の家族構成員又は人生パートナーに対する国外退去命令の効果
 3. 第 60 a 条第 2 項に掲げる国外退去強制停止の要件

第 56 条 国外退去命令からの特別保護

- (1) 外国人が次の各号のいずれかに該当する場合には、国外退去命令からの特別保護を受ける。
1. 定住許可を保有し、かつ、5 年以上前から連邦領域に適法に滞在しているとき。
 - 1a. EC 継続滞在許可を保有しているとき。

2. 滞在許可を保有し、連邦領域内で出生し、又は未成年時に連邦領域に入国し、5年以上連邦領域に適法に滞在しているとき。
3. 滞在許可を保有し、5年以上連邦領域に適法に滞在し、かつ、第1号から第2号までに掲げる外国人と婚姻共同生活又は人生パートナー共同生活を営んでいるとき。
4. ドイツ人と家族共同生活又は人生パートナー共同生活を営んでいるとき。
5. 庇護権者として認定され、連邦領域で外国人難民の法的地位を享受し、又は1951年7月28日の難民の法的地位に関する条約(連邦法律公報 1953年 第II部 559頁)^(注49)によりドイツ連邦共和国の官庁が発行した旅行証明書を所持しているとき。

当該外国人は、公共の安全秩序に関わる重大な理由によってのみ、国外退去命令を受ける。公共の安全秩序に関わる重大な理由は、原則として第53条並びに第54条第5号、第5a号及び第7号の場合に存在する。第53条に規定する要件が存在する場合には、当該外国人は、原則として国外退去命令を受ける。第54条に規定する要件が存在する場合には、国外退去命令は、裁量により決定される。

- (2) 連邦領域で成長し、かつ、定住許可を保有している年少成人^(注50)の国外退去命令、及び滞在許可又は定住許可を保有している未成年者の国外退去命令は、第53条及び第54条の場合には、裁量により決定される。両親又は単独で身上配慮権を有する一方の親が連邦領域に適法に滞在している未成年者は、第53条の場合に限り、国外退去命令を受け、当該国外退去命令は、裁量により決定される。当該年少成人が重大ではないが連続した故意の犯罪行為により又は重大な複数の犯罪行為若しくは特に重大な一の犯罪行為により確定判決を受けた場合には、第1文を適用しない。
- (3) 第24条又は第29条第4項に規定する滞在許

可を保有している外国人には、第24条第2項に規定する要件の下でのみ、国外退去命令を発することができる。

- (4) 庇護申請を行った外国人には、庇護権者として認定されることなく、又は第60条第1項に規定する国外退去強制の禁止が確認されることなく庇護手続が確定的に終了していることを条件としてのみ、国外退去命令を発することができる。次の各号のいずれかに該当する場合には、これを条件としない。
 1. 第1項の規定により国外退去命令を正当化する事実関係が存在するとき。
 2. 庇護手続法の規定により発せられた国外退去強制の予告が執行可能となっているとき。

第2節 出国義務の強制

第57条 現場退去強制

- (1) 許可なく入国した外国人は、国境通過から6月以内に現場退去強制を受けるものとする。第1文の規定にかかわらず、国家間の引取協定に基づいて他国が当該外国人の引取義務を負う間は、現場退去強制が許される。
- (2) 他国から送還され、又は現場退去命令を受けた出国義務を負う外国人は、遅滞なく入国を許される国への現場退去強制を受けるものとするが、出国義務の履行が強制可能となっていない場合には、この限りでない。
- (3) 第60条第1項から第5項まで、第7項から第9項まで及び第62条の規定を準用しなければならない。

第58条 国外退去強制

- (1) 外国人は、出国義務の履行が強制可能である場合において、出国義務の自発的な履行が保障されないとき又は公共の安全秩序上の理由から出国の監視が必要であると認められる

ときは、国外退去強制を受けなければならない。

(2) 外国人が次の各号のすべてに該当する場合であって、出国期間が付与されておらず、又は出国期間が経過しているときは、出国義務の履行は、強制可能とする。

1. 許可なく入国しているとき。
2. 必要な滞在資格の最初の付与も延長も申請しておらず、かつ、その滞在が第81条第3項の規定により許可されているとみなされず、又はその滞在資格が第81条第4項の規定により存続しているとみなされないとき。
3. 第三国国籍者の送還決定の相互承認に関する2001年5月28日の理事会指令2001/40/^(注51)EC(欧州共同体官報 L149号34頁)第3条の規定に従って他の欧州連合構成国が行った送還決定に基づき出国義務を負っており、これが所管官庁によって認定されているとき。

その他の場合には、滞在資格の拒否又は第50条第1項の規定により外国人に対し出国義務を課すその他の行政行為が執行可能となる場合に初めて、出国義務の履行は、強制可能とする。

(3) 外国人が次の各号のいずれかに該当する場合には、出国の監視を特に必要とする。

1. 裁判官の命令により勾留又はその他の公的な拘禁の下にあるとき。
2. 当該外国人に定められた出国期間内に出国していないとき。
3. 第53条又は第54条の規定により国外退去命令を受けているとき。
4. 資力がないとき。
5. 旅券又は代用旅券を所持しないとき。
6. 外国人官庁に対し欺もうの目的で不実の申告を行い、又は申告を拒否したとき。
7. 出国義務を履行しないであろうと認めら

れたとき。

第58 a 条 国外退去強制命令

- (1) 州の最高官庁は、外国人に対し、事実裏付けられた予測を根拠として、ドイツ連邦共和国の安全に対する特別の危険又はテロリズムの危険を予防するために、事前の国外退去命令なしに、国外退去強制命令を発することができる。国外退去強制命令は、直ちに執行可能とし、その場合には、国外退去強制の予告を必要としない。
- (2) 連邦内務省は、連邦の特別な利益が存在する場合には、管轄権の引受けを宣言することができる。州の最高官庁は、その旨を通知されなければならない。連邦の国外退去強制命令は、連邦警察により執行される。
- (3) 第60条第1項から第8項までに規定する国外退去強制の禁止の要件が存在する場合には、国外退去強制命令を執行することは、許されない。第59条第2項及び第3項の規定を準用しなければならない。その審査は、国外退去強制命令を決定した官庁の責任とし、当該官庁は、これに関する他の手続による確認には拘束されない。
- (4) 国外退去強制命令の公示後、遅滞なく、外国人に対し、当該外国人が選任する法律補佐人と連絡する機会を与えなければならないが、当該外国人が弁護を行う補佐人を前もって確保している場合には、この限りでないものとし、当該外国人は、このことについて、国外退去強制命令の法的効果について及び所定の法的救済手続について教示されなければならない。行政裁判所法に基づく暫定的な法的保護の許可申請は、国外退去強制命令の公示後7日以内に行わなければならない。国外退去強制は、第2文に規定する期間が満了するまで、又は暫定的な法的保護の申請が適時に行われた場合には当該申請に関する裁判所

の決定があるまでは、執行することを許されない。

第59条 国外退去強制の予告

- (1) 国外退去強制は、出国期間を定めて文書により予告するものとする。
- (2) 予告においては、外国人の国外退去強制先とする国を明示するものとし、その場合において、当該外国人は、その者の入国を許し、又は引取りの義務を負うその他の国をも国外退去強制先とすることができる旨を教示されるものとする。
- (3) 国外退去強制の禁止は、予告の発令を妨げるものではない。予告においては、外国人の国外退去強制先とすることが許されない国を明示しなければならない。行政裁判所が国外退去強制の禁止の存在を確認した場合でも、予告の適法性は、その他の点では影響を受けない。
- (4) 国外退去強制の予告が確定した時点以後は、国外退去強制又は国外退去強制の停止に関して外国人官庁が新たに決定する場合には、国外退去強制の予告において明示された国への国外退去強制を妨げる事情及び国外退去強制の予告が確定した時点以前に発生していた事情は、考慮しないものとし、また、外国人が主張する、国外退去強制又は予告に明示された国への国外退去強制を妨げるその他の事情は、考慮しないことができる。外国人が、訴訟又は行政裁判所法に基づく暫定的な法的保護の手續において、第1文に掲げる事情を裁判上主張することができる旨を定めた規定は、影響を受けない。
- (5) 第58条第3項第1号の場合には、出国期間を定めることを必要とせず、外国人に対し勾留又は公的な拘禁から国外退去強制を行う。国外退去強制は、1週以上前に通知するものとする。

第60条 国外退去強制の禁止

- (1) 1951年7月28日の難民の法的地位に関する条約(連邦法律公報 1953年 第II部 559頁)の適用により、人種、宗教、国籍若しくは特定の社会集団への帰属又はその政治的信念のために生命又は自由を脅かされる国への外国人の国外退去強制は、許されない。庇護権者及び難民の地位が確定的に承認された外国人、他の理由に基づき連邦領域において外国人難民の法的地位を享受する外国人又は連邦領域外において難民の法的地位に関する条約にいう外国人難民として認定された外国人についても、同じである。特定の社会集団への帰属のための迫害は、生命、身体への不可侵又は自由への脅威が性別のみに関係する場合にも、存在するということができる。第1文にいう迫害は、次に掲げるものにより行われうる。
 - a) 国
 - b) 国又は国家領域の本質的な部分を支配する政党又は機関
 - c) 国内における国家的支配権力の有無にかかわらず、国際機関を含むa及びbに掲げる主体が疑いなく迫害に対する保護を提供する状況になく、又は提供しようとし不在の場合に限り、非国家的主体ただし、何らかの国内的代替避難手段がある場合を除く。第1文にいう迫害の存在の確定のために、2004年4月29日の第三国国籍者又は無国籍者の、難民又は他の方法による国際的保護を必要とする者としての認定及び地位の最低基準並びに与えられるべき保護の内容に関する理事会指令2004/83/EC(欧州連合官報 L304号12頁)第4条第4項及び第7条から第10条までの規定を補足的に適用しなければならない。外国人がこの項による国外退去強制の禁止を求めている場合には、連邦移住難民庁は、第2文の場合を除き、第1文に

- 規定する要件の存否及び外国人に難民の地位を承認しなければならないか否かを難民手続において確認する。連邦移住難民庁の決定には、庇護手続法の規定によってのみ、異議申立てをすることができる。
- (2) 外国人が拷問、非人間的若しくは屈辱的な取扱い又は処罰を受ける具体的危険が存在する国への国外退去強制は、許されない。
- (3) 外国人が犯罪行為のために国により捜索を受け、かつ、死刑の決定又は執行のおそれがある場合には、当該国への国外退去強制は、許されない。この場合は、引渡しに関する規定を準用する。
- (4) 他国による公式の引渡要請又は引渡要請の通知を伴う逮捕要請が存在する場合には、引渡しの決定^(注52)までの間、刑事事件における国際司法共助に関する法律第74条の規定^(注53)により引渡しの承認を所管する官庁の同意をもってのみ、外国人の当該国への国外退去強制が許される。
- (5) 1950年11月4日の人権及び基本的自由の保護のための条約(連邦法律公報 1952年 第II部 685頁)^(注54)の適用により、国外退去強制が許されないことが明らかになる場合には、外国人の国外退去強制は、許されない。
- (6) 外国人が他国において刑事訴追及び処罰を受けるおそれがあるという一般的危険並びに第2項から第5項までの規定により別段のことが生じない限りにおける他国の法秩序による合法的な処罰の具体的危険は、国外退去強制を妨げるものではない。
- (7) 他国において外国人に身体、生命又は自由に対する重大な具体的危険が存在する場合には、当該外国人の当該国への国外退去強制は、行わないものとする。他国において国際的又は国内の武力紛争の範囲内で外国人が民間人の一員として身体又は生命に対する重大な個人的危険にさらされる場合には、当該外国人

の当該国への国外退去強制は、行ってはならない。外国人が帰属する住民又は住民集団が一般的にさらされている第1文又は第2文に規定する危険は、第60 a 条第1項第1文に規定する命令の際に考慮しなければならない。

- (8) 外国人が重大な理由からドイツ連邦共和国の安全に対して危険とみなされる場合又は犯罪若しくは特別に重大な違反を犯したことを理由として3年以上の自由刑の確定判決を受けたために公共に対して危険とされる場合には、第1項の規定は、適用しない。外国人が庇護手続法第3条第2文に規定する要件を満たす場合にも、同様とする。
- (9) 第8項の場合において、庇護申請を行った外国人に対して、庇護手続法の規定にかかわらず、国外退去強制を予告し、実施することができる。
- (10) 第1項に規定する要件に該当する外国人が国外退去強制を受けるものとされる場合には、国外退去強制を予告し、適当な出国期間を定めなければならない。当該予告においては、当該外国人の国外退去強制先とすることを許されない国を記載しなければならない。
- (11) 第2項、第3項及び第7項第2文の規定による国外退去強制の確定のために、2004年4月29日の第三国国籍者又は無国籍者の、難民又は他の方法による国際的保護を必要とする者としての認定及び地位の最低基準並びに与えられるべき保護の内容に関する理事会指令2004/83/EC(欧州連合官報 L304号12頁)第4条第4項、第5条第1項及び第2項並びに第6条から第8条までの規定を適用する。

第60 a 条 国外退去強制の一時的停止^(注55)(猶予)

- (1) 州の最高官庁は、国際法上若しくは人道上の理由から又はドイツ連邦共和国の政治的利益の保護のために、特定国出身の外国人又はその他の方法で特定された外国人集団の一般

的な又は特定国への国外退去強制を最長6月間停止することを命ずることができる。6月を超える期間については、第23条第1項の規定を適用する。

(2) 外国人の国外退去強制は、国外退去強制が事実上又は法律上の理由により不可能であり、かつ、滞在許可が付与されていない間は停止しなければならない。外国人の国外退去強制は、当該外国人の申立てがなければ事実関係の究明が困難になるため、その連邦領域における一時的な滞在が犯罪のための刑事手続にとって正当なものであると検察庁又は刑事裁判所が判断した場合にも、停止しなければならない。緊急の人道上の理由若しくは個人的理由又は重大な公共の利益のために連邦領域における外国人の一時的な滞在がさらに必要な場合には、当該外国人に猶予を付与することができる。

(2a) 外国人の現場退去強制又は国外退去強制が失敗し、国外退去強制のための勾留が命令されず、かつ、ドイツ連邦共和国が法規、特に2003年11月25日の空路での送還措置の範囲内での通過輸送時の支援に関する理事会指令2003/110/EC(欧州連合官報 L321号26頁)第6条第1項の規定に基づいて外国人の再引取りを義務付けられている場合には、当該外国人の国外退去強制は、1週の間停止される。停止は、第1文の規定により延長することは許されない。外国人の入国を許さなければならない。

(3) 国外退去強制が停止されている外国人の出国義務は、影響を受けない。

(4) 国外退去強制の停止については、外国人に対して証明書を発行しなければならない。

(5) 国外退去強制の停止は、外国人の出国により失効する。国外退去強制の停止は、国外退去強制を妨げる理由がなくなった場合には、取り消される。外国人は、国外退去強制の停

止の消滅後、遅滞なく、改めて国外退去強制の予告及び出国期間の定めなしに、国外退去強制を受けるが、国外退去強制の停止が更新された場合は、この限りでない。国外退去強制が1年を超えて停止されている場合には、取消しにより予定される国外退去強制は、1月以上前に通知しなければならない。停止が1年を超えて更新された場合には、改めて予告しなければならない。

第61条 場所の制限；出国施設

(1) 出国義務の履行が強制可能な外国人の滞在は、〔当該外国人が滞在している〕州の領域に限定される。さらに条件及び負担を命ずることができる。外国人が第39条第2項第1文第1号に規定する審査なしに就労の権利を保障されている場合には、第1文に規定する場所の制限に従わないことができる。

(1a) 第60a条第2a項の場合には、滞在は、国内において直近に所管した外国人官庁の所管地域に限定される。外国人は、入国後直ちに当該地域に移動しなければならない。所管官庁を確定できない場合には、第15a条の規定を準用する。

(2) 州は、出国義務の履行が強制可能な外国人のための出国施設を設置することができる。出国施設においては、世話及び相談により自発的な出国のための準備が促され、官庁及び裁判所からの連絡可能性並びに出国の実施が保証されるものとする。

第62条 国外退去強制のための勾留

(1) 国外退去命令を直ちに決定することができず、かつ、勾留しなければ国外退去強制が著しく困難となり、又は挫折するおそれがある場合には、国外退去命令の準備のために裁判官の命令により外国人を勾留しなければならない(準備勾留)。準備勾留の期間は、6週を

- 超えないものとする。国外退去命令の場合には、命令された勾留期間の満了までの勾留継続のために、改めて裁判官の命令は必要としない。
- (2) 次の各号のいずれかに該当する場合には、外国人を国外退去強制を保全するため裁判官の命令により勾留しなければならない(保全勾留)。
1. 許可なしの入国を理由として外国人の出国義務の履行が強制可能であるとき。
 - 1a. 第58a条の規定により国外退去強制命令が発せられたが、直ちに執行することができないとき。
 2. 出国期間を経過した外国人が、連絡可能な宛先を外国人官庁に届け出ずに滞在地を変更したとき。
 3. 外国人が、その責に帰することのできる理由により、国外退去強制の日と通知された期日に、外国人官庁が指示した場所に出頭しなかったとき。
 4. 外国人が、その他の方法で国外退去強制を免れたとき。
 5. 外国人が、国外退去強制を免れようとしている理由のある疑いが存在するとき。
- 出国期間が経過し、かつ、国外退去強制の実施が可能であることが確定した場合には、最長2週間外国人を保全勾留することができる。外国人が国外退去強制を免れる意思がない旨を疎明することができる場合には、第1文第1号に規定する保全勾留は、例外的に行わないことができる。外国人の責に帰することのできない理由により、3月以内の国外退去強制の実施が不可能であることが確定した場合には、保全勾留は、許されない。外国人の責に帰することのできる理由により国外退去強制が失敗した場合には、第1文に規定する命令は、命令の期限の到来まで効力を有する。

- (3) 保全勾留は、6月まで命令することができる。外国人が国外退去強制を妨害する場合には、最長12月保全勾留を延長することができる。準備勾留の期間は、保全拘留の全期間に算入しなければならない。
- (4) 次の各号のすべてに該当する場合には、勾留請求を所管する官庁は、事前の裁判官の命令なしに外国人を拘束し、一時的に拘禁することができる。
 1. 第2項第1文に規定する要件が存在する緊急の疑いが存在するとき。
 2. 保全勾留の命令に関する裁判官の決定が事前には得られないとき。
 3. 外国人が保全勾留の命令から逃れようとしている理由のある疑いが存在するとき。
 外国人は、保全勾留の命令に関する決定のために、直ちに裁判官の前に連行しなければならない。

第6章 責任及び手数料

第63条 輸送業者の義務

- (1) 輸送業者は、外国人が必要な旅券を所持し、かつ、必要な滞在資格を保有する場合に限り、これを連邦領域に輸送することが許される。
- (2) 連邦内務省又はその指定する機関は、連邦運輸建設都市開発省との合意の上で、輸送業者に対し、第1項の規定に違反して外国人を連邦領域に輸送することを禁止し、その違反行為に制裁金を課することができる。不服の申立て及び訴えの提起は、執行停止の効果を有さず、制裁金の決定に関しても同様とする。
- (3) 輸送業者に対する制裁金は、第2項に規定する処分に違反して当該輸送業者が輸送した外国人1人につき、1,000ユーロ以上5,000ユーロ以下とする。制裁金は、連邦内務省又はその指定する機関が定め、徴収することができる。

(4) 連邦内務省又はその指定する機関は、第1項に掲げる義務の履行のための規則を輸送業者と協定することができる。

第64条 輸送業者の送還義務

- (1) 外国人が現場退去命令を受けた場合には、当該外国人を国境へ輸送した輸送業者は、当該外国人を遅滞なく国外へ送らなければならない。
- (2) 第1項に規定する義務は、必要な旅券、旅券代用物又は必要な滞在資格なしに連邦領域に輸送され、政治的迫害又は第60条第2項、第3項、第5項若しくは第7項に掲げる事情を示すことにより、入国の際に現場退去命令を受けなかった外国人に関して、3年存続する。この法律により外国人に滞在資格が付与された場合には、当該義務は、消滅する。
- (3) 輸送業者は、国境通過交通の警察的規制を委任された官庁の要求に応じて、外国人を、旅行文書を発行した国若しくは輸送の起点となった国又は入国を保証するその他の国へ送らなければならない。

第65条 空港事業者の義務

輸送空港事業者は、入国に関する国境警察の決定の執行があるまで、必要な旅券又は必要なビザを所持しない外国人を宿泊させるため、適当な宿泊施設を空港敷地内に用意する義務を負う。

第66条 費用債務者；支払保証

- (1) 場所の制限の実施、現場退去命令、現場退去強制又は国外退去強制によって生じる費用は、外国人が負担しなければならない。
- (2) 外国人と共に、外国人官庁又は在外公館に対し、外国人の出国費用の負担を自らに義務付けた者も、第1項に掲げる費用に責任を負う。

(3) 第64条第1項及び第2項の場合には、輸送業者は、外国人と共に、外国人の送還費用及び国境通過所への外国人の到着から入国に関する決定の執行があるまでに発生する費用について、責任を負う。第63条第2項に規定する処分に有責に違反した輸送業者は、外国人と共に、第64条第1項の場合にあっては、現場退去命令により生ずるその他の費用、第64条第2項の場合にあっては、国外退去強制により生ずるその他の費用について、責任を負う。

- (4) この法律の規定により職業活動が許可されていなかった外国人を被用者として就労させた者は、国外退去強制又は現場退去強制の費用について、責任を負う。同様に、第96条に規定する犯罪行為を犯した者も責任を負う。外国人は、他の費用債務者から徴収することができない限りにおいて、費用の責任を負う。
- (5) 費用債務者には支払保証を求めることができる。他の手段によっては徴収が危ぶまれる場合には、第4項第1文及び第2文に規定する外国人又は費用債務者の支払保証の命令は、当該命令を発した官庁により、事前に執行命令を発することなく、かつ、期間を定めることなく執行することができる。出国費用の確保のために、現場退去命令、現場退去強制、国外退去命令若しくは国外退去強制を受けべき外国人又は庇護申請の提出のみを理由として入国及び滞在を許されている外国人の所持する帰路の航空券その他の乗車船証明書を差し押さえることができる。

第67条 費用責任の範囲

- (1) 国外退去強制、現場退去強制及び現場退去命令の費用並びに場所の制限の実施の費用には、次の各号に掲げるものを含む。
1. 連邦領域内における及び連邦領域外の目的地までの外国人の輸送費その他の旅費

2. 国外退去強制の勾留のための費用、翻訳及び通訳の費用を含む、措置の準備及び実施の際に生じる行政費用並びに外国人の宿泊、食事その他の扶助のための支出
 3. 外国人への必要な付添いから生じる、人件費を含むすべての費用
- (2) 第66条第3項第1文の規定により輸送業者が責任を負う費用には、次の各号に掲げるものを含む。
1. 第1項第1号に掲げる費用
 2. 入国に関する決定の執行があるまでに生じる行政費用、外国人の宿泊、食事及びその他の扶助のための支出、並びに翻訳及び通訳の費用
 3. 輸送業者自身が外国人の必要な付添いを引き受けない限りにおいて、第1項第3号に掲げる費用
- (3) 第1項及び第2項に掲げる費用は、第71条に規定する所管官庁の給付決定により、実際に生じた費用の額を徴収される。人件費の算定に関しては、公的部門の人件費の算定のための一般原則を適用する。

第68条 生計に対する責任

- (1) 外国人官庁又は在外公館に対して、外国人の生計費の負担を自らに義務付けた者は、住宅扶助、医療扶助及び介護扶助を含む外国人の生計のために支払われた公費の全額を、当該費用が外国人の法的請求権に基づく場合においても、弁償しなければならない。拠出に基づく支出は、弁償の必要はない。
- (2) 第1項第1文に規定する義務付けには、書面を必要とする。義務付けは、行政執行法の基準に従い執行することができる。公費を支出した公的機関は、弁償請求権を有する。
- (3) 在外公館は、第1項第1文に規定する義務付けを、遅滞なく、外国人官庁に通知する。
- (4) 外国人官庁は、第1項の規定により弁償す

べき公費の支出を知った場合には、遅滞なく、弁償請求権を有する公的機関に第1項第1文に規定する義務付けを通知し、弁償請求権の主張及び行使に必要なすべての情報を当該機関に提供する。情報受領者は、外国人のために支出された公費の弁償及び追加的給付の拒絶のためにのみ、データを使用することが許される。

第69条 手数料

- (1) この法律及びこの法律の施行のために発せられた法規命令による職務行為については、手数料及び実費を徴収する。第1文の規定は、第39条から第42条までの規定による連邦雇用エージェンシーの職務行為には適用しない。^(注56) 社会法典第3編第287条の規定は、影響を受けない。
- (2) 連邦政府は、連邦参議院の同意を得た法規命令により、手数料支払義務のある行為要件、手数料額並びに特に困窮者の場合の手数料の免除及び軽減を定める。この法律に別段の定めがない限り、行政費用法を適用する。
- (3) 法規命令に定める手数料は、次の各号に掲げる職務行為について、それぞれ当該各号に定める最高額を超えてはならない。
 1. 滞在許可の付与 80ユーロ
 2. 定住許可の付与 200ユーロ
 - 2a. EC 継続滞在許可の付与 200ユーロ
 3. 滞在許可の延長 40ユーロ
 4. 国内ビザの付与並びに代用旅券及び身分証明書の代用物の発行 100ユーロ
 5. シェンゲン・ビザの付与 210ユーロ
 6. シェンゲン団体ビザの付与 60ユーロと1名につき1ユーロ
 - 6a. 第20条に規定する受入協定の締結のための研究機関の認定 200ユーロ
 7. その他の職務行為 30ユーロ
 8. 未成年者のための職務行為 当該職務行

為について定められた手数料の半額

- (4) 国境における国内ビザ及び代用旅券の付与については、最高25ユーロの付加額の徴収が許される。申請者の求めに応じて勤務時間外に行われた職務行為については、最高30ユーロの付加額の徴収が許される。手数料の付加額は、同様の職務行為について第2項に規定する手数料よりも高い手数料をドイツ人から徴収している国を本国とする者に対する職務行為についても定めることができる。第2文及び第3文の規定は、シェンゲン・ビザの付与又は延長には適用しない。手数料の付加額を定める場合には、第3項に規定する最高額を超えることができる。
- (5) 第2項に規定する法規命令は、手数料支払義務のある職務行為の申請について処理手数料を徴収することを定めることができる。定住許可又は EC 継続滞在許可の申請の処理手数料は、これらの付与について徴収する手数料の半額を最高額として徴収することが許される。当該手数料は、職務行為の手数料に算入しなければならない。申請が撤回された場合及び申請した職務行為が拒否された場合においても、当該手数料は、返還されない。
- (6) 第2項に規定する法規命令は、不服申立ての手数を定めることができ、次の各号に掲げる不服申立てについて、それぞれ当該各号に定める額を最高額とすることが許される。
1. 手数料支払義務のある職務行為の実行の申請の拒否に対する不服申立て 当該職務行為について定められた手数料の半額
 2. その他の職務行為に対する不服申立て 55ユーロ
- 不服申立てが認められた場合には、当該手数料は、実行されるべき職務行為の手数料に算入しなければならない。残りは返還しなければならない。

第70条 時効

- (1) 第67条第1項及び第2項に掲げる費用の請求権は、支払期限の到来から6年後に消滅する。
- (2) 第66条及び第69条の規定による請求権の時効は、行政費用法第20条第3項^(註57)の場合のほか、費用責務者が連邦領域に滞在していない期間又はこの者が法律上の住民登録義務若しくは届出義務に従わなかったために連邦領域におけるその滞在が確認できない期間について、中断する。

第7章 手続規定

第1節 所管

第71条 所管

- (1) この法律及び他の法律の外国人法規関係の規定による滞在法規上及び旅券法規上の措置及び決定については、外国人官庁が所管する。州政府又はその指定する機関は、個別的任務について特定の一又は複数の外国人官庁が所管することを定めることができる。
- (2) 外国においては、外務省から授権された在外公館が旅券及びビザの事務を所管する。
- (3) 国境通過交通の警察的規制を委任された官庁は、次の各号に掲げる事項を所管する。
1. 現場退去命令、国境における現場退去強制、第11条第1項及び第2項の規定により当該官庁が行う現場退去強制を理由とする効果の期間の設定並びに外国人の他国からの送還及び他国への送還並びにこれらの措置の実行に必要とされる場合の逮捕及び勾留請求
 2. ビザの付与及び第14条第2項に規定する旅券代用物の発行並びに第60a条第2a項に規定する国外退去強制の停止
 3. 次の場合におけるビザの取消し

- a) 現場退去命令又は現場退去強制の場合
 - b) ビザを付与した在外公館の要求による場合
 - c) 同意が必要とされた限りビザの付与に同意した外国人官庁の要求による場合
4. 出国禁止及び第66条第5項に規定する国境における措置
5. 輸送業者及び他の第三者がこの法律の規定及びこの法律に基づいて発せられた命令及び処分を遵守したか否かの国境における審査
6. 国境において必要が生じ、そのために連邦内務省により一般的又は個別の事例において授権された、外国人法規上のその他の措置及び決定
7. 個々の国の外国人のための、帰国のための文書の職務援助の方法による入手
8. シェンゲン協定及びその関連規則を完全に適用する構成国の外側の国境を越える入国の日付及び場所についての、欧州連合の法規に定められた記録及び証明書の付与。ただし、外国人官庁又は州が指定する他の機関の権限は、これによって排除されない。
- (4) 第48条及び第49条第2項から第9項までの規定により必要とされる措置については、外国人官庁及び国境通過交通の警察的規制を委任された官庁並びに第5項に規定する任務の遂行のために必要な限りにおいて州の警察が所管する。第49条第4項の場合には、第15a条に規定する割当てを指示する官庁も所管する。第49条第5項第5号の場合には、外務省から授権された在外公館が所管する。
- (5) 現場退去強制、第12条第3項に規定する立退義務の強制、国外退去強制の実施並びにこれらの措置の準備及び保全に必要とされる場合の逮捕及び勾留の請求については、州の警察も所管する。
- (6) 連邦内務省又はその指定する機関は、外務

省の了解を得て、旅券及び旅券代用書類の認定(第3条第1項)について決定するものとし、当該決定は一般処分として行われ、電子版の連邦官報において告示することができる。

第71a条 所管及び通知

- (1) 秩序違反に関する法律第36条第1項第1号に規定する行政官庁は、第98条第2a項及び第3項第1号の場合には、関税行政官庁とする。関税行政官庁は、訴追及び処罰に際して不正労働防止法第2条第2項に掲げる官庁と協力する。
- (2) 関税行政官庁は、第98条第2a項及び第3項第1号に規定する登録すべき確定した過料決定について営業中央登録簿に通知する。ただし、過料が200ユーロを超える場合に限る。
- (3) 裁判所、刑事訴追官庁及び刑事執行官庁は、当該官庁の観点から第98条第2a項及び第3項第1号に規定する秩序違反の訴追のために必要と判断される、他の手続から得た情報について、伝達を行わないことについての本人又は他の訴訟関係者の保護されるべき利益がより大きいと伝達機関に認められない限り、関税行政官庁に伝達するものとする。その場合、伝達される情報の安全確保について考慮しなければならない。

第72条 関与の必要

- (1) 短期立入許可(第11条第2項)は、予定された滞在地を所管する外国人官庁の同意を得ている場合に限り、付与することが許される。外国人に国外退去命令、国外退去強制又は現場退去強制を行った官庁は、原則として関与しなければならない。
- (2) 第60条第2項から第5項まで又は第7項に規定する目的国に関する国外退去強制の禁止及び第25条第3項第2文aからdまでに規定

する排除の構成要件については、外国人官庁が、連邦移住難民庁の事前の関与後に決定する。

- (3) 場所の制限、負担及び条件、第11条第1項第3文の規定による期間の設定、第47条の規定による命令並びに必要な滞在資格を保有していない外国人に対するその他の措置は、当該措置を命じた官庁と合意した場合に限り、他の官庁による変更又は取消しが許される。第1文の規定は、庇護手続法の規定により外国人の滞在場所が他の外国人官庁の所管地域に限定されている場合には、適用しない。
- (4) 公訴を提起され、又は刑事捜査手続を開始された外国人には、所管する検察庁と合意した場合に限り、国外退去命令又は国外退去強制^(注58)を行うことが許される。証人保護調和法にいう保護すべき者である外国人には、証人保護機関と合意した場合に限り、国外退去命令又は国外退去強制を行うことが許される。
- (5) 社会法典第8編第45条^(注59)の規定は、出国施設及び国際法上の理由、人道上の理由又は政治的理由により滞在許可が付与され、又は国外退去強制が停止されている外国人を一時的に宿泊させるための施設には、適用しない。
- (6) 第25条第4a項に規定する滞在資格の付与、延長又は取消しの決定及び第50条第2a項に規定する出国期間の設定、取消し又は短縮の決定の前に、第25条第4a項にいう刑事手続を所管する検察庁又は当該刑事手続を担当する刑事裁判所を関与させなければならないが、第87条第5項第1号の場合は、この限りでない。所管する検察庁が外国人官庁に不明である間は、外国人官庁は、第50条第2a項に規定する出国期間の設定、取消し又は短縮の決定の前に滞在地を所管する警察官庁を関与させる。

第73条 ビザ手続及び滞在資格の付与の場合の

その他の関与の必要性

- (1) ビザ手続においてドイツの在外公館又はビザ申請の受理を所管する他のシェンゲン協定締約国の在外公館がビザ申請者、招待者及び生計費負担義務の表明その他の方法で生計の確保を保証する人物又は他の関係者について国内で収集したデータは、第5条第4項の規定による拒否の理由の確定のため又は他の治安上の疑念の検討のため、所管機関を通じて連邦情報局、連邦憲法擁護庁、軍事防諜局、連邦刑事庁及び関税刑事局に伝達することができる。外国人中央登録簿法第21条^(注60)に規定する手続は、影響を受けない。第14条第2項の場合には、国境通過交通の警察的規制を委任された官庁は、ビザ手続において収集されたデータを第1文に掲げる官庁に伝達することができる。

(第73条第1項は、2007年8月19日の法律(第7回改正)により改められた。施行は、2009年2月1日である。2007年11月6日時点の現行規定は以下の通り：

- (1) ビザ手続においてドイツの在外公館が収集したビザ申請者及び招待者のデータは、第5条第4項の規定による拒否の理由の確定のため、外務省を通じて連邦情報局、連邦憲法擁護庁、軍事防諜局、連邦刑事庁及び関税刑事局に伝達することができる。関与した官庁は、第5条第4項の規定による拒否の理由についての情報を、外務省を通じて所管在外公館に伝達する。外国人中央登録簿法第21条に規定する手続は、影響を受けない。第14条第2項の場合には、国境通過交通の警察的規制を委任された官庁は、ビザ手続において収集されたデータを第1文に掲げる官庁に伝達することができる。)
- (2) 外国人官庁は、滞在資格又は猶予若しくは庇護手続期間特別在留許可^(注61)(Aufenthaltsgestattung)の付与又は延長の前に、第5条第4項に規定する拒否の理由の確定のため又は他の治安上の疑念の検討のために、外国人官庁に蓄積された該当者の個

人データを連邦行政庁を通じて連邦情報局、軍事防諜局及び関税刑事局並びに州の憲法擁護庁及び州の刑事庁又は所管する警察官庁に伝達することができる。

(第73条第2項は、2007年8月19日の法律(第7回改正)により改められた。施行は、2008年5月1日である。2007年11月6日時点の現行規定は以下の通り：

- (2) 外国人官庁は、その他の滞在資格の付与又は延長の前に、第5条第4項の規定による拒否の理由の確定のため又は治安上の疑念の検討のために、外国人官庁に蓄積された該当者の個人データを連邦情報局、軍事防諜局及び関税刑事局並びに州の憲法擁護庁及び州の刑事庁又は警察の所管官庁に伝達することができる。定住許可の付与の場合においては、それに先立って、第5条第4項の規定による拒否の理由の確定のため又は治安上の疑念の検討のため必要なときは、蓄積された個人データは、第1文に掲げる治安官庁及び情報機関に伝達しなければならない。))
- (3) 第1項及び第2項に掲げる治安官庁及び情報機関は、第5条第4項に規定する拒否の理由又は他の治安上の疑念の有無を照会機関に遅滞なく通知する。第1文に規定する官庁が滞在資格の有効期間中に第5条第4項に規定する拒否の理由又は他の治安上の疑念を知った場合には、当該官庁は、所管する外国人官庁又は所管する在外公館に遅滞なく通知する。第1文に規定する官庁は、法律上の任務の遂行に必要な場合には、照会と共に伝達されたデータを蓄積し、利用することが許される。その他の法律に定める伝達に関する規定は、影響を受けない。
- (4) 連邦内務省は、外務省と合意して、かつ、現実の治安状況を考慮に入れて、特定の国の国籍を有する者及びその他の方法で特定された人の集団に所属する者に対して第1項に規定する権限を行使する場合を一般行政規則で定める。

第74条 連邦の関与；指示権能

- (1) ビザの延長及びビザの有効期間満了後の他の滞在資格の付与並びにビザに付される負担、条件その他の制限の取消し及び変更が、連邦内務省又はその指定する機関の了解又は合意の上でのみ行われることが許されることを条件として、連邦の政治的利益の保護のためにビザを付与することができる。
- (2) 連邦政府は、次の各号に掲げる場合には、この法律及びこの法律に基づいて発せられた法規命令を施行するため個別的指示を与えることができる。
 1. ドイツ連邦共和国の安全その他の重大な利益のために必要な場合
 2. ある州の外国人法規上の措置が他の州の重大な利益を侵害する場合
 3. 外国人官庁が領事部及び外交代表部に所属する、滞在資格の必要を免除された外国人に国外退去命令を発しようとする場合

第1a節 通過輸送

第74a条 外国人の通過輸送

所管官庁が認めた場合には、外国は、その主権領域から連邦領域を通過して他国へと外国人を送還し、又は他国から連邦領域を通過して再度その主権領域へと外国人を引き取ることを許される(通過輸送)。通過輸送は、国家間協定及び欧州共同体の法規に基づき行われる。指令2003/110/ECに規定する中央の官庁は、連邦警察^(注62)庁とする。通過輸送される外国人は、通貨輸送に関連する必要な措置を受忍しなければならない。

第2節 連邦移住難民庁

第75条 任務

連邦移住難民庁は、他の法律による任務を害

することなく、次の各号に掲げる任務を有する。

1. 外国人官庁、連邦雇用エージェンシー並びに外務省から旅券事務及びビザ事務を授権されたドイツの在外公館との間における職業活動を目的とする滞在に関する情報の調整
2. a) 第43条第3項に規定する統合講習の基本構造及び学習内容の開発
b) その実施
c) 連邦被追放者法第9条第5項^(注63)の規定による措置
3. 統合促進の分野並びに外国人及び後発帰還者の連邦、州、及び自治体による統合措置の広報資料の作成の分野における連邦政府への専門的援助
4. 移住の制御についての分析的な意見を得るための移住問題に関する学術的研究(付随研究)の実施
5. 指令2001/55/EC 第27条、指令2003/109/EC 第25条及び指令2004/114/EC 第8条第3項に規定する国の連絡機関及び所管官庁として欧州連合構成国の行政官庁と協力すること並びに第52条第7項第2文に規定する通知のために協力すること。
6. 第91a条に規定する登録簿の管理
7. 自発的な帰還を促進するプログラム^(注64)により承認された資金の支払いの保障
8. 第23条第2項に規定する受入手続の実施並びに第23条及び第22条第2文の規定により受け入れた外国人の州への割当て
9. 他の機関によって行われない場合は第45条第1文に規定する移民専門の相談の実施。この場合において、民間又は公の事業者を利用することができる。
10. 第20条に規定する受入協定の締結のための研究機関の認定。認定に際して、連邦移住難民庁は、研究移民のための審議会の補佐を受ける。

11. 情報伝達の調整並びに公共の安全を危くするという理由で外国人法規上、庇護法規上及び国籍法規上の措置が考慮されている外国人に関する連邦官庁、特に連邦刑事庁及び連邦憲法擁護庁の情報の評価

第76条 ^(注65) (削除)

第3節 行政手続

第77条 書面方式；要式の例外

- (1) 代用旅券、身分証明書の代用物若しくは滞在資格を拒否し、場所若しくは期間を制限し、又は条件及び負担を課す行政行為並びに国外退去命令及び国外退去強制の停止は、書面方式を必要とする。第12条第4項に規定する滞在の制限、第47条及び第54a条の規定による命令並びにこの法律による行政行為の取消しも、同様とする。滞在許可、定住許可又はEC継続滞在許可を拒否する行政行為については、当該行政行為に対してとることのできる法的救済手続、当該救済手続を申し立てるべき機関及び遵守すべき期限を外国人に教示する説明を添付しなければならない。
- (2) 入国前のビザ及び代用旅券の拒否及び制限には、理由及び法的救済措置の教示を必要とせず、国境における拒否においても、書面方式を必要としない。

第78条 滞在資格証、身分証明書の代用物及び証明書の様式

- (1) 滞在資格証は、番号及び自動可読部分を含む統一的な様式で発行する。様式には、次の記載事項が含まれる。
 1. 所有者の氏名
 2. 有効期間
 3. 発行地及び発行年月日
 4. 滞在資格の種類
 5. 発行官庁

6. 保有する旅券又は旅券代用書類の番号
 7. 注記
- (2) 滞在資格証が独立の文書で発行される場合には、次の追加的な情報記載欄を備える。
1. 出生日及び出生地
 2. 国籍
 3. 性別
 4. 注記
 5. 所有者の宛先
- (3) 滞在資格証には、写真及び自筆署名のほか、所有者の指、手又は顔の生体認証の指標を含めることができる。写真、自筆署名及びその他の生体認証の指標は、安全な手続により暗号化した形で滞在資格証に登載することが許される。第1項及び第2項に規定する人物に関する記載事項も、安全な手続により暗号化した形で滞在資格証に登載することが許される。
- (4) 自動可読部分には、次の記載事項が含まれる。
1. 氏名
 2. 出生年月日
 3. 性別
 4. 国籍
 5. 滞在資格の種類
 6. 様式の番号
 7. 発行国
 8. 有効期間
 9. 検査数字
- (5) 公的機関は、法律上の任務を遂行するために、自動可読部分に含まれているデータを蓄積し、伝達し、及び利用することができる。
- (6) 身分証明書の代用物には、番号及び自動可読部分が含まれる。様式には、発行官庁の名称、発行地及び発行日、有効期間又は有効期限、所有者の氏名、滞在上の地位並びに付随事項のほか、所有者の人物に関する次の記載事項を記載することができる。

1. 出生日及び出生地
 2. 国籍
 3. 性別
 4. 身長
 5. 目の色
 6. 所有者の宛先
 7. 写真
 8. 自筆署名
 9. その他の指、手又は顔の生体認証の指標
 10. 人物に関する記載事項は、外国人の自己申告に基づく旨の注意書
- 写真、署名及びその他の生体認証の指標は、安全な手続により暗号化した形で身分証明書の代用物に登載することも許される。第4項及び第5項の規定を準用する。
- (7) 第60a条第4項及び第81条第5項に規定する証明書は、統一的な様式により発行されるものとし、当該様式は、番号を有し、自動可読部分を備えることができる。証明書は、その他には、第6項に掲げるデータのみを含むことが許され、また、外国人はこの証明書をもって旅券義務を満たすものではないとの注意書を含むことも許される。第4項及び第5項の規定を準用する。

第79条 滞在に関する決定

- (1) 外国人の滞在に関しては、連邦領域において知られた事情及び入手できる情報に基づいて決定される。第60条第2項から第7項までに掲げる要件に関しては、外国人官庁が、当該官庁の手元にあり、かつ、連邦領域において入手できる情報に基づいて決定し、また、個別の事例において必要がある場合には、連邦領域外で連邦官庁が入手できる情報にも基づいて決定する。
- (2) 滞在資格の付与又は延長を申請した外国人に対し、犯罪行為又は秩序違反の疑いにより捜査が行われる場合には、滞在資格に関して

手続の結果を考慮することなく決定することができる場合を除き、滞在資格に関する決定は、手続の終了まで停止され、また、有罪判決の場合には、判決の法的効力の発生まで、停止しなければならない。

第80条 未成年者の行為能力

- (1) 16歳以上の外国人は、この法律による手続行為を行う能力を、民法典の基準による法律行為無能力者でない限り有するものとし、成年に達している場合には、この事案に関し保護管理に付される者でなく、かつ同意留保に服する者でない限りは、能力を有するものとする。
- (2) 未成年者の行為能力の欠如は、当該未成年者の現場退去命令及び現場退去強制を妨げるものではない。当該未成年者の法定代理人が連邦領域内に滞在していない場合又は法定代理人の連邦領域内における滞在地が不明である場合には、出身国への国外退去強制の予告及び実施についても同様とする。
- (3) この法律の適用にあたり、外国人を未成年又は成年とみなすかは、民法典の規定を基準とする。本国の法律により成年に達している外国人の法律行為能力及びその他の法的な行為能力は、影響を受けない。
- (4) 16歳未満の外国人の法定代理人及び連邦領域において法定代理人の代わりに当該外国人を保護管理するその他の者は、当該外国人のために、滞在資格の付与及び延長並びに旅券、代用旅券及び身分証明書の代用物の付与及び延長に必要な申請を行う義務を負う。

第81条 滞在資格の申請

- (1) 滞在資格は、別段の定めがない限り、申請に基づいてのみ外国人に付与される。
- (2) 第99条第1項第2号に規定する法規命令を基準として入国後取得することのできる滞在

資格は、入国後遅滞なく、又は当該法規命令に定める期間内に、申請しなければならない。連邦領域で出生した子で、職権では滞在資格を付与することができないものについては、出生後6月以内に申請しなければならない。

- (3) 滞在資格を保有することなく適法に滞在している外国人が滞在資格の付与を申請した場合には、外国人官庁の決定まで、当該外国人の滞在は、許可されたものとみなす。申請が遅れて行われた場合には、申請を提出した時点から外国人官庁の決定まで、国外退去強制は、停止されたものとみなす。
- (4) 外国人が滞在資格の延長又は他の滞在資格の付与を申請した場合には、従前の滞在資格は、その期間満了時点から外国人官庁の決定まで存続しているものとみなす。
- (5) 当該外国人には、申請の提出の効力についての証明書(仮証明書)を発行しなければならない。

第82条 外国人の協力

- (1) 外国人は、自己の利益及び自己に有利な事情が公知でなく、又は知られていない場合には、検証することができる事情を申告してこれらを遅滞なく主張する義務を負い、また、自己の個人的関係に関する必要な証明その他の必要な証明書及び許可並びに本人が提出することのできるその他の必要な証明を遅滞なく提出する義務を負う。外国人官庁は、当該外国人に対し、このための適切な期間を定めることができる。欠落した申告又は不完全な申告のために滞在資格の付与を求める申請の処理を停止する場合には、外国人官庁は、当該外国人に同様の期間を定め、追って提出すべき申告事項を指示する。期間満了後に主張された事情及び提出された証明は、考慮に入れられないことができる。
- (2) 第1項の規定は、不服申立手続に準用する。

- (3) 外国人は、第1項に規定する義務並びにこの法律による本質的な権利及び義務、特に第44a条、第48条、第49条及び第81条に規定する義務並びに第11条第1項第3文の規定による申請の可能性を教示されるものとする。期間の定めがある場合には、当該外国人は、期間の徒過の効果について教示されなければならない。
- (4) この法律及び他の法律の外国人法規関係の規定による措置の準備及び実施に必要な限りにおいて、外国人に対して、所管官庁及び当該外国人がその国籍を有していると推測される国の代表部又は授権された職員の下に出頭すること及び旅行能力の確認のために医師の診察を受けることを命ずることができる。当該外国人が、第1文に規定する命令に従わない場合には、命令を強制的に執行することができる。連邦警察法第40条第1項及び第2項、第41条並びに第42条第1項第1文及び第3文の規定を準用する。
- (5) この法律、庇護手続法又はこれらの法律の施行のために発せられた規定により統一的な様式による文書が発行される外国人は、要求に応じて、次の各号に掲げる行為を行わなければならない。
1. 第99条第1項第13号の規定により発された法規命令による現時点の写真を提出すること又はその写真の撮影に協力すること。
 2. 指紋の採取に協力すること。
- 写真及び指紋は、第1文に規定する文書に登載することが許され、所管官庁は、身元の確認及び後の確定のためにこれを処理し、及び利用することが許される。

第83条 不服申立ての制限

- (1) 観光目的のビザ並びに国境におけるビザ及び代用旅券の拒否は、確定的である。外国人は、国境においてビザ及び代用旅券の拒否に

あった場合には、所管する在外公館において申請を提出することができる旨を教示される。

- (2) 国外退去強制停止の拒否に対しては、不服を申し立てることができない。

第84条 不服申立て及び訴えの提起の効果

- (1) 次の各号に掲げることに對する不服申立て及び訴えの提起は、執行停止の効果をも有しない。
1. 滞在資格の付与又は延長の申請の拒否
 2. 第61条第1項第1文の規定により出国施設に居住する負担
 3. 就労に関する附款の変更又は取消し
 4. 庇護手続法第75条第2文の場合における、この法律の第52条第1項第1文第4号の規定による外国人の滞在資格の取消し
 5. 第20条に規定する受入協定の締結のための研究機関の認定の取消し又は撤回
 6. 第52条第7項の規定によるシェンゲン・ビザの取消し
- (2) 不服申立て及び訴えの提起は、その執行停止の効果にかかわらず、国外退去命令及びその他の滞在の適法性を終了させる行政行為の効果に影響を与えない。職業活動の開始又は継続の目的のため、不服申立て若しくは訴えの提起の期間が経過していない間、執行停止の効果の命令若しくは回復を求める許された申請に関する裁判手続の間又は申し立てられた法的救済手続が執行停止の効果をも有する間は、滞在資格は、存続しているものとみなす。官庁の決定又は確定的な裁判上の決定により行政行為が取り消される場合には、滞りの適法性は、中断しない。

第85条 滞在期間の算定

滞りの適法性の中断は、1年までは考慮に入れないことができる。

第4節 データ保護

第86条 個人データの収集

この法律の施行を委任された官庁は、この法律及び他の法律の外国人法規関係の規定の施行を目的として、この法律及び他の法律の外国人法規関係の規定による任務を遂行するために必要である限り、個人データを収集することが許される。連邦データ保護法第3条第9項及び州のデータ保護法のこれに相応する規定にいうデータは、個別の事例について任務の遂行のため必要である限り、収集することが許される。

第87条 外国人官庁への伝達

- (1) 公的機関は、第86条第1文に掲げる目的に必要な限りにおいて、同条第1文に掲げる機関に対し、要求があった場合には、知り得た事情を通知しなければならない。
- (2) 公的機関は、次の各号に掲げる事実を知り得た場合には、所管外国人官庁に遅滞なく通知しなければならない。
 1. 必要な滞在資格を保有せず、かつ、国外退去強制を停止されていない外国人の滞在
 2. 場所の制限に対する違反
 3. その他の国外退去命令の理由第1号及び第2号並びにその他のこの法律による可罰行為の場合において、第71条第5項に掲げる措置が考慮される場合には、外国人官庁に代えて、所管する警察官庁が通知を受けることができ、当該警察官庁は、遅滞なく外国人官庁に通知する。公的機関は、その任務の遂行との関連で、第43条第4項の規定により発せられた法規命令に定める特別な統合の必要性についての知見を得た場合には、遅滞なく所管する外国人官庁に通知するものとする。在外公館は、外国人の身元又は国籍の確定に役立つ個人データを、当該データが外国人の履行が強制可能な出国義務の強制の

ためその時点で重要であるとの知見を得た場合には、外国人官庁に伝達する。

- (3) 連邦政府移住難民統合専門委員 (Die Beauftragte der Bundesregierung für Migration, Flüchtlinge und Integration)^(注67)は、自己の任務の遂行が危うくならない限りにおいて、第1項及び第2項の規定により、この人的範囲に属する外国人について伝達する義務を負う。州政府は、州及び地方自治体の外国人問題専門委員が、第1項及び第2項の規定により、州若しくは地方自治体に適法に滞在している外国人又は滞在の適法性を終了させる行政行為が発せられるまで州若しくは地方自治体に適法に滞在していた外国人について、第1文の規定を基準としてのみ伝達することを義務付けられることを法規命令で定めることができる。
- (4) 刑事又は過料の手続の開始及び実施を所管する機関は、検察庁、裁判所又は秩序違反の訴追及び処罰を所管する行政官庁における手続の開始及び手続の処理について、法律の規定を記載して所管外国人官庁に遅滞なく通知しなければならない。第1文の規定は、外国人の引渡手続の開始について準用する。第1文の規定は、1,000ユーロまでの過料のみで罰することができる秩序違反の手続には適用しない。証人保護機関は、外国人の証人保護の開始及び終了について、所管する外国人官庁に遅滞なく通知しなければならない。
- (5) 第72条第6項の規定により関与させなければならない機関は、外国人官庁に対し次の各号に掲げる事項を職権により通知しなければならない。
 1. 第25条第4a項の規定により付与された滞在資格の取消し又は第50条第2a項の規定により認められた出国期間の短縮若しくは取消しを正当化する事情
 2. 第72条第6項の規定による刑事手続への

参加又は第1号に規定する通知がなされた場合には、所管機関又は所管の移行についての申告

第88条 特別な法律上の使用規制がある場合の伝達

- (1) 特別な法律上の使用規制の妨げがある場合には、第87条の規定による個人データその他の事項の伝達は、行わない。
- (2) 医師又は刑法典第203条第1項第1号、第2号、第4号から第6号まで及び第3項^(注68)に掲げるその他の者から公的機関に提供された個人データは、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該公的機関により伝達されることが許される。
 1. 外国人が公衆衛生を危うくし、かつ、危険を排除するための特別な予防措置が不可能であり、又は当該外国人によって守られないとき。
 2. データが第55条第2項第4号に掲げる要件の存在を確認するために必要なとき。
- (3) 租税通則法^(注69)第30条に規定する税の秘密に服する個人データは、外国人が関税法、独占禁止法及び対外経済法を含む租税法の規定に違反し、又は輸出入、通過運送若しくは国内持込みの禁止若しくは制限に違反し、その違反のゆえに刑事捜査手続が開始され、又は500ユーロ以上の過料を科せられた場合には、通知することが許される。第1文の場合において、第46条第2項の規定により出国禁止命令を発しななければならないときは、国境通過交通の警察的規制を委任された官庁にも伝達することが許される。
- (4) この法律の施行を委任された官庁及び非公的機関による伝達には、第1項から第3項までの規定を準用する。

第89条 身元の審査、確定及び確認の措置の手

続

- (1) 連邦刑事庁は、第49条の規定によりこの法律の施行を委任された官庁が収集し、第73条の規定により伝達したデータの評価に際して職務援助を行う。第49条第3項から第5項までの規定により収集したデータは、他の鑑識事務のためのデータとは分離して蓄積される。第49条第7項に規定するデータは、記録を行う官庁に蓄積される。
- (2) 第49条第3項から第5項まで又は第7項の規定により収集したデータの使用は、刑事訴追及び警察上の危険防止の範囲内で、身元又は証拠の帰属の確定のためにも許される。当該データは、この措置の所管官庁に対して、必要とする限り及び必要とする間、伝達すること又は引き渡すことが許される。
- (3) 第49条第1項の規定により収集されたデータは、文書の真正性又は所持者の身元の審査の終了後直ちにすべての官庁によって消去されなければならない。第49条第3項から第5項まで又は第7項の規定により収集したデータは、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該データを収集したすべての官庁により消去されなければならない。
 1. 外国人に有効な旅券又は代用旅券が発行され、かつ外国人官庁により滞在資格が付与されたとき。
 2. 直近の出国又は無許可の入国を試みた時から10年が経過したとき。
 3. 第49条第5項第3号及び第4号の場合であって、現場退去命令又は現場退去強制から3年が経過したとき。
 4. 第49条第5項第5号の場合であって、ビザ申請から10年が経過した時、及び第49条第7項の場合であって、話した言葉を記録した時から10年が経過したとき。消去については、記録を作成しなければならない。

(4) 刑事手続の範囲内で又は公共の安全秩序に対する危険を防止するためにデータを必要とする限り及び必要とする間、第3項の規定は、適用しない。

第89 a 条 拾得文書データベースのための手続規定

- (1) 外国人の身元又は国籍について疑義のある場合には、拾得文書との同定により身元又は国籍を確定するために、連邦行政庁は、第49条の規定により収集された外国人のデータを、当該データを収集した官庁の要求に応じて、拾得文書データベースに蓄積されたデータと照合する。
- (2) データ照合の実施のために、要求機関は、写真又は指紋その他の第49 b 条第1号に掲げるデータを連邦行政庁に伝達する。
- (3) 伝達された外国人のデータが拾得文書の所有者の蓄積されたデータと一致した場合には、第49 b 条に規定するデータを、要求機関に伝達する。
- (4) 連邦行政庁は、外国人の身元を明確に確定することができない場合であって、拾得文書データベースに蓄積された、類似の人に関する記載事項を知ることによって、拾得文書との同定により当該外国人の身元の確定が可能となることが期待できるときは、身元審査のために、要求機関に当該記載事項を伝達する。要求機関は、連邦行政庁から伝達された事項であって、当該外国人に帰属させることができないものは、すべて、遅滞なく消去し、これに対応する記録を廃棄しなければならない。
- (5) データの伝達は、遠隔データ送信によって行われるものとする。自動処理方式によるデータの呼出しは、連邦データ保護法第10条第2項から第4項までの規定を基準として、^(注70)許される。

(6) 連邦行政庁は、次の各号に掲げる場合には、当該要求官庁によって伝達されるデータを拾得文書データベースに蓄積されたデータと照合する。

1. 庇護手続法第16条第2項に規定する外国人の身元又は国籍の確定を所管する官庁が要求した場合
 2. 外国人の身元又は証拠の帰属を確定するために、刑事訴追又は警察上の危険防止を所管する官庁が要求した場合
第2項から第5項までの規定を準用する。
- (7) 第49 b 条に規定するデータは、該当する文書に関するデータを最初に蓄積した時から10年後に消去しなければならない。この期間の満了前に蓄積の目的が失われた場合には、当該データは、遅滞なく消去しなければならない。
- (8) 関係機関は、その時点の技術水準に相応したデータ保護及びデータ保全の措置であって、特にデータの信頼性及び完全性を保障するものを行わなければならないものとし、公衆にアクセス可能なネットを使用する場合には、その時点における技術水準に応じた暗号化処理方式を適用しなければならない。

第90条 外国人官庁による伝達

- (1) 個別の事例において次の各号に掲げる事項の具体的根拠が明らかになった場合には、この法律の施行を委任された官庁は、第1号から第3号までに規定する違反の訴追及び処罰を所管する官庁、求職者のための基礎保障若しくは社会扶助の運営機関及び庇護申請者給付法第10条^(注71)に規定する所管官庁に通知する。
 1. 第4条に規定する必要な滞在資格を有しない外国人の就労又は活動
 2. 社会法典第1編第60条第1項第1文第2号^(注72)に規定する、連邦雇用エージェンシーの事務所、法定の疾病保険、介護保険、災

害保険若しくは年金保険の運営機関、求職者のための基礎保障若しくは社会扶助の運営機関への協力義務に対する違反又は庇護申請者給付法第 8 a 条^(注73)に規定する届出義務に対する違反

3. 不正労働防止法第 6 条第 3 項第 1 号から第 4 号^(注74)までに掲げる違反
- (2) この法律に対する違反の訴追及び処罰の際には、この法律の施行を委任された官庁は、特に不正労働防止法第 2 条第 2 項^(注75)に掲げる他の官庁と協力する。
- (3) この法律の施行を委任された官庁は、諸事情及びこの法律の規定による措置であって、庇護申請者給付法に基づく給付のために知る必要のあるもの並びに庇護申請者給付法による受給権者に対する就労への同意の付与であって通知を受けたもの及び付与された就労への同意の失効、取消し又は撤回に関する事項を、庇護申請者給付法第 10 条に規定する所管官庁に通知する。
- (4) 外国人官庁は、第 72 条第 6 項の規定により関与させなければならない機関に対し、次の各号に掲げる事項を遅滞なく通知する。
 1. 第 25 条第 4 a 項に規定する滞在資格の付与又は拒否
 2. 第 50 条第 2 a 項に規定する滞在期間の設定、短縮又は取消し
 3. 当該外国人官庁から他の外国人官庁への所管の移行。所管することとなった外国人官庁が通知義務を負う。

第 90 a 条 外国人官庁から住民登録官庁への通知

- (1) 住民登録義務を負う外国人について住民登録簿に蓄積されたデータが不実又は不完全であるとの根拠を外国人官庁が有する場合には、外国人官庁は、所管する住民登録官庁に遅滞なく通知する。住民登録義務を負う外国

人が特に次の各号に該当する場合には、外国人官庁は、住民登録官庁に通知する。

1. 連邦領域に滞在し、住民登録をしていないとき。
 2. 継続して連邦領域から出国しているとき。
- (2) 第 1 項に規定する通知は、住民登録義務を負う外国人について次の各号に掲げる事項を含むものとする。
1. 姓、出生時の姓及び名
 2. 出生日、出生地及び出生国
 3. 国籍
 4. 国内の最後の宛先
 5. 出国年月日

第 90 b 条 外国人官庁と住民登録官庁の間のデータの照合

外国人官庁と住民登録官庁は、同一の地域を所管している範囲で、データ管理のため、第 90 a 条第 2 項に掲げるデータを毎年相互に伝達する。データを受領する官庁は、伝達されたデータを当該官庁に蓄積されているデータと照合するものとし、自動化された照合を許される。伝達されたデータは、照合の実施及びデータ管理のためにのみ使用することが許され、その後遅滞なく消去しなければならず、引き渡されたデータ媒体は、遅滞なく返却し、又は廃棄しなければならない。

第 91 条 個人データの蓄積及び消去

- (1) 国外退去命令、現場退去強制及び国外退去強制に関するデータは、第 11 条第 1 項第 3 文に掲げる期間満了の 10 年後に消去しなければならない。これらのデータは、他の法律上の規定により外国人に対して利用することが許されなくなった情報を含んでいる限り、この時点より前に消去しなければならない。
- (2) 当面の外国人法規上の決定のために重要で

なく、かつ、後の外国人法規上の決定のためにも重要とはなりえないと見込まれる第87条第1項に規定する通知は、遅滞なく廃棄しなければならない。

- (3) 連邦データ保護法第20条第5項及び州のデータ保護法中のこれに相応する規定は、適用しない。^(注76)

第91 a 条 一時的保護のための登録簿

(1) 連邦移住難民庁は、ビザ又は滞在許可を申請した第24条第1項に規定する外国人及び理事會指令2001/55/EC 第15条第1項^(注77)にいうその家族構成員について、滞在の保障、連邦領域内での受入外国人の割当て、受入外国人の住所の他の欧州連合構成国への移転、家族の統合及び自発的帰還の促進の目的のために、登録簿を作成する。

(2) 登録簿には次の各号に掲げるデータを蓄積する。

1. 外国人について

a) 過去に用いていた氏名及び国内での宛先を除く個人的事項、出身国における最終居住地並びに自発的に申告された宗教

b) 職業及び職業教育に関する事項

c) ビザ又は滞在許可の付与を求める申請の提出年月日、申請の処理を所管する機関及び申請又は手続の状況に対する決定に関する事項

d) 身元証明文書及び旅行文書に関する事項

e) 外国人中央登録簿番号及びビザデータベース番号

f) 出国の目的国及び年月日

2. 第1項に規定する外国人の家族構成員についての第1号aに掲げる個人的事項(ただし自発的に申告された宗教は除く。)

3. 婚姻、人生パートナーシップ又は血族関係を証明する文書に関する事項

(3) 外国人官庁及び在外公館は、次の各号に掲げる場合には、第2項に掲げるデータを遅滞なく登録官庁に伝達することを義務付けられる。

1. 第24条第1項の規定により滞在許可の申請が行われた場合

2. 連邦領域における一時的保護の請求のためにビザの申請が行われた場合

(4) 外国人中央登録簿法第8条及び第9条^(注78)の規定を準用する。

(5) 外国人官庁、在外公館及び指令2001/55/EC 第27条第1項の規定による連邦移住難民庁に設置された国の連絡機関を含む同庁の他の組織単位に対しては、滞在の保障、受入外国人の連邦領域内での割当て、受入外国人の他の欧州連合構成国への住所の移転、家族の統合及び自発的帰国の促進に関する、外国人法規上及び庇護法規上の任務遂行の目的のために、要求に応じて、データを伝達することが許される。^(注79)

(6) 登録官庁は、第5項に規定するデータ伝達について記録を作成しなければならない。外国人中央登録簿法第13条^(注80)の規定を準用する。

(7) 第3項及び第5項に規定するデータ伝達は、文書、電子的方式又は自動処理方式により行われる。外国人中央登録簿法第22条第2項から第4項^(注81)までの規定を準用する。

(8) データは、外国人の一時的保護の終了後2年以内に消去しなければならない。本人への情報開示及びデータの封鎖^(注82)には、外国人中央登録簿法第34条第1項及び第2項並びに第37条^(注83)の規定を準用する。

第91 b 条 国の連絡機関としての連邦移住難民庁によるデータ伝達

指令2001/55/EC 第27条第1項に規定する国の連絡機関としての連邦移住難民庁は、受入外国人の他の欧州連合構成国への住所の移転又は

家族の統合の目的のために、第91 a 条に規定する登録簿のデータを、次の各号に掲げる機関に伝達することを許される。

1. 他の欧州連合構成国の国の連絡機関
2. 欧州共同体の機関及び組織^(注84)
3. 連邦データ保護法第 4 b 条第 3 項の基準^(注85)による適切なデータ保護水準が保障されている、その他の外国機関又は超国家的機関及び国家間機関

第91 c 条 指令2003/109/EC の実施のための 共同体内の情報

- (1) 連邦移住難民庁は、指令2003/109/EC 第25条にいう国の連絡機関として、外国人が長期滞在権者としての法的地位を有している他の欧州連合構成国の所管官庁に対し、第38 a 条第 1 項に規定する滞在許可の付与若しくは延長に関する決定の内容及び日付又は EC 継続滞在許可の付与について通知する。決定を下した官庁は、必要な事項を遅滞なく連邦移住難民庁に伝達する。国の連絡機関に対しては、第 1 文に規定する通知に必要なデータは、外国人中央登録簿番号を用いて外国人中央登録簿から自動的に伝達することができる。
- (2) 連邦移住難民庁は、第51条第 9 項に規定する手続において生じた照会を、予定される措置並びに外国人官庁から通知された本質的な事実上及び法律上の理由を申告して、関係する欧州連合構成国の所管機関に職権により送付する。外国人官庁は、このため、必要な事項を連邦移住難民庁に伝達する。連邦移住難民庁は、この関連で受け取った他の欧州連合構成国の機関の回答を所管する外国人官庁に送付する。
- (3) 連邦移住難民庁は、他の欧州連合構成国で長期滞在権者としての法的地位を有する外国人が次の各号に掲げる場所への国外退去強制又は現場退去強制を予告され若しくはこれら

の措置を実施されたこと又は第58 a 条の規定により同様の国外退去強制命令を受け、若しくは実施されたことを、当該構成国の所管機関に職権により通知する。

1. 当該外国人が長期滞在の権利を保障されている欧州連合構成国
2. 欧州連合外の領域

当該通知においては、滞在の終了の本質的理由を示すものとする。第71条の規定により当該措置を命令するドイツの官庁が予定する措置又は実施した措置を連邦移住難民庁に通知したときは、ただちに情報が提供される。^(注86)第 3 文に掲げる官庁は、このため、連邦移住難民庁に必要な事項を遅滞なく伝達する。

- (4) 第 1 項から第 3 項までに規定する通知の際には、外国人の同定のために、当該外国人の個人的事項を伝達する。第 3 項の場合に、長期滞在権者と家族共同生活を営む家族構成員も同様に該当するときは、当該家族構成員の個人的事項も伝達する。
- (5) 連邦移住難民庁は、指令2003/109/EC 第22条第 3 項第 2 段落の規定により定められている関与との関連で他の欧州連合構成国の機関から受けた照会を所管する外国人官庁に送付する。所管外国人官庁は、同官庁が知り得た次の各号に掲げる事項を連邦移住難民庁に通知する。
 1. 長期滞在の権利を保障された当該外国人の個人的事項
 2. 当該外国人に対して下された外国人法規上又は庇護法規上の決定
 3. 連邦領域又は第三国への送還の得失
 4. 協議を求めてきた構成国の滞在法上の決定にとって重要であると認められるその他の事情

その他の場合には、所管する外国人官庁は、有用な事項を知り得ていない旨を通知する。連邦移住難民庁は、これらの事項を協議を求

めてきた欧州連合構成国の所管機関に職権により送付する。

- (6) 連邦移住難民庁は、他の欧州連合構成国からの次の各号に掲げる通知の内容をそれぞれ所管する外国人官庁に職権により通知する。
1. 他の欧州連合構成国が EC 継続滞在許可を有する外国人に対し滞在を終了させる措置をとることを予定し、又は実施すること。
 2. EC 継続滞在許可を有する外国人が他の欧州連合構成国で長期滞在権者となったこと又は当該外国人に他の欧州連合構成国で滞在資格が付与され、又はその滞在資格が延長されたこと。

第91 d 条 指令2004/114/EC の実施のための 共同体内の情報

(1) 連邦移住難民庁は、指令2004/114/EC に規定する滞在許可の付与の要件の有無について他の欧州連合構成国の所管官庁が行う審査を可能にするため、要求に応じて、当該官庁に必要な情報を提供する。情報は、次の各号に掲げる事項を含む。

1. 外国人の個人的事項並びに身元証明文書及び旅行文書に関する事項
2. ドイツにおける現在及び過去の滞在上の地位に関する事項
3. 終了した刑事捜査手続又は外国人官庁が知り得た刑事捜査手続に関する事項
4. その他の外国人に関するデータ。ただし、外国人中央登録簿に蓄積されたもの又は外国人関係文書若しくはビザ関係文書から得られるものであって、他の欧州連合構成国がその伝達を要求したものに限る。

外国人官庁及び在外公館は、このために、連邦移住難民庁の要求があった場合には、情報提供のために必要な事項を同庁に伝達する。

(2) 第16条第6項に規定する滞在資格又はこれ

に相当するビザの付与の要件の審査に必要な場合に限り、外国人官庁及び在外公館は、連邦移住難民庁を通じて他の欧州連合構成国の所管機関に情報を要求することができる。外国人官庁及び在外公館は、このために、次の各号に掲げる事項を伝達することができ、特別な理由がある場合には要求する情報の内容をより詳細に説明することができる。

1. 外国人の個人的事項
2. 外国人の身元証明文書及び旅行文書並びに他の欧州連合構成国で発行された滞在資格証に関する事項
3. 滞在資格の付与の申請の対象及び申請地に関する事項

連邦移住難民庁は、受け取った情報を所管する外国人官庁及び在外公館に送付する。外国人官庁及び在外公館は、他の欧州連合構成国の所管機関の情報に含まれる伝達されたデータを、この目的に限り利用することを許される。

第91 e 条 一時的保護のための登録簿及び共同 体内のデータ伝達のための共通規定

第91 a 条から第91 d 条において、次の各号に掲げる語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1. 個人的事項 氏名、特に姓、出生時の氏名、名及び過去に使用していた氏名、出生年月日、出生地、性別、国籍及び国内での宛先
2. 身元証明文書及び旅行文書に関する事項 種別、番号、発行機関、発行年月日及び有効期間

第8章 移住難民統合専門委員

第92条 専門委員の職

(1) 連邦政府は、移住難民統合専門委員を任命

する。

- (2) 専門委員の職は、連邦最高官庁に置くものとし、連邦議会議員を充てることができる。専門委員は、承認(連邦大臣法第 5 条第 2 項第^(注88)2 文、政務次官の法律関係に関する法律第^(注89)7 条)を必要とすることなく、政務次官の法律関係に関する法律に規定する職を兼ねることができる。この場合において、専門委員の職務遂行は、政務次官の法律関係に関する法律に定める法的地位による影響を受けない。
- (3) 任務の遂行に必要な人員及び物品が提供されなければならない。予算は、第 2 項第 1 文に規定する連邦最高官庁の個別予算の専門委員の項目に記載されなければならない。
- (4) この職は、解任の場合を除き、新たに選挙された連邦議会の招集をもって終了する。

第93条 任務

専門委員は、次の各号に掲げる任務を有する。

1. 継続して連邦領域に居住する移民の統合を促進すること、特に、労働市場政策及び社会政策の観点をも顧慮して、統合政策の展開において連邦政府を支援すること並びに統合政策の発展のために欧州の域内でも提案を行うこと。
2. 外国人とドイツ人の間及び外国人の様々な集団の間の可能な限り緊張のない共生のための条件を発展させること、相互理解を促進すること並びに他国人への敵視に反対すること。
3. 外国人についての正当化できない不平等な取扱いに反対すること。
4. 連邦領域に存在する外国人の利益が適切に考慮されるよう支援すること。
5. 法律上の帰化の可能性について情報提供すること。
6. 連邦領域において生活する欧州連合市民の自由移動権の保障に留意し、更なる制度

整備について提案を行うこと。

7. 継続して連邦領域に居住する移民の統合のための自発的活動を、州及び地方自治体の地域団体並びに社会集団においても奨励し、支援すること。
8. 連邦領域及び欧州連合への移住並びに他の国への移住の動向について注視すること。
9. 第 1 号から第 8 号までに掲げる任務領域において、地方自治体、州、他の欧州連合構成国及び欧州連合の機関で専門委員と同様又は類似の任務を有するものと協力すること。
10. 第 1 号から第 9 号までに掲げる任務領域について公衆に情報提供すること。

第94条 職務権限

- (1) 専門委員は、連邦政府若しくは各連邦省の法規案又はその他の案件で専門委員の任務領域に関わるものについて、可能な限り早期に関与する。専門委員は、連邦政府に対して提案を行い、意見表明を送付することができる。連邦省は、専門委員の任務遂行を支援する。
- (2) 専門委員は、ドイツ連邦議会に対して、少なくとも 2 年に 1 回、ドイツにおける外国人の状況について報告書を提出する。
- (3) 連邦の公的機関が第93条第 3 号に規定する違反を犯し、又はその他外国人の法律上の権利を保障しなかった旨の十分な根拠がある場合には、専門委員は、当該公的機関に対して意見表明を求めることができる。専門委員は、当該意見表明に、専門委員による評価を添付し、当該公的機関及びその上級機関に送付することができる。連邦の公的機関は、情報を提供し、質問に回答する義務を負う。公的機関は、本人自身が自己の案件について当該公的機関に対して行動するよう専門委員に依頼した場合又は当該外国人の同意が他の方法に

より証明された場合に限り、個人データを伝達する。

第9章 刑罰及び過料規定

第95条 刑罰規定

- (1) 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の自由刑又は罰金刑に処する。
1. 第48条第2項が併せて適用されるとき第3条第1項第1文の規定に違反して連邦領域に滞在する者
 2. 第4条第1項第1文に規定する必要な滞在資格なしに連邦領域に滞在し、出国義務の履行が強制可能であり、かつ、国外退去強制が停止されていない者
 3. 第14条第1項第1号又は第2号の規定に違反して連邦領域に入国した者
 4. 第46条第2項第1文若しくは第2文又は第47条第1項第2文若しくは第2項に規定する執行可能な命令に違反した者^(注90)
 5. 第49条第2項の規定に違反して申告を行わず、又は不実若しくは不完全な申告をした者。ただし、その行為が第2項第2号の規定により刑罰に処せられる場合を除く。
 6. 第49条第10項の規定に違反して当該規定に掲げる措置を受忍しない者
 - 6a. 第54a条の規定に違反して反復して届出義務を履行せず、滞在の場所の制限その他の負担に反復して違反し、居住に係る義務の拒否の法的効果について繰り返し指摘を受けたにもかかわらず当該義務を履行せず、又は第54a条第4項の規定に違反して特定の通信手段を利用した者
 7. 第61条第1項に規定する場所の制限に反復して違反した者
 8. 外国人を主たる構成員とする団体又は集団であって、禁止を免れるため、官庁に対してその存在、目標又は活動を秘匿してい

- るものに連邦領域において所属する者
- (1a) 社会法典第3編第404条第2項第4号又はこの法律の第98条第3項第1号に規定する行為を故意に行い、第4条第1項第1文の規定により連邦領域での滞在のため滞在資格を必要としており、かつ、滞在資格として第6条第1項に規定するシェンゲン・ビザのみを保有している者も同様に処罰する。
- (2) 次の各号のいずれかに該当する者は、3年以下の自由刑又は罰金刑に処する。
1. 第11条第1項第1文の規定に違反し、次に掲げるいずれかの行為を行った者
 - a) 連邦領域への入国
 - b) 連邦領域における滞在
 2. 自己のため若しくは他人のために滞在資格若しくは猶予を取得するために不実の若しくは不完全な申告を行った者若しくは利用した者又はこのようにして取得した文書を法的取引において欺もうのために事情を知りながら使用した者
- (3) 第1項第3号、第1a項及び第2項第1号aの場合には、未遂を処罰することができる
- (4) 第2項第2号に規定する犯罪行為に関連する物件は、没収することができる。
- (5) 難民の法的地位に関する条約第31条第1項の規定は、影響を受けない。
- (6) 第1項第2号及び第3号の場合において、脅迫、贈賄若しくは職員との共謀によって取得した滞在資格又は不実の若しくは不完全な申告によって取得した滞在資格に基づく行為は、必要な滞在資格なしの行為とみなす。

第96条 外国人を密入国させること

- (1) 次の各号に掲げる行為を他人に対し教唆し又は幫助した者は、5年以下の自由刑又は罰金刑に処する。
1. 第95条第1項第3号又は第2項第1号aに規定する行為を犯し、かつ、次に該当す

- る者
- a) そのために利益を受ける者又は利益を約束させる者
- b) 反復して又は複数の外国人のために行う者
2. 第95条第1項第1号若しくは第2号、第1a項又は第2項第1号b若しくは第2号に規定する行為を犯し、そのために、財産上の利益を受ける者又は財産上の利益を約束させる者
- (2) 第1項の場合において、次の各号に該当する者は、6月以上10年以下の自由刑に処する。
1. 業として行為する者
2. そのような行為を継続的に行うために結成された団体の構成員として行為する者
3. 行為が第95条第1項第3号又は第2項第1号aに規定する行為に関連する場合には、銃器を携帯する者
4. 行為が第95条第1項第3号又は第2項第1号aに規定する行為に関連する場合には、行為の際に使用するためにその他の武器を携帯する者
5. 密入国者を、生命に脅威を与えるような、非人道的な若しくは侮辱的な取扱い又は重大な健康障害の危険にさらす者
- (3) 未遂は、処罰することができる。
- (4) 欧州連合構成国の主権領域並びにアイスランド共和国及びノルウェー王国の主権領域への外国人の入国及び滞在に関する法規に違反する行為に対して、当該行為が次の各号のすべてに該当する場合には、第1項第1号a及び第2号、第2項第1号、第2号及び第5号並びに第3項の規定を適用しなければならない。
1. 当該行為が第95条第1項第2号若しくは第3号又は第2項第1号に掲げる行為に相当するとき。
2. 行為者が欧州連合構成国又はその他の欧

州経済領域協定締約国のいずれの国籍も有しない外国人を支援するとき。

- (5) 第4項が併せて適用されるときを含め第2項第1号及び第2項第2号から第5号までの場合においては、刑法典第73d条^(注91)の規定を適用しなければならない。

第97条 死亡に至らしめた密入国；業としての密入国及び団体による密入国

- (1) 第96条第4項が併せて適用されるときを含め第96条第1項の場合に、密入国者を死に至らしめた者は、3年以上の自由刑に処する。
- (2) 第96条第4項が併せて適用されるときを含め第96条第1項の場合に、そのような行為を継続的に行うために結成された団体の構成員として、業として行為する者は、1年以上10年以下の自由刑に処する。
- (3) 第1項の場合において比較的軽微でないときは、1年以上10年以下の自由刑とし、第2項の場合において比較的軽微でないときは、6月以上10年以下の自由刑とする。
- (4) 刑法典第73d条の規定を適用しなければならない。

第98条 過料規定

- (1) 第95条第1項第1号若しくは第2号又は第2項第1号bに掲げる行為を過失によりなす者は、秩序違反を犯したものとする。
- (2) 次の各号に掲げる者は、秩序違反を犯したものとする。
1. 第4条第5項第1文の規定に違反して、証明を行わない者
2. 第13条第1項第2文の規定に違反して、国境通過交通の警察的規制に服しない者
3. 第48条第1項又は第3項第1文の規定に違反して、これらの規定に掲げる文書若しくは記録を提示せず、若しくは適時に提示せず、手渡さず、若しくは適時に手渡さず、

- 又は引き渡さず、若しくは適時に引き渡さない者
4. 第44 a 条第 1 項第 1 文第 3 号、第 2 文又は第 3 文に規定する執行可能な命令に違反する者
- (2a) 第 4 条第 3 項第 2 文に違反して、外国人が利得を求めて行う継続的な有償のサービス又は労務の提供であって、故意に又は軽率に外国人に委託する者
- (3) 次の各号に掲げる者は、秩序違反を犯したものである。
1. 故意又は過失により、第 4 条第 3 項第 1 文に違反して自営業に従事する者
 2. 故意又は過失により、第12条第 2 項第 2 文若しくは第 4 項に規定する執行可能な負担又は第54 a 条第 2 項若しくは第61条第 1 項第 1 文に規定する場所の制限に違反する者
 3. 故意又は過失により、第13条第 1 項の規定に違反して、許された国境通過所以外で若しくは所定の通行時間外に入国若しくは出国し、又は旅券若しくは代用旅券を携帯しない者
 4. 故意又は過失により、第46条第 1 項、第 54 a 条第 1 項第 2 文若しくは第 3 項又は第 61 条第 1 項第 2 文に規定する執行可能な命令に違反する者
 5. 故意又は過失により、第54 a 条第 1 項第 1 文の規定に違反して、届出を行わず、又は届出を正しく若しくは適時に行わない者
 6. 故意又は過失により、第80条第 4 項の規定に違反して、当該規定に掲げる申請を行わない者
 7. 故意又は過失により、第99条第 1 項第 7 号又は第10号の規定による法規命令が、特定の構成要件について、この過料規定を指示する限りにおいて、当該法規命令に違反する者

- (4) 第 2 項第 2 号及び第 3 項第 3 号の場合には、秩序違反の未遂を処罰することができる。
- (5) 秩序違反に対しては、第 2 a 項の場合には 50 万ユーロ以下の、第 2 項第 2 号及び第 3 項第 1 号の場合には 5,000 ユーロ以下の、第 1 項、第 2 項第 1 号及び第 3 号並びに第 3 項第 3 号の場合には 3,000 ユーロ以下の、その他の場合には 1,000 ユーロ以下の過料を科すことができる。
- (6) 難民の法的地位に関する条約第 31 条第 1 項の規定は、影響を受けない。

第10章 命令制定権；経過規定及び末尾規定

第99条 命令制定権

- (1) 連邦内務省は、連邦参議院の同意を要する法規命令により、次の各号に掲げる権限を有する。
1. 外国人の滞在を容易にするために、滞在資格の必要の免除を定め、免除の付与のための手続並びに免除事由が発生した場合のこの法律による滞在資格の効力の継続及びその後の付与の更新のための手続を定め、並びに連邦領域内における外国人の職業活動の制御のために免除を制限すること。
 2. 滞在資格を外国人官庁において入国前に取得すること又は滞在資格を入国後に取得することが可能であることを定めること。
 3. 他の関係官庁の協力を確保するために、ビザの付与に外国人官庁の同意を必要とする場合を定めること。
- 3a. 第20条に規定する研究者への滞在資格の付与の手続の詳細、特に以下について定めること。
- a) 研究機関の認定の要件及び手続並びに期間、研究機関の認定の取消し並びに第 20 条第 1 項第 1 号に規定する受入協定の締結の要件及び内容を定めること。

- b) 認定を所管する官庁が認定された研究機関の宛先を公表し、公表の際には第20条第3項に規定する意思表示について指摘することを定めること。
 - c) 認定された研究機関に関する、認定の取消しの理由となる情報について、認定を所管する官庁に通知することを外国人官庁及び在外公館に義務付けること。
 - d) 認定の要件の喪失、締結された受入協定の要件の喪失又はその他の重要な事情の変更を通知することを認定された研究機関に義務付けること。
 - e) 研究機関の認定を補佐し、及び第20条の適用を監視し、評価する、研究移民のための審議会を連邦移住難民庁に設置すること。
 - f) 研究機関の認定申請の処理を開始する時点
- 3b. 第4条第3項第1文に規定する許可を常に又は一定の要件の下で要しない自営業を定めること。
 - 4. 救援状況及び災害状況における救助に関連して入国する外国人の旅券義務を免除すること。
 - 5. その他の公的なドイツの身分証明書を旅券代用物として採用し、又は許容すること。
 - 6. ドイツの官庁が発行したものではない公的な身分証明書一般を旅券代用物として許容すること。
 - 7. ドイツ連邦共和国の利益の保護のために、滞在許可の必要を免除される外国人及びビザをもって入国する外国人が、入国時又は入国後に外国人官庁その他の官庁に対し、その滞在を届け出なければならないことを定めること。
 - 8. 旅行の往來を可能とするため又は容易にするために、外国人がすでに有する連邦領域へ帰還する権利を旅券代用物において証明することができることを定めること。
 - 9. 身分証明書の代用物を発行する要件及びその有効期間を定めること。
 - 10. 旅券、旅券代用物及び身分証明書の代用物の発行・延長、紛失・再発見並びに提示及び引渡しについて、並びに入国、出国及び連邦領域における出現並びに所管官庁の決定のこれらの文書への記載に関して、連邦領域に滞在する外国人の身分証明法規上の義務を定めること。
 - 11. 第91 a 条に規定する登録簿並びにデータ伝達の要件及び手続の詳細を定めること。
 - 12. 第24条第1項の規定により一時的保護が保障された外国人の住所を、他の欧州連合構成国に移転することのできる方法を定めること。
 - 13. 写真及び指紋についての要求の詳細並びにこの法律の施行の際に使用する様式の見本及び発行方式並びに共同体法の規制を基準とした、第78条第3項の規定による暗号化した形での、第78条第6項及び第7項の規定による、指標の採取及び登載の詳細を定めること。
 - 14. この法律及び他の法律の外国人法規関係の規定による外国人官庁の任務の遂行に必要な限り、次の各号に掲げる組織が要求がなくとも外国人の個人データ、外国人に対する職務行為その他の措置並びに外国人についての情報を外国人官庁に伝達しなければならないことを定めること。
 - a) 住民登録官庁
 - b) 連邦被追放者法第15条に規定する国籍及び証明所管官庁
 - c) 旅券所管官庁及び身分証明所管官庁
 - d) 社会局及び少年局
 - e) 法務官庁、警察官庁及び秩序所管官庁
 - f) 連邦雇用エージェンシー

g) 税務署及び中央税関

h) 営業所管官庁

i) 在外公館

j) 求職者のための基礎保障の運営機関

当該法規命令は、伝達されるべきデータの種類及び範囲、措置並びにその他の情報を定める。データ伝達は、この法律又は他の法律の外国人法規関係の規定による外国人官庁の任務の遂行に必要な限りにおいてのみ、定めることが許されること。

(2) 連邦内務省は、さらに、連邦参議院の同意を要する法規命令により次の各号に掲げることを定める権限を有する。

1. 各外国人官庁が、所管地域内に滞在し、又は滞在していた外国人、外国人官庁に申請を提出し、又は入国及び滞在を届け出た外国人、並びに外国人官庁が外国人法規上のその他の措置又は決定を行った外国人に関するデータファイルを管理すること。

2. 在外公館が付与されたビザ及び拒否されたビザに関するデータファイルを管理すること並びに当該データファイルに蓄積されたデータを相互に交換することができること。

3. この法律の施行を委任された官庁が自己の任務の遂行に必要なその他のデータファイルを管理すること。

第1文第1号の規定により、外国人の国籍及び宛先を含む個人的事項、旅券、外国人法規上の措置及び外国人中央登録簿への登録に関する事項、並びに外国人の過去の宛先、所管外国人官庁及び他の外国人官庁に対する文書引渡しに関する事項が登録される。その他の個人データを蓄積する外国人官庁の権限は、州のデータ保護法の規定に従う。

(3) 連邦内務省は、外務省の合意を得て、連邦参議院の同意を要しない法規命令により、第73条第1項にいう所管機関を定める権限を有

する。

(4) 国家間協定の実施又は公共の利益の保護に必要な場合には、連邦内務省は、第1項第1号及び第2号に規定する法規命令を、連邦参議院の同意を得ることなく発すること及び改正することができる。第1文に規定する法規命令は、遅くとも施行の3月後に失効する。連邦参議院の同意を要する法規命令により、その有効期間を延長することができる。

第100条 用語の調整

連邦内務省は、連邦参議院の同意を要しない法規命令により、この法律で使用されている人の名称を、規定の内容を変更することなく可能であり、かつ、用語上正しい場合には、性中立的な又は男性及び女性の人の名称に置き換え、それに伴う用語の調整を行うことができる。連邦内務省は、第1文に規定する法規命令を発した後、この法律の文言を連邦法律公報で公示することができる。

第101条 従前の滞在の権利の効力の継続

(1) 2005年1月1日より前に付与された滞在権(Aufenthaltsberechtigung)又は期間の定めのない滞在許可(unbefristete Aufenthaltserlaubnis)は、付与の理由となった滞在目的及び事実関係に従って、定住許可として引き続き効力を有する。1980年7月22日の人道的援助活動の枠内で受け入れた難民のための措置に関する法律(連邦法律公報 第I部 1,057頁)第1条第3項の規定により又は同法の準用により付与された期間の定めのない滞在許可、及びこれに続けて付与された滞在権は、第23条第2項に規定する定住許可として引き続き効力を有する。

(2) その他の滞在資格(Aufenthaltsgenehmigung)は、付与の理由となった滞在目的及び事実関係に従って、滞在許可として引き続

き効力を有する。

- (3) 2007年8月28日より前に「EC 継続滞在」の注記を付して与えられた滞在資格 (Aufenthaltstitel) は、EC 継続滞在許可として引き続き効力を有する。

第102条 外国人法規上の措置の効力の継続及び算入

- (1) 2005年1月1日より前に行われたその他の外国人法規上の措置、特に期間及び場所の制限、条件及び負担、政治活動の禁止及び制限並びに法的効果及び効果の期間の設定を含む国外退去命令、国外退去強制の予告、国外退去強制の停止及び国外退去強制、並びに優遇措置、旅券及び旅券代用書類の認定、旅券義務の免除並びに費用及び手数料の決定は、なお効力を有する。支払保証に関する措置及び合意は、その全部又は一部が、この法律の施行後の期間に係る場合にも、なお効力を有する。外国人法第69条の規定による申請により生じた法的効果に準用する。
- (2) 2005年1月1日より前の特別滞在権 (Aufenthaltsbefugnis) 又は猶予の保有期間は、第26条第4項に規定する定住許可の付与のための期間に算入する。

第103条 従前の法規の適用

1980年7月22日の人道的援助活動の枠内で受け入れた難民のための措置に関する法律(連邦法律公報 第I部 1,057頁)第1条の規定により、難民の法的地位に関する条約第2条から第34条までに規定する法的地位をこの法律の施行の前に享受している者については、同法第2 a 条及び第2 b 条の規定を、2005年1月1日まで効力を有した法文により、引き続き適用する。この場合は、第52条第1項第1文第4号の規定を準用する。

第104条 経過規定

- (1) 2005年1月1日より前に提出された、期間の定めのない滞在許可又は滞在権の付与をを求める申請については、この時点まで効力を有した法規により決定しなければならない。第101条第1項の規定を準用する。
- (2) 2005年1月1日より前に滞在許可又は特別滞在権を保有していた外国人について定住許可の付与を決定する場合、語学の知識に関しては、簡単なドイツ語により口頭の意味疎通ができることのみが必要とされる。第9条第2項第1文第3号及び第8号の規定は、適用しない。
- (3) 2005年1月1日より前に適法にドイツに滞在していた外国人の、この時点より前に出生した子の呼寄せについては、滞在法がより有利な法的地位を与えない限り、外国人法第20条の規定を最終的に効力を有した法文により適用する。
- (4) この法律の施行までに外国人法第51条第1項の要件の存在が確定的となった外国人の成年かつ未婚の子は、当該外国人の庇護申請の時点で未成年であり、かつ、少なくとも外国人法第51条第1項の要件の確定以降、連邦領域に滞在しており、かつ、その統合を期待することができる場合には、第25条第2項の規定を準用して、滞在許可が付与される。滞在許可の付与は、当該子が最近3年間に故意の犯罪行為により6月以上の少年刑若しくは自由刑又は180日分以上の罰金刑の判決を受けている場合には、拒否することができる。
- (5) 2004年1月1日から2004年12月31日までの期間に庇護権者として認定された外国人、当該期間中に外国人法第51条第1項に規定する要件の存在が確定された外国人又は当該期間中に1980年7月22日の人道的援助活動の枠内で受け入れた難民のための措置に関する法律(連邦法律公報 第I部 1,057頁)第1条の

規定により又は同法の準用により、期間の定めのない滞在許可を付与された外国人は、2005年1月1日より前にドイツ語課程への参加を開始していなかった場合には、第44条第1項に規定する統合講習に無償で1回参加する請求権を有する。

(6) 2007年5月24日^(注92)まで効力を有した法文による第23条第2項の規定は、2007年5月24日まで効力を有した法文に基づき下された州の最高官庁の命令がドイツ連邦共和国の特別な政治的利益が存在するために定住許可を付与することを定めるものである場合には、引き続き適用する。第23条第2項第5文及び第44条第1項第2号の規定は、該当する外国人及びこの者と共に住所を連邦領域に移転した家族構成員に準用しなければならない。

(7) 外国人法第31条第1項に規定する特別滞在権又は外国人法第35条第2項に規定する滞在許可を2005年1月1日より前に保有していた、外国人の配偶者、人生パートナー及び未成年かつ未婚の子が第26条第4項の要件を満たし、かつ、外国人法第31条に規定する特別滞在権又は同法第35条第2項に規定する滞在許可の付与を許す要件を引き続き満たす場合には、これらの者にも定住許可を付与することができる。

第104 a 条 既存の事例についての規定 (Altfallregelung)

(1) 外国人が2007年7月1日の時点で8年以上前から、一人若しくは複数の未成年かつ未婚の子と同居している場合には6年以上前から、中断することなく猶予され、〔庇護手続法の規定により〕滞在を許されて (gestattet) 又は人道上の理由による滞在許可を保有して連邦領域に滞在し、かつ、次の各号のすべてに該当する場合には、第5条第1項第1号及び第2項の規定にかかわらず、この者に滞在

許可を付与するものとする。

1. 十分な居住空間を有しているとき。
2. 言語のための共通欧州準拠枠組のA2レベル^(注93)の十分なドイツ語会話の知識を有しているとき。
3. 就学義務年齢の子について実際に通学していることを証明するとき。
4. 滞在法規上重要な事情について外国人官庁を故意に欺かず、又は滞在の終了のための官庁の措置を故意に延ばさず、若しくは妨げなかったとき。
5. 過激主義の団体又はテロリスト団体と関係を持たず、その支持もしていないとき。
6. 連邦領域において犯された故意の犯罪行為によって判決を受けていないとき。この場合において、合計50日分以下の罰金刑又は滞在法若しくは庇護手続法の規定により外国人によってのみ犯される犯罪行為を理由とする90日分以下の罰金刑は、原則として考慮しない。

外国人がその生計を職業活動により独立して確保する場合には、第23条第1項第1文に規定する滞在許可を付与する。その他の場合には、滞在許可は、第1文^(注94)の規定により付与し、当該滞在許可は、第2章第5節に規定する滞在資格とみなし、第9条及び第26条第4項の規定を適用しない。第1文第2号の要件は、2008年7月1日まで考慮しないことができる。第1文第2号に規定する要件は、外国人が身体的、知的若しくは精神的疾病若しくは障害又は年齢上の理由により満たせない場合には、考慮しない。

(2) 2007年7月1日の時点で8年以上前から、一人又は複数の未成年かつ未婚の子と同居している場合には6年以上前から、外国人が中断することなく猶予され、〔庇護手続法の規定により〕滞在を許されて又は人道上の理由による滞在許可を保有して連邦領域に滞在して

- いる場合、当該外国人の成年かつ未婚の子には、この者が入国時に未成年であり、従前の教育及び生活事情に基づき、ドイツ連邦共和国における生活事情に順応できることが保障されると認められるときには、第23条第1項第1文に規定する滞在許可を付与することができる。同伴者のいない未成年者として6年以上前から中断することなく猶予され、〔庇護手続法の規定により〕滞在を許されて又は人道上の理由による滞在許可を保有して連邦領域に滞在し、従前の教育及び生活事情に基づき、ドイツ連邦共和国における生活事情に順応できることが保障されると認められる外国人も、同様とする。
- (3) 同居する家族構成員が第1項第1文第6号という犯罪行為を犯した場合には、この規定により他の家族構成員の滞在資格の拒否をもたらす。外国人が第1項第1文第6号にいう犯罪行為を犯した場合であっても、当該外国人の配偶者が第1項のその他の要件を満たし、かつ、引き続き滞在を可能にすることが特に苛酷な状況を避けるために必要な場合には、当該配偶者には第1文の規定を適用しない。例外的な場合において子がその両親から離される場合には、子の世話は、ドイツにおいて確保しなければならない。
- (4) 滞在許可は、外国人が統合面接に参加すること又は統合協定 (Integrationsvereinbarung) を締結することを条件として付与することができる。滞在許可は、職業活動に従事する権利を保障する。
- (5) 滞在許可は、2009年12月31日までの有効期間で付与する。外国人の生計が2009年12月31日まで職業活動によりほぼ独立して確保され、又は外国人が少なくとも2009年4月1日以降一時的ではなくその生計を独立して確保している場合には、滞在許可は、さらに2年、第23条第1項第1文に規定する滞在許可

として延長するものとする。いずれの場合も、将来について生計がほぼ確保されることが事実に基づき当然に推定されなければならない。第1項第4文^(註95)の場合には、滞在許可は、当初2008年7月1日までの有効期間で付与し、外国人が遅くともその時点までに第1項第1文第2号に規定する要件を満たすことを証明する場合に限り延長する。第81条第4項の規定は、適用しない。

- (6) 滞在許可の延長に際しては、苛酷な状況を避けるために第5項の規定を考慮しないことができる。次の各号に掲げる者にこれを適用する。
1. 公認の見習職業又は国が促進する職業準備措置において職業教育中の者
 2. 補足的な社会給付を一時的にのみ受給している、子のいる家族
 3. 社会給付を一時的に受給している単身で子を養育中の者で、社会法典第2編第10条第1項第3号の規定により労働を行うことが期待できないもの
 4. 職業活動への従事が不可能な者で、必要な世話及び介護を含む生計を公的な給付がなければ継続して確保できないもの。ただし、抛出に基づく給付はこの給付に含めない。
 5. 2009年12月31日の時点で65歳以上の者で、出身国には家族がいないものの連邦領域に継続的に滞在し、又はドイツ国籍を有する親族(子又は孫)がおり、かつ、この人的集団について社会給付が請求されないことが保障されるもの
- (7) 州は、ドイツ連邦共和国の安全の理由から第1項及び第2項に規定する滞在許可を特定国の国籍者に対し拒否しなければならない旨を命令することを許される。連邦の統一性を保持するため、命令は連邦内務省との合意を必要とする。

第104b条 猶予された外国人の統合された子 のための滞在の権利

未成年かつ未婚の子の両親又は単独で身上配慮権を有する一方の親で、第104a条の規定によっては滞在許可が付与されず、又は延長されない者が出国した場合、当該子が次の各号のすべてに該当するときは、第5条第1項第1号及び第2項並びに第10条第3項の規定にかかわらず、第23条第1項第1文の規定により独立した滞在許可を付与することができる。

1. 2007年7月1日の時点で14歳に達しているとき。
2. 6年以上前から適法に又は猶予されてドイツに滞在しているとき。
3. ドイツ語に習熟しているとき。
4. 従前の学校教育及び生活態度に基づいてドイツ連邦共和国の生活環境に順応しており、かつ、将来においてもドイツ連邦共和国の生活環境に順応することが保障されているとき。
5. 身上配慮が確保されているとき。

第105条 労働資格 (Arbeitsgenehmigung) の 効力の継続

- (1) この法律の施行の前に付与された労働許可 (Arbeitserlaubnis) は、その有効期間の満了までその効力を有する。この法律によって滞在資格が付与される場合には、当該労働許可は、就労への連邦雇用エージェンシーの同意とみなされる。当該労働許可に含まれている条件は、滞在資格にも付されなければならない。
- (2) この法律の施行の前に付与された労働権 (Arbeitsberechtigung) は、就労への連邦雇用エージェンシーの無制限の同意とみなされる。

第105a条 行政手続のための規定

第4条第2項第2文及び第4文並びに第5項第2文、第5条第3項第3文、第15a条第4項第2文及び第3文、第23条第1項第3文、第23a条第1項第1文及び第2項第2文、第43条第4項、第44a条第1項第2文及び第3項第1文、第49a条第2項、第72条第1項から第4項まで、第73条第2項第2文並びに第3項第1文及び第2文、第78条第2項から第7項まで、第79条第2項、第81条第5項、第82条第1項第3文及び第3項、第87条第1項、第2項第1文及び第2文、第4項第1文、第2文及び第4文並びに第5項、第89条第1項第2文及び第3文、第3項並びに第4項、第89a条第2項、第4項第2文及び第8項、第90条、第90a条、第90b条、第91条第1項及び第2項、第91a条第3項、第4項及び第7項、第91c条第1項第2文、第2項第2文、第3項第4文及び第4項第2文、第99条並びに第104a条第7項第2文において定められた規制並びに第43条第4項及び第99条に基づいて定められた行政手続の規制に、州法は、背くことはできない。

第106条 基本権の制限

- (1) 身体の不可侵(基本法第2条第2項第1文)及び人身の自由(基本法第2条第2項第2文)の基本権は、この法律の規定を基準として制限される。
- (2) 自由剥奪の際の手続は、自由剥奪の際の裁判手続に関する法律を基準とする。現場退去強制のための勾留又は国外退去強制のための勾留の継続について決定しなければならない場合には、区裁判所は、当該手続を、確定的な決定により、現場退去強制のための勾留又は国外退去強制のための勾留が行われている地域を管轄する裁判所に移送することができる。

第107条 都市州条項

ベルリン、ブレーメン及びハンブルクの州政府は、官庁の所管に関するこの法律の規定を、当該各州の特別な行政構造に適合させる権限を有する。

*この法律は、Gesetz über den Aufenthalt, die Erwerbstätigkeit und die Integration von Ausländern im Bundesgebiet (Aufenthaltsgesetz-AufenthG) vom 30. Juli 2004 (BGBl. I S. 1950)として公布され、その後以下の7回の改正が行われた。

- ・第1回 2005年3月14日 (BGBl. I S. 721)
- ・第2回 2005年6月21日 (BGBl. I S. 1818)
- ・第3回 2006年12月5日 (BGBl. I S. 2748)
- ・第4回 2006年12月7日 (BGBl. I S. 2814)
- ・第5回 2007年5月16日 (BGBl. I S. 748)
- ・第6回 2007年7月20日 (BGBl. I S. 1566)
- ・第7回 2007年8月19日 (BGBl. I S. 1970)

翻訳に際しては、連邦法務省のホームページに掲載された2007年10月9日時点の本文<http://bundesrecht.juris.de/bundesrecht/aufenthg_2004/gesamt.pdf>を基に、上記の第6回改正、第7回改正を組み込んで訳出した。

**調査及び立法考査局ドイツ法研究会：伊東雅之、加藤眞吾、古賀豪、齋藤純子、堤健造、戸田典子、諸橋邦彦、山岡規雄、山本真生子、渡邊斉志

注

(1) 裁判所構成法 (Gerichtsverfassungsgesetz in der Fassung der Bekanntmachung vom 9. Mai 1975 (BGBl. I S. 1077), zuletzt geändert durch Artikel 5 des Gesetzes vom 13. April 2007 (BGBl. I S. 509)) は、ドイツの裁判権に服さない者として、ウィーン外交関係条約(1961.4.18)に基づく外交官等外交使節の構成員、その家族及び個人的使用人(第18条)、ウィーン領事関係条約(1963.4.24)に基づく領事機関の構成員(第19条)、ドイツに公式に招待された他

国の代表及び国際条約等に基づく者(第20条)を掲げている。第18条及び第19条に掲げる者は、その派遣国がこれらの条約の締約国でなくてもドイツの裁判権に服しないと定められている。

(2) 「外国人官庁」の原語は Ausländerbehörde。第71条第1項参照。ドイツ連邦共和国基本法第84条第1項は、州の固有の事務として連邦法律を執行する場合には、州が官庁の組織を規律する、と定めている。これに従い、具体的にどの官庁を外国人官庁とするかは、州の法律が定める。Christian Storr, et al., *Kommentar zum Zuwanderungsgesetz*, Boorberg Verlag, 2005, S. 442.

(3) 「就労」の原語は Beschäftigung。自営と区別した、特に労使関係に置かれた労働。

(4) 児童手当、児童加算は連邦児童手当法(Bundeskindergeldgesetz)に基づいて支給される。児童手当は、原則として18歳未満の者を対象とし、所得制限なく支給される。児童加算は、未成年の子をもつ所得の低い親に支給される。ただし、失業手当、社会扶助等を受給している場合には、支給されない。自分の収入及び資産では自身の生活しか維持できない親が対象である。

(5) 2007年以降出生の子について、従来の育児手当に代わり、親手当が支給される。過渡的に両者が併存する。齋藤純子「短信：ドイツ『育児手当』から『親手当』へ—家族政策のパラダイム転換」『外国の立法』229号, 2006.8, pp.164-170.

<<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/229/022908.pdf>> ; 齋藤純子「ドイツの連邦親手当・親時間法—所得比例方式の育児手当制度への転換」『2006年12月5日の親手当及び親時間に関する法律』『外国の立法』232号, 2007.6, pp.51-76.

<<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/232/023203.pdf>>

(6) 最低限の住居の面積は各州の住居監督法などにより定められている。ニーダーザクセン州では7歳以上について12㎡、6歳以下について10㎡としている。(滞在法のための暫定行政規則 2005年11月30日。

ニーダーザクセン州内務スポーツ省ホームページ
<http://cdl.niedersachsen.de/blob/images/C33706476_L20.pdf> S.14)

- (7) 「シェンゲン実施協定及びこれらの条約の関連規則」の原語は Schengen-Besitzstand。1985年にルクセンブルグのシェンゲンで締結された、共通国境管理の漸進的撤廃に関する条約(85年シェンゲン条約)、90年に締結されたシェンゲン実施協定及びこれらの条約の関連規則を指す。「シェンゲン・アキ(The Schengen acquis)」とも呼ばれる。1999年5月1日に発効したアムステルダム条約の、「シェンゲン・アキをEUの枠組みに統合する議定書」の採択により、EUの枠組みに編入された。
- (8) 大量の難民が発生した、旧ユーゴスラビアの内戦を契機として採択された指令。EU構成国は2002年末までに国内法化することとされた。発生理由が明らかで、個別審査の必要がない大量難民を一時的に保護する。川村真理『難民の国際的保護』現代人文社、2003, p.33.
- (9) 連合協定とは、EUと第三国との間に特別な関係を築くことを目的として制定される国際条約。欧州連合条約第310条(欧州共同体官報2002年C325号1頁)は、連合協定締結の権限をEUに与えている。第三国のEU加盟に備えた協定(加盟連合協定)、ECとEFTAの間の欧州経済地域協定などがある。
- (10) この法律では、滞在資格と、滞在資格を証明する物としての滞在資格証とが区別なく同じ語(Aufenthaltstitel)で表現されている。原則として「滞在資格」と訳し、明らかに「滞在資格証」を意味している場合には「滞在資格証」と訳す。滞在許可、定住許可についても同様。
- (11) 連邦雇用庁(Bunderanstalt für Arbeit)は、2004年1月から連邦雇用エージェンシー(Bundesagentur für Arbeit)に改称された。
- (12) 「シェンゲン実施協定に定める」で始まる文。
- (13) 「外国人が身体的」で始まる文。
- (14) 第2文は、「統合講習を修了した場合には、」で始まる文。

- (15) 庇護手続法(Asylverfahrensgesetz in der Fassung der Bekanntmachung vom 27. Juli 1993 (BGBl. I S. 1361), zuletzt geändert durch Artikel 3 des Gesetzes vom 19. August 2007 (BGBl. I S. 1970)). 第30条は「明らかに理由のない庇護申請」を列記している。第3項には、申請者の申告が矛盾していたり、他人の名義で申請している場合などが掲げられている。本間浩「ドイツにおける難民保護と難民庇護手続法」『外国の立法』216号, 2003.5, pp.66-114. (本間教授の翻訳は2003年時点のものである。第30条はこの後も改正されている。)
<<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/216/21602.pdf>>
- (16) シェンゲン国境規則は、EU内の国境を人が移動する場合の規則。Verordnung (EG) Nr. 562/2006 des Europäischen Parlaments und des Rates vom 15. März 2006 über einen Gemeinschaftskodex für das Überschreiten der Grenzen durch Personen (Schengener Grenzkodex) (ABl. 2006 L 105. S. 1)
- (17) 庇護を希望する外国人を州が分担して受け入れるが、庇護手続法第45条は、各州の受入数については、州が協議してその比率を決定できる、と定めている。本間 前掲注(15) (第45条は改正されている。)
- (18) 庇護手続法第46条第4項は、州は、各州にある受入施設の入出所者数、空き状況等についての情報が、中央割当機関に提供されるようにする、と定めている。第5項は、州が受入施設に空きがない場合、中央割当機関を受入施設に指名する、と定めている。本間 前掲注(15)
- (19) 庇護手続法第50条は州内での割当てに関する規定。第4項は、所管する州官庁が庇護希望者の居住地指定の決定を発する、という規定。決定の形式等も定めている。本間 前掲注(15) (第50条は改正されている。)
- (20) ドイツ語の知識を十分に持ち合わせていない者は、大学付設の学習コレークでドイツ語の準備コースを受講する。
- (21) 学生の副業とは、大学、学術機関等での副業で、時

間的制限は付されない。副業は滞在許可の付与と同時に許可される。副業は学習目的に資するものでなければならない。Storr, et. al., *op. cit.*, (2), S. 89.

- (22) 政府提出法案 (BT-Drs. 15/420) では、第20条に、ドイツへの移住を希望する外国人をポイントシステムで選抜する規定が置かれていた。要旨は次の通り：選抜手続に合格した移住希望者に定住許可を付与する。選抜手続はドイツへの適応が期待できる専門的な職能を持つ者を対象とし、ポイントシステムによる。連邦政府は、連邦議会及び連邦参議院の同意を要する法規命令により、選抜手続の詳細を定める。選抜の最低限の指標は、年齢、教育・職業上の資格、職業経験、家族の状況、言語の知識、ドイツとの関係、出身国とする。連邦移住難民庁と連邦雇用エージェンシーが、合格者数の上限を決めた後、選抜を実施する。

成立した法律では第20条は空白となったが、2007年8月19日の法律(第7回改正)により、研究目的の滞在を定める第20条が加えられた。

- (23) 社会法典第2編 (Zweites Buch Sozialgesetzbuch -Grundsicherung für Arbeitsuchende-(Artikel 1 des Gesetzes vom 24. Dezember 2003, BGBl. I S. 2954) vom 24. Dezember 2003 (BGBl. I S. 2955), zuletzt geändert durch Artikel 2 des Gesetzes vom 19. April 2007 (BGBl. I S. 538))は「失業手当II」について定めている。第6条第1項第1文は、その給付について、連邦雇用エージェンシー担当分(第1号：第2号に定めるもの以外)と自治体の担当分(第2号：未成年の子及び障害のある子のための手当、住居費、暖房費等)とを定めている。
- (24) 刑法典第232条は、性的搾取目的での人身取引を処罰する規定。第233条は、労働力搾取のための人身取引を処罰する規定。第233a条は、人身取引の促進を処罰する規定。渡邊齊志「ドイツの人身取引処罰規定改正法案」 「第...次刑法改正法案—刑法典第180条、第181条」『外国の立法』222号, 2004.11, pp.61-65 <<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/222/022202.pdf>>; 法務省大臣官房司法法制部編

『ドイツ刑法典』法曹会, 2007.

- (25) 庇護手続法第73条は、庇護権者としての認定又は難民の地位の承認の後、要件が喪失した場合等の認定の取消し及び撤回の規定である。第2 a 項は、取消し又は撤回の要件の有無の審査は、最初の庇護認定が確定してから3年以内に行わなければならないこと、審査の結果を外国人官庁に通知すること等を定めている。(第73条第2 a 項は、本間教授の翻訳後(前掲注(15))に新たに加えられ、滞在法の第7回改正と同時に改正されている。)
- (26) 滞在講習を修了した場合には、」で始まる文から最後の文まで。
- (27) 庇護手続法第55条第1項は、外国人が庇護を申請した場合、手続の間は連邦領域での滞在を許している (Aufenthaltsgestattung)。第3項は、なんらかの権利の取得や行使が、連邦領域での滞在期間次第である場合には、庇護権者として認定された場合又は難民の地位が承認された場合に限り、第1項による滞在期間を算入すると定めている。本間 前掲注(15) (第55条は改正されている。)
- (28) 「第1文第2号の規定は」で始まり、第1号から第4号までを含み、この項の最後まで続く文が第3文。
- (29) 社会法典第8編 (Achstes Buch Sozialgesetzbuch -Kinder und Jugendhilfe-(Artikel 1 des Gesetzes vom 26. Juni 1990, BGBl. I S. 1163) in der Fassung der Bekanntmachung vom 14. Dezember 2006 (BGBl. I S. 3134), geändert durch Artikel 2 Abs. 23 des Gesetzes vom 19. Februar 2007 (BGBl. I S. 122))に掲げられた少年援助は、少年事業、家庭内教育の助成、教育援助、若年成年者に対する援助など幅広い。岩志和一郎・鈴木博人・高橋由紀子「ドイツ『児童ならびに少年援助法』全訳(1)(2)(3)」『比較法学』36巻1号, pp.303-317, 37巻1号, pp.219-231, 39巻2号 pp.267-294.
- (30) 本項の最初からこの文の前の文の終わりまでのすべての部分。
- (31) この文の前の部分全部を指す。
- (32) 社会法典第3編 (Drittes Buch Sozialgesetzbuch

-Arbeitsförderung-(Artikel 1 des Gesetzes vom 24. März 1997, BGBl. I S. 594) vom 24. März 1997 (BGBl. I S. 594, 595), zuletzt geändert durch Artikel 4 des Gesetzes vom 26. März 2007 (BGBl. I S. 378))第404条は、2003年以降のEU新規加盟国国民を含む外国人に滞在資格外、EU労働資格外の就労をさせた者等を秩序違反とする規定。

(33) 不正労働は、不正労働防止法 (Schwarzarbeitsbekämpfungsgesetz vom 23. Juli 2004 (BGBl. I S. 1842), zuletzt geändert durch Artikel 6 des Gesetzes vom 24. Juni 2005 (BGBl. I S. 1841))第2条第2項が定義している。社会保障法規上の届出義務、社会保険料支払義務等又は納税義務等を履行しない労働をさす。同法第10条は、外国人を、ドイツ人とは極めて不均衡な労働条件で、故意に滞在資格外、EU労働資格外の就労をさせた雇用主を自由刑又は罰金に処するとしている。同法第11条は、同時に5人以上の外国人に故意に滞在資格外、EU労働資格外の就労をさせた雇用主、滞在資格外、EU労働資格外の就労を故意に繰り返して行った外国人を自由刑又は罰金刑に処するとしている。

(34) 労働者派遣法 (Arbeitnehmerüberlassungsgesetz in der Fassung der Bekanntmachung vom 3. Februar 1995 (BGBl. I S. 158), zuletzt geändert durch Artikel 233 der Verordnung vom 31. Oktober 2006 (BGBl. I S. 2407))第15条、第15a条、第16条第1項第2号は、滞在資格等が許さないにもかかわらず、外国人を派遣労働者として就労させた派遣先、派遣元を刑罰又は秩序違反に処する規定。

(35) 第42条第1項及び第2項に基づき、新規に入国する外国人の就労の許可に関する命令(就労令)が定められている。Verordnung über die Zulassung von neu einreisenden Ausländern zur Ausübung einer Beschäftigung (Beschäftigungsverordnung-BeschV) vom 22. November 2004 (BGBl. I S. 2937), zuletzt geändert durch Artikel 1 der Verordnung vom 28. Juni 2007 (BGBl. I S. 1224).

(36) 第42条第2項に基づき、国内に居住する外国人の

就労の方法及び許可に関する命令(就労手続令)が定められている。Verordnung über das Verfahren und die Zulassung von im Inland lebenden Ausländern zur Ausübung einer Beschäftigung (Beschäftigungsverfahrensverordnung-BeschVerfV) vom 22. November 2004 (BGBl. I S. 2934), zuletzt geändert durch Artikel 7 Absatz 5 des Gesetzes vom 19. August 2007 (BGBl. I S. 1970).

(37) 青少年保護法 (Jugendschutzgesetz) では、14歳未満の者を Kind、14歳以上18歳未満の者を Jugendlicher としている。少年裁判所法 (Jugendgerichtsgesetz) も、14歳以上18歳未満の者を Jugendlicher としている。

(38) 参入協定は、社会法典第2編第15条に定められている。雇用エージェンシーと求職者の間で、労働市場への参入のために求職者が払う努力、雇用エージェンシーが提供する給付等について、6か月毎に取り決める。

(39) 国籍法 (Staatsangehörigkeitsgesetz in der im Bundesgesetzblatt Teil III, Gliederungsnummer 102-1, veröffentlichten bereinigten Fassung, zuletzt geändert durch Artikel 5 des Gesetzes vom 19. August 2007 (BGBl. I S. 1970) 第10条第1項により、一定の要件を満たす外国人は、滞在8年でドイツ国籍を取得できる。第10条第3項は、この期間を短縮できる場合を定めている。すなわち、連邦移住難民庁の証明書により、統合講習への参加が良好であったことを証明する場合には7年、ドイツ語のレベルが極めて高いことを証明するなど、特に統合が進んだ場合には6年としている。

(40) 後発帰還者 (Spätaussiedler) とは、主に、1993年以降に旧ソ連、東欧からドイツに戻ってきたドイツ系の人々。1992年までは帰還者 (Aussiedler) と呼ばれた。連邦被追放者法 (Bundesvertriebenengesetz in der Fassung der Bekanntmachung vom 10. August 2007 (BGBl. I S. 1902) 第4条参照; 近藤潤三「第6章 ドイツにおけるアオスジードラー問題の系譜と現状」『統一ドイツの外国人問題—外来民問題の文脈

- で—』木鐸社, 2002, pp.321-425.
- (41) 旅券法 (Passgesetz vom 19. April 1986 (BGBl. I S. 537), zuletzt geändert durch Gesetz zur Änderung des Passgesetzes und weiterer Vorschriften vom 20. Juli 2007 (BGBl. I S. 1566))第10条第1項は、国境通過交通の警察的規制を所管する官庁が治安上の問題等で旅券発給を拒否されたり剥奪されたりしたドイツ人に対し出国を禁止できることを定めている。第2項は、第1項で出国を拒否されたドイツ人について、例外的に出国を許す場合を定めている。
- (42) 庇護手続法第26a条第2項は、「安全な第三国とは、欧州連合の構成国以外の、付表Iに掲げる国である。」としている。付表Iには、ノルウェー、スイスが掲げられている。本間 前掲注(15)(第26a条第2項及び付表Iは、滞在法の第7回改正と同時に改正されている。)
- (43) アフガニスタン以下約130か国がアルファベット順に掲げられている。アジア、アフリカ、南アメリカ、旧ソ連、東欧諸国がほとんどである。
- (44) この項の最後の、「外国人官庁又は」で始まる文。
- (45) 庇護手続法第66条は、外国人の滞在所が不明の場合の、当該外国人の公示に関する規定。本間 前掲注(15)
- (46) 刑法典 (Strafgesetzbuch in der Fassung der Bekanntmachung vom 13. November 1998 (BGBl. I S. 3322), zuletzt geändert durch Artikel 1 des Gesetzes vom 13. April 2007 (BGBl. I S. 513))第125a条は、第125条で定める騒乱の犯情の特に重い場合を、第2文に列記している。銃器の携帯、使用する目的での他の凶器の携帯等である。法務省大臣官房司法法制部 前掲注(24)
- (47) 基幹加盟国は、オーストリア、フランス、ドイツ、イタリア、ベルギー、オランダ、ルクセンブルグ、スペイン、ポルトガル、ギリシャ、デンマーク、スウェーデン、フィンランド、ノルウェー、アイスランドの15か国。
- (48) 「若年成年者 (junger Volljährige)」は社会法典第8編第7条第3号で「18歳以上27歳未満の者」と定義

- されている。同法第41条により、通例21歳まで援助を受けることができる。岩志・鈴木・高橋 前掲注(29)
- (49) 第二次世界大戦によって深刻化した「難民」問題に対処するため、1950年12月に採択された国連総会決議に基づき、26カ国の代表からなる全権会議がジュネーブで開催され、1951年7月、「難民の地位に関する条約」が採択された。また、1967年にはこの条約を補足する「難民の地位に関する議定書」が採択された。この条約と議定書をあわせて、一般に「難民条約」と呼ぶ。外務省ホームページ<<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/nanmin/main1.html>>
- (50) 少年裁判所法 (Jugendgerichtsgesetz) では、18歳以上21歳未満の者を年少成人 (Heranwachsender) としている。
- (51) 理事会指令2001/40/EGは、ある国(送還決定国)で犯罪を犯したり、出入国管理法に違反した第三国国籍者が、他の国(送還執行国)に出現した場合の送還決定国への送還について定めている。第3条は、送還決定が下される場合(送還決定国で犯罪行為により1年以上の自由刑の判決を受けた場合、重大な犯罪を犯したという理由のある疑いがある場合等)を挙げ、対象者が送還執行国等の滞在資格を有している場合の措置等について定めている。
- (52) 引渡しの可否を決定するのは通常、上級州裁判所 (Oberlandesgericht) である。
- (53) 刑事事件における国際司法共助に関する法律 (Gesetz über die internationale Rechtshilfe in Strafsachen in der Fassung der Bekanntmachung vom 27. Juni 1994 (BGBl. I S. 1537), zuletzt geändert durch Artikel 2 des Gesetzes vom 17. Dezember 2006 (BGBl. I S. 3175))第74条は、外国との司法共助については、連邦法務省が外務省及び関係する連邦官庁と協議して決定するとしている。州政府に委任することもできる。
- (54) 「欧州人権条約」と呼ばれる条約。
- (55) 政府案では「猶予」という文言は用いられていない。両院協議会の修正案 (BT-Drs. 15/3479)により政府案第60条第11項を第60a条第1項とし、「猶予」

の語及び他の項が加えられた。

- (56) 社会法典第3編第287条は、請負契約に関する国家間協定に基づいて被用者を雇用する場合に、連邦雇用エージェンシーや関税行政官庁に発生する費用は、雇用主が負担することを定めている。
- (57) 行政費用法第20条は時効の規定。第3項は、文書による支払いの督促、支払いの猶予、執行の延期等、時効が中断される場合を掲げている。
- (58) 危険にさらされた証人保護の調和を図る法律 (Gesetz zur Harmonisierung des Schutzes gefährdeter Zeugen vom 11. 12. 2001, BGBl. I S. 3510, zuletzt geändert durch Art. 2 Abs. 12G v. 19. 2. 2007, BGBl. I S. 122) 第1条が保護されるべき者を定めている。すなわち、刑事手続において、その者の情報の提供がなければ事実の解明あるいは被疑者の所在の捜査が本質的に困難となるもので、情報提供により身体生命が危険にさらされるもの。同様の危険がある場合には、親族も保護の対象。滝沢誠「証人保護の多義的な目的」『比較法雑誌』37巻1号, 2003, pp.127-155.
- (59) 社会法典第8編第45条は、保育所など、児童や青少年を預かったり、宿泊させたりする施設の事業者は認可制とすること、適切な人手によるケアが確保されない場合には認可を拒否できること等を定めている。
- (60) 外国人中央登録簿法 (Gesetz über das Ausländerzentralregister (AZR-Gesetz) vom 2. September 1994 (BGBl. I S. 2265), zuletzt geändert durch Artikel 2 Abs. 1 des Gesetzes vom 17. März 2007 (BGBl. I S. 314)) 第21条は、連邦移住難民庁が外国人中央登録簿に収集した外国人のデータを、ビザ手続の範囲で、外務省又は在外公館の照会がある場合、連邦行政庁の関連部署に伝達すること、及びこれに関連する手続の規定。
- (61) 庇護手続中の外国人に対し、庇護手続法第55条第1項の規定により暫定的に与えられる滞在の資格。滞在法上の滞在資格ではない。本間 前掲注(15)
- (62) 連邦警察 (Bundepolizei) は、中央、東、西、南、

北の5つの連邦警察本部 (Bundespolizeipräsidium)、連邦警察庁 (Bundespolizeidirektion)、連邦警察アカデミーから成る。それぞれが連邦内務省直属である。2007年6月に内務大臣が連邦警察の改組を決定し、連邦警察法の改正を準備中。連邦警察本部は1箇所となりベルリンに置かれ、連邦警察本部の下部組織である19の連邦警察局 (Bundespolizeiamt) が9の連邦警察庁 (Bundespolizeidirektion) に統合される予定。

- (63) 連邦被追放者法第9条は、後発帰還者への援助の規定。後発帰還者が統合講習を受講する請求権を有すること等を定めている。同条第5項は、連邦移住難民庁が、統合講習の基本構造、内容を発展させる権限、種々の援助を実施する権限を有することを定めている。
- (64) 連邦内務省及び州の担当省の委託により国際移住機関 (IOM) が組織するプログラム。庇護申請中の外国人、滞在法第60a条に規定する猶予の状態にある外国人、空港に到着したものの入国を拒否された外国人等の自発的帰国を促進するため、旅費、生活スタート資金 (帰国先によりランクわけされている) を支給する。
- (65) 政府提出法案 (BT-Drs. 15/420) では、連邦移住難民庁に移住及び統合に関する専門家評議会 (移住評議会) を置く、としていた。この法律によらず、内務大臣の命令 (2003年4月3日) により設置された。Storr, et. al., *op. cit.*, (2), S. 466.
- (66) 連邦データ保護法 (Bundesdatenschutzgesetz in der Fassung der Bekanntmachung vom 14. Januar 2003 (BGBl. I S. 66), zuletzt geändert durch Artikel 1 des Gesetzes vom 22. August 2006 (BGBl. I S. 1970)) 第3条第9項に掲げられているデータとは、「人種的及び民族的出自、政治的意見、宗教的又は哲学的な信条、労働組合への加入、健康又は性生活に関する事項」である。藤原静雄「改正 連邦データ保護法 (2001年5月23日施行)」『行政管理研究』No.99, 2002. 9, pp.76-94.
- (67) 現在女性が就任しているため、女性形となっている

- る。
- (68) 刑法典第203条は、医師、弁護士等が職務上得た個人の秘密を漏洩した場合の罰則を定めている。ここに挙げられた刑法典の規定には、薬剤師、公的な又は公認の機関で働くケースワーカー、公認のソーシャルワーカー等が掲げられている。刑法典第203条第1項第3号には、弁護士、弁理士、公証人、税理士等が掲げられているが、これらはここでは除外されていることになる。(法務省大臣官房司法法制部 前掲注(24))
- (69) 租税通則法 (Abgabenordnung in der Fassung der Bekanntmachung vom 1. Oktober 2002 (BGBl. I S. 3866 ; 2003 I S. 61), zuletzt geändert durch Artikel 10 des Gesetzes vom 13. Dezember 2006 (BGBl. I S. 2878))第30条は、官吏や裁判官等の守秘義務、秘密を明かしてもよい場合等を定めている。
- (70) 連邦データ保護法第10条は、呼び出すことによって個人データの提供を可能にする「自動化された呼出処理方式」の開設に関する規定である。開設する場合には、データ提供をコントロールできなければならず、開設の目的、提供する相手、提供データの種類等を明文で定めることを求められる。開設の手続、提供状況の審査についても定めている。藤原 前掲注(66)
- (71) 庇護申請者給付法 (Asylbewerberleistungsgesetz in der Fassung der Bekanntmachung vom 5. August 1997 (BGBl. I S. 2022), zuletzt geändert durch Artikel 82 der Verordnung vom 31. Oktober 2006 (BGBl. I S. 2407))第10条は、同法の施行を所管する官庁については、州政府又は州政府から委任された州の上級官庁が定める、としている。
- (72) 社会法典第1編 (Erstes Buch Sozialgesetzbuch -Allgemeiner Teil- (Artikel) des Gesetzes vom 11. Dezember 1975, BGBl. I S. 3015) vom 11. Dezember 1975 (BGBl. I S. 3015), zuletzt geändert durch Artikel 2 Abs. 15 des Gesetzes vom 5. Dezember 2006 (BGBl. I S. 2748))第60条第1項第1文第2号は、社会給付の申請者又は受給者は、給付に関する事

情の重大な変更又は給付に関して本人が意思表示した事情の変更については、遅滞なく連絡しなければならない、と定めている。

- (73) 庇護申請者給付法第8 a条は、受給者が職業活動を始めた場合には、開始後3日以内に所管官庁に届け出なければならないと定めている。
- (74) 不正労働防止法第6条第3項第1号から第4号までは、関税行政の所管官庁は、同法、労働者派遣法、社会法典第4編中の社会保険料の支払に関する規定又は税法への違反を、各々の所管官庁に通知する、と定めている。
- (75) 不正労働防止法第2条第2項は、関税行政の所管官庁の検査業務を支援する官庁として、税務官庁、連邦雇用エージェンシー、社会保険の運営機関等を挙げている。
- (76) 連邦データ保護法第20条第5項は、本人が異議を申し立て、本人の特別な保護されるべき利益が優越することが判明した場合には、個人データの収集、処理、利用を禁止する規定。藤原 前掲注(66)
- (77) 理事会指令2001/55/EG 第15条第1項は、家族として、配偶者、EU 構成国において配偶者と同等と認められる、継続的な関係にある結婚していないパートナー、未成年の未婚の子、本人に全部又はほとんど家計を依存していたその他の血族、を掲げている。
- (78) 外国人中央登録簿法第8条は、外国人のデータを連邦移住難民庁に伝達する様々な官庁がデータの内容に責任を持つこと、間違いがあった場合には遅滞なく知らせること等を定めている。第9条は、データを蓄積する連邦移住難民庁は、データを伝達してきた官庁等を記録すること、及びその記録の使用範囲を定めている。
- (79) 理事会指令2001/55/EG 第27条第1項は、一時的保護の実施に必要な行政官庁間の協力のため、EU 構成国が各々一つの国の連絡機関を置くこと、その正式名称を他の構成国に通知すること、各国は EU 委員会と協議し、直接の協力、情報交換を可能にする措置を取り決めることを定めている。
- (80) 外国人中央登録簿法第13条は、連邦移住難民庁が

- 他の官庁にデータを伝達した場合に、伝達先の官庁等を記録すること、及びその記録の使用範囲を定めている。
- (81) 外国人中央登録簿法第22条第2項から第4項までは、自動化された呼出処理方式の開設が許される要件、個々の呼出に関する責任の所在、当該データのみを提供することの保証等を定めている。
- (82) 連邦データ保護法第3条第4項第4号に「封鎖」の定義がある。藤原教授は次のように訳している。「封鎖とは、蓄積された個人データに印をつけ、以後の当該データの処理若しくは利用を制限することをいう」藤原 前掲注(66)
- (83) 外国人中央登録簿法第34条第1項及び第2項は、蓄積されたデータを外国人本人に開示すること、開示を拒否する場合の要件を定めている。第37条は、データの封鎖に関する規定で、本人がデータの真偽に異議を唱え、所管官庁が真偽いずれとも確定できない場合、その範囲でデータを封鎖する、としている。
- (84) 「機関」とは、欧州議会、欧州理事会、欧州委員会、欧州司法裁判所、欧州検察院を指し、「組織」とは、欧州経済社会評議会、地域評議会、欧州中央銀行、欧州オンブズマン、欧州投資銀行等を指す。
- (85) 連邦データ保護法第4b条は、個人データの外国並びに超国家的機関又は国家間的機関への提供を定めている。第3項は、保護水準の適正性について定めている。藤原 前掲注(66)
- (86) 「第71条」で始まる、この文の直前の文。
- (87) 理事会指令2003/109/EC第22条第3項第2段落は、重大な公共の安全秩序への危険がある場合には、あるEU構成国で長期滞在の権利を保障されたEU外の第三国国籍者が第二のEU構成国で長期滞在の権利を求めた場合のEU外への送還を認め、その場合に第二の国が最初の国に照会することを定めている。
- (88) 連邦大臣法 (Gesetz über die Rechtsverhältnisse der Mitglieder der Bundesregierung (Bundesministergesetz), in der Fassung der Bekanntma-

- chung vom 27. Juli 1971 (BGBl. I S. 1166), zuletzt geändert durch Artikel 3 des Gesetzes vom 15. Dezember 2004 (BGBl. I S. 3390))第5条第2項第1文は、連邦政府のメンバーの公的な名誉職の兼務を禁じている。第2文は、連邦政府は第1文の例外を許すことができる、としている。
- (89) 政務次官の法律関係に関する法律 (Gesetz über die Rechtsverhältnisse der Parlamentarischen Staatssekretäre vom 24. Juli 1974 (BGBl. I S. 1538), zuletzt geändert durch Artikel 1 des Gesetzes vom 15. Januar 1999 (BGBl. I S. 10))第7条は、連邦大臣法を参照する規定である。これによれば、連邦大臣、政務次官は、州議会議員、連邦官吏、連邦の裁判官等を兼務することができない。
- (90) 「外国人の政治活動が」から、第1項の最後までの部分。
- (91) 刑法典第73d条が含まれる第7節は、違法な行為により得た利益の収奪及び没収について定めている。第73d条は、「拡大収奪」の規定で、利益を得たということを認めることが正当化される場合でも、収奪できることを定めている。法務省大臣官房司法法制部 前掲注(24)
- (92) 2007年5月16日の法律(第1回改正)の施行日が2007年5月24日であった。
- (93) 欧州評議会が定めた言語のための共通欧州準拠枠組では、言語のレベルはA1からC2までの6段階に区分されている。A2は下から2番目のレベルで、文の単位でドイツ語が理解でき、日常の慣れた状況で簡単な表現で会話ができるレベル。Goethe Institut ホームページ。<<http://www.goethe.de/lrn/prj/pba/deindex.htm#A2>>
- (94) 原文では、この項の冒頭から6号までが1つの文を構成しており、第1文である。
- (95) 「第1文第2号に規定する要件は」で始まる文。
- (96) 「第2文」の部分は、2007年8月19日の法律(第7回改正) Artikel 10(2)の規定により、2008年5月1日に削除される。